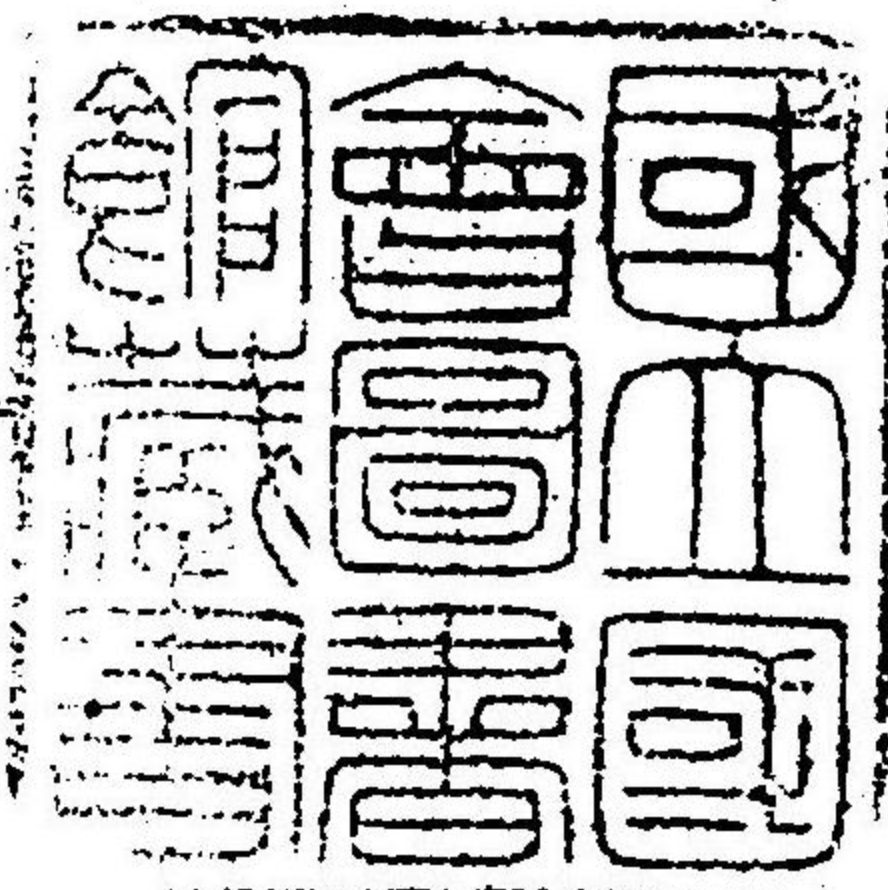




櫻痴居士漸く老たり齡已に半百を踰えて心力その半
 を銷磨し既往を回憶する毎に恍として夢の如く幾と
 歴史上の想を成せり憶ふに居士少年にして妄りに青
 雲の望を懷き笈を負ひて東遊し十九にして褐を幕府
 に釋き大に庸ひられん事を冀ひて志を得ず東西に奔
 走せる十年空しく悲慘劇場の人たりき既にして廟堂
 の諸公に知られて何りに鴉班に列したるも才短く志
 迂にして其用たるに適せず退きて筆を新聞紙に執る
 と十有餘年の久しきに至れり然れども一事の成す所
 なくして終に論壇を下りて纔に身を以て文苑の中に
 免かる而して其跡を顧みれば居士三十餘年間の境界
 は悉皆過失の實驗にして之を言ふは即ち懺悔たるに

210.58
 H821巻
 (4) II



58. 7. -1
 83W18692

二

過ぎざるのみ。蘇峰徳富君余を訪ふ毎に、此懺悔を聞くを喜び余に請ひて之を筆せしめ回を重ね章を積みて、懷往事談及び新聞紙實歴の三編を得るに至り更に之を刊行せんと謀る。噫、何を君が此新を競ひ奇を争ふの今日に於て居士が懺悔談を喜ぶ是の如くなる。居士已に當世に志なし舊を談し往を語りて其過失を懺悔するも老境の一樂なり復何を嫌て之を辭せんや乃ち稿本を訂正して印刷に附し併せて舊作を録して云く平生心力半銷磨無限烟雲眼底過昨夜月明今夜雨來宵情事更如何

明治二十七年三月念七日

櫻痴居士 福地源一郎

懷往事談目次

○第一……………一頁

○第二……………九頁

○第三 圓銀引替并通用の事情……………一九頁

 神奈川横濱の議論……………二二頁

 輸出入貿易 米麥 棹銅……………二五頁

○第四 露國使節の渡來……………二八頁

 横濱にて露國海軍士官の暗殺……………三一頁

 外國掛御老中……………三四頁

 幕府の遣米使節……………三六頁

○第五 井伊大老の不入望……………三八頁

 井伊大老の横死……………四一頁

 洋學者流の擯斥……………四四頁

外國人の地位危険……………四七頁

○第六 外交困難の状況……………四九頁
ヒースケン氏の暗殺堀部正の自殺……………五五頁

○第七 米國公使書記官殺害の葛藤……………六一頁
高輪東禪寺英國公使館の夜襲……………六四頁
兩港兩都開市延期請求の因由……………六七頁

○第八 幕府三使が歐洲へ向て發遣……………七〇頁
幕使の延期談判及び日魯經界論……………七七頁

○第九 唐大經界談判の結果……………八一頁
幕使の歸路……………八八頁

○第十 水野筑州の談話……………九二頁

○第十一 生麥償金の一條……………一〇二頁

○第十二 生麥二件の落着……………一一四頁

小笠原圖書頭上京一件……………一一七頁

○第十三 横須賀製鐵所設立の由來……………一二四頁
理事官の英佛使命……………一二九頁

○第十四 横須賀造船所設立の處理……………一三五頁

○第十五 歸朝より大政返上までの間……………一四五頁

○第十六 大政返上後の江戸……………一五五頁
前將軍家御着後の大坂城……………一六一頁

○第十七 大坂城中の狀況……………一六五頁

○第十八 大坂城立退……………一七五頁
海路東歸……………一七九頁
江戸城中の評議……………一八二頁

○第十九 主戰論者の妄念并に上野戰爭……………一八五頁
幕臣が身を處したる結局……………一八九頁

新聞紙實歴目次

四

- 新聞紙を知得て欣喜の情を起したる事……………一九五頁
- 江湖新聞を發兌して筆禍を得たる事……………一九八頁
- 再び新聞記者たるの念を起したる事……………二〇三頁
- 東京日々新聞の主筆と成たる事……………二〇五頁
- 漸進主義を執たる事……………二〇七頁
- 御用新聞記者と云はれたる事……………二一〇頁
- 新聞事業の困難なりし事……………二一四頁
- 新聞記者并に校正の事……………二一八頁
- 新聞營業に利益ありし事……………二二三頁
- 政府の機關たらんと冀望したる事……………二二六頁
- 内閣諸公と疎遠なりし事……………二二八頁
- 日報社の組織を變更したる事……………二三〇頁

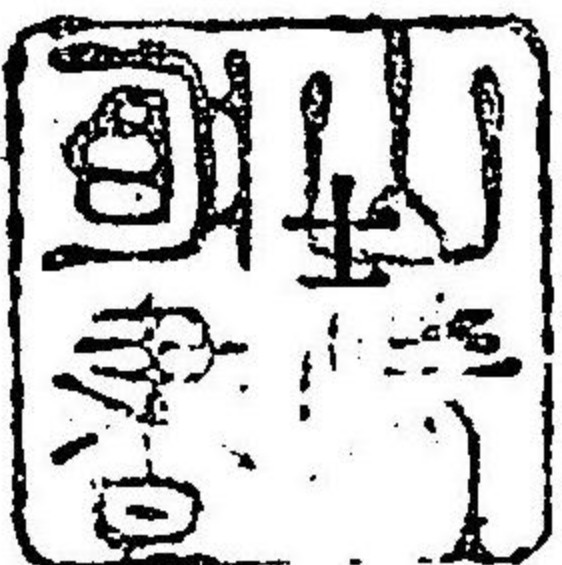
- 帝政黨起仆の事……………二三四頁
- 主權論苦戰の事……………二三七頁
- 官報發行の事……………二四〇頁
- 官吏の冷淡なりし事……………二四二頁
- 新聞紙斷念の事……………二四五頁

目次終

五

懷往事談

櫻癡居



◎第一

余が初めて幕府に釋たるは安政六年五月廿六日の事なりき此日營中に於て外國奉
行支配通辯御用御雇を申渡され直に品川へ出張すべしと命せられたり

亞英魯佛蘭五國の條約に據れば千八百五十九年七月四日を以て神奈川即ち箱館長崎の
三港を外國貿易の爲に開き此時よりして全權公使外交官は江戸に居留し領事官は其港
に居留して職務を行ふべしと定めたり而して其日限は即ち安政六年六月二日に該當せ
るを以て幕府は其用意に忙はしく特に外國方外國奉行の役所は其衝に當るを以て尤も煩擾を極
め其狀況は官衙の執務と言はんよりは寧ろ火事場騒の如くに見受られたり。右五國の
全權公使江戸居住の爲にとて各々其宿寺即ち公使館を定め英國は高輪東禪寺に亞國は麻布
善福寺に佛國は三田濟海寺に蘭國は芝西應寺にと取極め幕府は各寺の住職等が苦情を

鎮壓し其方丈書院庫裏を擧て全權公使の用に充しめたり。斯る折から英國の全權公使
 ソル、ルードルフ、フォルト、アール、コックは公使館書記官通辯官及び屬官等を率て軍艦に搭
 し五月廿六日を以て江戸灣に乗込みて品川沖に投錨し直に公書を載し外國掛御老中即
 幕府の外に來着を報し國書捧呈謁見の事を初として公使執務の手續に及ばん事を請望し
 務大臣即たり。是に依て外國奉行および其屬官等は右打合の爲に日々英艦に赴きて公使を訪問
 し往來頗る頻繁なりき。但し此應接向の事柄は余が親しく與り知らざる所なれば茲に
 は言はず。毎

品川沖に繫泊せる英艦にては日々其食料の用品を需要するに付き外國奉行は其用辨を
 取扱はしむる爲に調役同心數名を品川に派出せしめ同所の御代官方と打合せは品川
 代官の支配 英艦にて注文の品々を差支なく支給し且は彼公使と奉行との間の傳令を爲さ
 地なりし。而して余は此役人等に附屬して其通辯をなすの役目を承はつたるなり。英
 艦日用の需要品は御代官方より品川宿の商人に用達を命して其價を吟味し苟も少しく
 高直なれば嚴に是を叱責して市價に同じからしめ且つ運送の船賃は政府にて支辨し

斯く役々立會の上からは聊にても高價と有ては幕府の御失躰なり我々役人の手落なり
 と云ふ氣風は此時まで依然として幕府に存し小吏と雖も亦この氣風を失はざりき。然
 れもと英艦乗組の吏員士官等が眼より視る時は斯の如く日本役人等が干涉するからに
 は必らず其干涉に直するの口錢を貪ぼるべきに付き夫だけ我々が高價に買入るゝの損
 毛ありと邪推して早くも役人の干涉を忌むの色を顯はしたりき。この邪推は敢て其理
 なきに非ず歐米の風より視れば當然の事なりと雖も日本士流の氣風を熟知せざるに出
 てたるの邪推にして爾來貿易取引の上にて外國の官吏商人等が幕府に向ひて此干涉を
 訴へ幕府をして許多の困難を感せしめたるも實は此邪推に因由したるなり

茲に今日より見れば希有の思を爲すべき一事あり品川は旅先なりと云ふと是なり。夫
 れ品川驛は江戸東を距る僅にして所謂咫尺の間なれども幕府の制度にて高輪の大木戸
 を江戸市中の境と定め之を出れば則ち旅先と見做を以て余が一行は品川と名けたる旅
 先に出張の役々にして幕府よりは旅出張の手當を賜はり各々其旅宿を定め其出張中は
 公用の外は敢て私に江戸に歸る事を許されず、是は外國方の主任のみに非ず立合監督の事

なたる御目付方御勘定方とても皆同様にて其宿驛を通行するにも旅宿に在るにも都て遠國に於けるの待遇を受たるなり、但し旅宿は皆品川驛にて重立たる妓樓なりけるが宿驛の妓樓は表面旅籠屋の名義にて妓樓營業をなせるに僅か一人の幕吏が其家に止宿せる爲に其間付き役人の御用宿は皆この妓樓にて引受るの通例なりき。は全樓營業停止の姿にて宿に娼妓等が店頭に連座するを禁ずる而已ならず樓上各房にて伎歌の聲を爲す事を憚り娼妓等が家中を往來するにも其衣服の着様は都て尋常婦女の如くに帯を結び偶々所狎の嫖客ありて來訪するも上草履を供せずして密に樓上に伴ひ恰も密賣するの状況なりき、尤も止宿の役人は概ね是を默許すれども偶々意地悪き役人に出遇て糾問せらるゝ時は樓主は忽ち違法の罪に陥り非常の困厄に遭ふを以て其役人を見る疫鬼癘魔も皆ならざるなり、去れば止宿の役人も居常嚴格を旨として品行を修め毫も其威望を損する事なきを心掛け三度の食事には眉目よき女等が美服盛粧して給仕に出で秋波以て情を送る事あるも其實此給仕の女は娼妓にて樓主は是を給事に出し陰に之に囁る事なり役人は其心情を木石にして決して彼が謀に陥らざるを専務としたり若し誤て陥る事ありき方の耳に入れば品行不修の隙を以て其色を以て役人を誘ひ是に依て以て營業の寛を謀ると問ふを以て罰せらるゝ故なり。以て當時幕府の役人が其末路に至るまでも威嚴を保つに等閑な

らざりしを知るに足るべきなり。扱て役人が宿驛に止宿するは大抵旅行の際なれば一宿泊にて偶々川止洪水にて渡船の成りたき時に會ふも二日に出でず殊に品川の如きは役人宿泊の尤も希なる所なるに今この止宿に遇ひ爾も數日に涉れるを以て驛中妓樓の困難は一方ならず遂に相議して困難共享策を立たるにや此家には俄に重患者出來いたし惡症の傳染病に候へば大切なる御役人様方に感染いたす事あつては恐入り候に付き御宿替を願ひ奉ると云ふ辭柄にて現に余は七日間に三回の宿替をなしたりき。また幕府の役人が止宿料は木錢米代と唱へて一人一飯に付き白米二合の米代及び之を炊く薪代を支辨するのみにて其餘の茶代止宿料は支給するを要せず是は先觸を以て木錢米代を支拂ふに付き宿泊に於て馳走がましき儀は決して無用に候と達し置を常とすれども其旅宿にては丁筆の馳走取扱をなすを以て亦其常とせり木錢米代にて旅行するは幕府の役人中にてても而し自ら其定ありて一般皆然と云ふには非ざりきて其費は宿驛の公然たる入用に立るを以て取て其家の累とは成らざるに似たれども其實は宿驛分擔も行はれざるの情あるを以て幕吏は木錢米代の外に必らず相應の茶代を與ふるを例とし所謂鄙吝の譏を避る事を心掛け現に余が如きは此事情を知らざる田舎

出身の一少年なりければ俄豈より其指南を受けて其通りに行ひたりき
 六月三日に品川より江戸に歸り營中に於て御雇中御手當拾人扶持被下置旨を達せられ
 直に神奈川に出張すべしと命せられたりければ余は其翌四日を以て横濱へ赴きたり。
 横濱は原來幕府の旗本某の菜地なりけるが往年米國使節ヘルツが初て江戸灣に來れる
 時に此所にて應接に及たりければ外交には自ら縁故ある所と見えたり。扱條約面に據
 れば開港の場所は神奈川と定められり、然るに當時國家漸く多事にして攘夷論將に其氣
 焰を發し過激の士人は幕府が勅許を待たずして條約を調印し今又開港の實施に到らん
 とするを見て大に憤激し幕府の政零を妨げんとするの色を顯はしたりければ此際神奈
 川を開港場と定め各國の領事及び商人等が此に家屋を建連ねて居住し商賣したらんに
 は其地は東海道の宿驛にて往來絡繹たるを以て彼の過激黨が如何なる暴舉を外國人に
 加へ不測の國難を醸さんも知り難し、若し神奈川を避て横濱を開港場となさんには、
 若し外國全權等より其故を詰問せば神奈川とは此邊一面の總名なり現に神奈川驛の如
 きは荒宿町および青木町等の數町より成立たる宿驛なり横濱の如きも之に比しく神奈

川中の一村なれば幕府は此總名神奈川中の一部分たる横濱を以て開港場と成すに於て
 取て條約本文に違背する所なしと分疏し全權等をして之を承諾せしむべしと議決して
 既に此年の初より役員を派出し横濱をば幕府直轄の地となし草榛を刈り沼池を埋め市
 街を畫し埠頭を築き江戸神奈川下田其他諸方の商人を獎勵し勸誘して以て家屋を此新
 地に建築せしめ外國貿易に従事するの用意を爲さしめたり、されば三井を初として江
 戸の重立たる商人等が當初横濱に開店したるは更に其店主の奮發に出たる進取の商略
 あつての故に非ず商人等は皆外國貿易の前途如何を知らずして其實内心にては眞平御
 免と考へて更に前住の意なかりしを幕府の外國奉行其外が頗に勸誘し聽かざれば之に
 繼くに威迫を以てして出店せしめたるなり、尤も自ら進て出店を望みたる輩も若干あ
 りしが是皆當時の所謂山師にて冒險射利の輩にて尋常の商人には非ざりき、故に開港
 の當日までに横濱に開店したる商人等は幕府の内命にて出店したる門閥の豪商と奇利
 を博せんと望みたる冒險投機商との二種を以て組織せられたる者のみなりき。
 抑も横濱を以て神奈川開港場に充たるは當初水野筑後守岩瀬肥後守永井玄蕃頭井上信

濃守堀織部正川路左衛門尉など云へる幕吏中の俊傑が其局に當りて決議し閣老參政等を説き此事もし外國全權等が承諾せざるに於ては我等死を以て之に當るべしと決心して其責任を取り遂に此準備に至りたるなり、今日より視れば横濱の地勢の尤も開港場に適當なるは素より神奈川の比に非ざると勿論なりと雖も蓋し此諸俊傑が横濱を擇びたるは貿易上の便否に出たるには非ずして單に政略上の利害に出たるのみ彼の貿易に便なりと云へるは當時に在ては辭柄たるに過ぎざりき、然れども此選地の英斷は實に價直ある英斷にして今日に於けるも横濱の隆盛なるは全く此英斷の結果なれば歴史を論し貿易を論する輩は敢て此英斷の苦心を忘却する可からざるなり、若し當時幕府の當局者が外國全權の威權に怖れ條約の文字に牽制せられて神奈川驛を開港場に定めたらんには外交上に幾許の禍難を蒙りたらん乎は測り知り難かるべし其上に今日の隆盛は決して夢にだも想像し得べからざりしや言を俟たずして明白なるべし

然るに彼の俊傑等は儲君論の一件よりして井伊大老の怒に觸れ川路岩瀬永井等皆その職を罷はれて退隱の身となり堀は箱館に在り井上は上田に在りしを以て江戸に在る者

は僅は水野一人のみにて其餘は碌々たる凡庸の俗吏なりければ當局者たる外國方は尤も苦難の地位に立ち而して外國掛の閣老は脇坂中務少輔間部下總守の兩氏にて外交の事は其毫末も知らざる所たりき。且や井伊大老が外交に於ける今時の或歴史家は此人を目するに開國の遺囑を懷きたる先覺者の如くに稱賛し横濱開港を擧て此人の功績なりと迄に頌揚すれども井伊大老が條約調印の斷行に於けるは余が曩に幕府衰亡論に述たるが如く勢に迫られたるの斷行にして大老が初よりの識見に出たるに非ず又横濱を開港場に指定したるは全く外國奉行其他の決議に出たるなれば大老の指定と云ふには非ざりしなり、故に外國關係の當局者は井伊大老が幕府の全權を握りたるが爲に開國政略を是認して實施せしめたるに係らず有爲の俊傑を一度に失ひ殆ど茫然たるの際に於て此開港の擧に至り更に一層の苦心を増たると余が現に實歴上にて目撃したる所なりとす

◎第一二

余が横濱行(即ち神奈川表出張)として江戸を發したるは六月四日の朝なりき安政是より六年

り先余は郷里なる長崎を出で江戸に來り諸方に寄宿したる未だ此春より小石川金剛寺坂上なる森山先生の塾に寄宿したり（先生は通稱多吉郎とて長崎和蘭通詞の出身數年前より徵されて江戸に來り常に江戸下田の間を往復して専ら條約の事に關り當時は外國奉行支配調役並格にて外交の通辯を任し幕府外交の事に就ては尤も勤勞を盡したる人なりき、其事は猶追々に述べし、此時に際し江戸にて英語を解し英書を讀たる人は此森山先生と中濱萬次郎氏との兩人のみなりければ余は此先生に就て學びたるなり既に福澤諭吉氏も先生の宅に來りて益を請ひたる事などありて津田仙彌現に農學者須藤時一郎現に東京富永市造沼間慎一郎故沼間の諸氏も先生の門に出入せられたりき、されば書生として諸方を飄泊漫遊したる事は有つたれど役人として御用道中を爲たるは此時が初めてなり。此の前日に營中にて僚友の先輩に教を受けて江戸より神奈川に至るまでの先觸を出し置きて塾に歸り聊かの行李を用意したりけるが其行李は即ち兩掛一荷にて其中には着替の衣服二三枚と書籍ばかり入りたりけり。斯て四日の曉に至れば傳馬町より人足來りて右の兩掛を擔ぎ出して品川へ先に往たり、余は裁付袴カキツクの裾を括り

朝涼に乘し飄々として塾を出で固より從者ども無ければ所謂主従一人にて歩行し品川へ九時前に着したり、原來幕府の役人と云へば高下に論なく其御用道中は頗る威張たる者にて宿役人は初織袴にて宿端まで出で其來着を迎へ宿には然るべき家を小休所に定め置て是へ案内し問屋場にては人馬を先觸の如く用意して毫も不都合なき様に取計ふが例規なるを以て品川の宿役人は福地の來るを俟たりしが其福地は一少年書生にて唐詩選を鼻唄で吟じながら獨行にて來りし故に憐むべし宿役人は夫とも知らず見損て空く八ツ山下に佇立したるぞ笑止なる。問屋場に來りて余が姓名を告げ大切なる所持の兩掛の既に着したるや否を尋ね其人足の差出方を申談したるに余は此時に於て御役人の威光の恐しきに驚きたりき。抑も幕府の制度にて幕府文武の役人が道中旅行をなすには其身分格式に應じて人馬を政府より賜はるの例あり是は御目見以上將軍家へ分には將軍家より御朱印を下され御目見以下には御老中の御證文を與へて以て宿驛に令し其御朱印御證文に明記したる人馬を其役人に支給せしめらるゝ制なり（但し此人馬は宿驛の負擔にて日本全國みな然り）然るに外國方の官吏は此際江戸神奈川間の往

復烈しきに付き一々に御朱印御証文の授與の煩はしければ御斷濟と唱へて兼て甲乙の官吏には其令するに従て人馬を支給すると御朱印御証文と同様たるべしと云ふ事を此宿驛に命令してありき。されば此前日現に余が自から營中にて認めたる先觸に御斷濟馬一疋人足二人とは記したるなり、去ども倉卒の間にて此御斷濟とは如何なる意味なる乎を質問せず况て道中の人馬は役人たりとも無賃にて使役すべきものとは夢にだも想像せざりければ今朝發足の際にも傳馬町の人足が何故に賃錢を請求せざりし乎と訝りたるなれば品川の間屋場に来りては是より川崎迄の人足賃何程なるか又宿駕籠一挺を雇ひ度其賃錢は何程を出すべき乎と質ねたるに問屋場の宿役人は却て此問に遇て意外なる顔をして余を見詰めたりしが二三人にて何が評議を成たる後に余が果して先觸に示たる福地其人なるや否を怪みて余を何と無く糺問せんと試みたり（後に思へば福地其人ならば御斷濟の人馬ぐらゐの事は知らぬ筈は無し又馬一疋は人足二人に代るを以て馬一疋人足二人の御斷濟にては宿駕籠一挺兩掛一荷にて人足三人を使用しても猶一人の有餘ある事は固より承知あるべき筈なりと信じたるが故なるべし）余は百方

辯明して余が福地たる事を告げ遂に懐中の實印を出して先觸に授たる印章と照し合せ漸くにして其疑を解き實は書生出身にて御用道中は初めて故に其如何なる方法たるを知らずと云ふ事までも白状したりければ宿役人の疑團は豁然として氷解し彼は氣の毒なる躰にて深く彼が失禮を謝し併て余に告るに御斷濟の上からは人馬賃錢御拂に及ばざる旨を以てしたれば余は此時に於て此宿役人より教を受たるなり。斯て午後五時頃に神奈川に着し青木町の波戸場より舟に乗り日没頃に横濱に着し直に町役人の詰所に至りたれば町役人は余が來着の事を心得たりと見えて御役宅に案内したり。此御役宅は運上所の近所に在て都合六棟を建並べ其一棟には立關座敷居間納戸の外に勝手浴室臺所等ありて小役人の役宅なりしが余が眼には頗る麗々たる大家の如くには見えたり。尤も町役人の計ひを以て兼て浴室の風呂桶には湯を沸して入湯の用意を爲し火鉢土瓶煙草盆行燈等の品をも用意して有けるが彼町役人も福地と云へる通辯の役人が眞逆に主従一人とも思はず又縣道具は明荷に入れて持参したるべしと思ひしならんが今や余が獨行たるを見て同じく不意を喫したりけるが余が依頼を直に承諾して夜食を

取寄せ夜具蒲團蚊帳の類を借入れ併せて明朝の朝飯をも持運ばせ申すべき事をも受込て世話したり。依て余は夜食を喫し湯を浴びて此夜は此御役宅に一宿したり此宅は余が第一着に占據したる新宅なれども占據と云はんよりは寧ろ新宅落成引移前に留守居に頼まれて泊番せるが如き心地にて我ながら可笑がりき

翌五日の朝早く起て前夜一浴したる風呂桶の湯の未だ少しく暖味あるに飛込て浴を取り朝飯を喫して後に先づ近隣には誰が住居せる乎を見んとて一巡したるに立石得十郎是は長崎の通詞にて夙より下田に厩役し數日前に横濱に來りし人なり粗々英語に通せり松木弘安氏故寺島宗則伯にて其時は幕府に聘せられて翻譯御用を勤められたりの諸人も既に比隣に住居あがければ直に訪問をなし夫より運上所に出勤して通譯及び翻譯等の任に従事したり

運上所とは即ち今の税關の舊名なり、初め横濱開港の時に當りてや幕府は海中を埋立て新道を設けて神奈川と横濱の間を聯絡し神奈川奉行の役宅は之を戸部に設け其近所に租頭調役等の役宅をも置き凡そ内地の民政に關せるものは此所にて取扱ひ、扱横濱には波戸場を設け其波戸場の正面に運上所を建て外國關係の官吏等は此所に詰合を奉

行御目付も日々此所に出張あつて各國領事官及び其他の應接も又貿易筋の引合等も皆これを取扱ひたり、故に戸部の御役所は新創ながらも稍々其軀を備へて秩然たりしに反し横濱の運上所は何事も皆手初にて上下恰も鼎の沸くが如く于關益と大晦日が同時に落合たる状況にて頗る混雜を極めたり

第一には運上所と諸外國人との間の用語なり、條約に據れば條約調印の月日より五年の間は日本或は和蘭の譯書を添へしとあるを以て公使及び領事は和蘭譯官を置き管翰應接とも蘭語の譯を重ねたるに付差支は無かりしかども外國商人に至りてはさる準備なきを以て貿易章程に従つて運上所へ差出せる船目録荷積目録を初として入港出港の手續等都て自國の文章を以てし日本譯文も和蘭譯文も添ふる事なし運上所に來りての應對とても其通なり（尤も當初横濱に來りて貿易に従事したるは英米の商人多數にて佛蘭の商人も少々はありしが英語にて差支なく便じたり）故に英語は實際欠くべからざる用語にて條約を遵守しては逆も雙方の用便に差支る事となりければ余輩が少々計り習ひ覺たる英語も此時には大いに其便利を感じ是よりして英語習練は外交上大切な

る事務とは相成りたり然れども幕府は敢て之を獎勵する事をも成さず又その爲に修行の道を開きたる事も無かりき

第二には彼我の人情同じからざる事なり、凡そ官吏と云へば輕輩にても貴く商人と云へば豪富にても賤しきが當時我國の風習なるを以て外國公使は御老中と同格にして領事官は奉行と對等なりと雖ども外國商人に至りては身分卑賤の町人なりと思ひ込み日本役人は疊の上に座し外國商人は土間の白洲に立せて萬事申談するの心得を以て運上所家屋を建築したりけるに扱開港の曉に至りて見れば彼の商人も商船の船頭も領事と共に手を携て運上所に來りて應接の間に通り白洲の地上に扣へざる而已かは其牽連たる洋犬までが平地に屈伏するを肯せず、我役人は大に立腹して其中には夷狄無禮傲然として官吏に抗するは奇怪なりと憤懣する聲もありて攘夷熱の外國人暴殺は浮浪の徒を待つ迄も無く將に外國奉行および神奈川奉行の支配下たる外務官吏の中より起らんとするの危険も随分にありき。爾のみならず言語は通せず貿易には暗く又税關の事務には全く不心得なるを以て外國商人等は交と事務の遲滯するを憤りて苦情百端に起り

往々外人の侮を招く事とも少なからざり然れども其甚しきに至らざりしは其間一點の武士風の存するものありて小吏までも自から品格を保ちたると幾分か冥々の中に於て彼が畏敬を喚起たりしが如し

其次に起つたる一大紛議は貨幣引換の一條なりとす、條約の中に外國の諸貨幣は日本の貨幣と同種の同量を以て通用すべし。雙方の國人互に物價を仕拂ふに日本と外國との貨幣を用ふると妨なし。日本人外國の貨幣に慣はざれば開港の後凡一十年の間は各港の役人より日本の貨幣を以て外國人の願次第に引替渡すべし、鑄直の分割は差出すに及ばずと云へる極めて不都合なる個條あつて其實施の障礙を見たと即ち是なり。初め下田にて米國の圓銀(實は墨是哥圓銀なり)引換るに際しては凡そ一圓銀を以て我金壹分(即ち壹兩の)に算して引換へ渡したりき、是は其前より長崎にて荷蘭の一ギョルデンを銀六匁貳分五厘に算したるを以て一圓銀は凡二ギョルデン半に同じければ我拾五匁餘に該當して(即ち銀六拾匁は金一兩なれば拾五匁は壹分に當る)標準を定めたるなり。然るに今や同種の同量を以て通用せしむる時は彼の二圓銀を我銀貨に比較すれば

壹分銀三個の餘に當るを以てかの先に壹分^五の一圓銀は俄に昂上して三分餘^四五^十に至るべし是れ日本の大損毛たるべし此上は文政年間に鑄造したる南鏡銀^{壹兩の八分の}一にて即ち二^{朱銀}を再鑄し更に其重を増し是を以て圓銀を引換へ一圓銀は南鏡二個^{即ち}たりしむる外なしと幕府は評議を定めて急に新南鏡銀を鑄造し以て圓銀の交換に充んと試みたり(此銀を當時大貳朱と唱へたり)余が運上所に初めて出勤したる時は此大貳朱を以て引換の事に取掛つたる時にて其發議者たる外國奉行の水野筑後守は横濱に出張して自から其談判の衝に當り銳意して之を實行せんと勉め現に其引換に従事せしめたり、勿論江戸に於て外國公使は大に此新銀に不服を唱へたれども水野は巍然として動かざりしが其結局は日本にて故意に大貳朱を鑄造して圓銀を引換ながら却て其大貳朱の半よりも輕量なる壹分銀を内國一般に通用せしむるは不都合なり日本にて直に一分銀の通用を停止し内國の通貨盡く新銀の大貳朱たらば之を肯すべしと論じられて幕府も詮術なく多量の新銀の鑄造は間に合はず巨額の一分銀通用は停止する事も成り難く此實際の困難の爲に遂に外國公使の議論に説破せられて辛苦經營したる新銀大貳朱は旬日にし

て忽に通用より其跡を隠したりき

◎第 三

圓銀行替并通用の事情

幕府の御勘定奉行外國奉行が一生懸命の智慧を絞り出して製造したる新南鏡銀^{即ち大}は外國公使の議論に破られて計策忽ち水の泡と相成たれば條約面に從て同種の同量^{を以て引替さる可からず即ち我一分銀を以て外國圓銀に引替へ一ヶ年の間は外國人の}願に從ひ引替を爲さざる可からざるの難儀に陥つたり全體従前かの圓銀^{を一分の價格}に定めたるは餘り下直に過たるに相違なれども俄に是を三分^{即ち一兩の三}四分^{の三}に上くるも亦餘り高直なる心地せられたるは當時一般の人情なり依て誰が相場を定めたるを云ふ事は無ければとも扱て物の相場は妙な所より自然に立つものを見えて横濱市中にて圓銀^は二分^{即ち一兩の半}ならば請取るべしと云ふ事に相成りて外國人と相對の取引には凡そ二分の通用たると日本商人中の申合の如くに成たりけり。外國商人は是を見て交々公使に領事に訴へたりければ江戸にては公使より御老中方及び外國奉行へ嚴しく迫り横濱にて

は領事より酷く神奈川奉行に懸合ひ條約違反如何で御座ると詰られたれば幕府は一言も無く委細承知願ひ次第引替渡す御座ると承諾して御金藏にある所の一分銀を取出して引替に向けられたる右の有金の員數にては中々外國人の引替願に引足らず去らば銀座に命じて急に鑄造せしむべしと云つても是以て急場の間には合はず實際如何とす可からざるの實況なれば幕府の官吏は苦しさの餘りに一の辭柄を案出して曰く畢竟條約に於て開港後一年間引替渡すべしと定めたるは日本人が外國貨幣に慣れずして受取を否む事あるべしと慮つての故なり今や日本商人は其受取方を更に否む事なければ引替を要する所なしと。然れども外國官吏は中々斯る遁口上を承知する者に非ざれば其辭柄も功能なく矢張引替渡を朝夕に迫られて運上所の混雜は益々烈しかりき。此上は引替も際限なきを以て凡そ引替を願ふ外國人は公使又は領事の添翰を持參すべしとて關門を設け竊に思らく斯の如くする時は添翰請受の爲に手數を要するに付き引替願も自から減少すべしと日本流を以て推考したるに豈計らんや外國流の簡便なる右の引替願の添翰は右から左と譯も無く來りて益々之を否み難く剩まへ其事の爲に又々議論

を受たるに付き是以て數日にして止み外國人は自由自在に離彼と無く引替を願ひ得る事と成りなき。然れども實際引替手廻り難きに付き遂に示談の上にて公使館領事館并に軍艦の爲には請求高を引替へし其餘の分は幕府に引替へき銀貨の無き時に際せば其引替を自から遅緩する事もあるべしと云ふ事に成たりけり（此一分銀引替は取て貿易上に使用の爲のみならず銀性に就て大に外國人に利する所ありしが故なり其事は後章に至りて述ぶべし）扱かく成て見る時には外國人より見れば現在運上所にて引替ふれば三分に代る圓銀が市中にて二分内外の通用は我等に取て大損なり何等の事ありとも三分の價格に通用せしめざる可からずと論じて是を公使領事に迫つたりければ公使も頻に其事を幕府に懸合ひ度々の談判に涉つたる未に於て然らば幕府は外國公使の要求に應じ圓銀の面に三分通用と云ふ極印を打つべしと定まり七月の初より銀座役人は横濱に出張して外國人の願ひ次第に其圓銀の面上に三分銀と極印を打ち奉行所は又極印の通り三分の價に通用すべしと觸達したり。斯く幕府が極印を打たる以上は三分の通用は決して差支あるまじと幕吏も信し外國人も信したりけるに前に述たる如く自然に

立たる相場は政府の威光と雖ども是を動かして高低せしむると能はざりき、日本商人は皆申合たるが如くに此極印圓銀は是を受取る事を否みて拒絶したり、其趣意を聞けば市中相場二分の圓銀を三分に請取ては一分の損あると明白なり極印の無き圓銀ならば相對にて相場に由て受取べしと雖ども既に三分と政府の極印ある圓銀をば其以下に受取ては後日の御尤め最も其恐あるべし寧ろ初より之を拒絶して受取らざるに若かざるなりと云ふに外ならざりき。是に由て此極印も數日にして止み遂に市中時相場に任する事となりてければ其後御一新の頃までは常に此洋銀相場に高低は有つたれども大抵二分の内外に高低したるなり、尤も運上所に於ては其後の談判にて百圓銀を一分銀三百十個(即ち七拾七兩三分)の價格にて請取り公使館領事館の爲には此價格にて引替る事を數年の後までも繼續したりき(此他なほ開港の初に金貨濫出の事ありて爲に其後金銀貨改鑄を要したる事情ありそは後章に至りて詳叙すべし)

神奈川横濱の議論

條約には明かに神奈川と定めたり然るを横濱を貿易市場と定めたるは何ぞや是れ條約

違反なり宜しく神奈川に市場を移轉すべしとは是れ外國公使が幕府に向て開港第一着に論難したる一問題なり現に米國及び英國の兩公使の如きは頻に此説を主張し開港の初に當りてや其領事館を横濱に置かずして之を神奈川に置き神奈川驛の寺院を借入て其領事館とは成したりけり。抑も幕府が神奈川を避て特に横濱を選定したるは外國公使等が推察の通り實に内國の人心不折合を恐れ東海道の往來に横はつたる神奈川の驛中に外國開港市場あつては爲に幾多の葛藤を内外の間に招くべしと恐れて之を避たるが故に相違なし、其外國人に對して神奈川とは此邊の物名にて横濱とは其中の村名なり故に横濱も即ち神奈川の一部なりとは附會の遁辭にして神奈川は神奈川横濱は横濱と固より別場所たるに相違なし、又その神奈川は土地狹隘にして海岸遠淺なるを以て外船の貿易に便ならず横濱の土地恢廓にして海岸深濶なるの形勢に若かずと云へるも同じく遁辭にして貿易の便否などは更に幕吏が場所選定の際には其緊要の主眼に非ざりしに相違なかりき。斯る次第なれば幕府は神奈川横濱の問題に付き外國公使に責め論じられて今は幾と辯解するに詞無く六七月の交には神奈川驛に引移らざるを得ざる

の勢に迫つたれば幕府の評議は當初開港場を横濱に選定したる諸司に其咎を歸し岩瀬肥後守永井支番頭水野筑後守村垣淡路守川路左衛門尉松平河内守井上信濃守堀織部正の諸人は此批難の衝に當り先に果斷なりと稱譽せられたる横濱選定も今は却て幕府を困難せしむるの結果となりき、尤も此前年より井伊大老の幕閣と成りてより岩瀬永井川路松平等は已に黜けられ井上は下田に残り堀は箱館に往きたれば外國奉行の地位に在るは水野村垣の兩氏にして水野は幾と身を容るゝの地なき迄に陥り浩嘆して幕閣が氣力なきを慨したりき、余は森山先生の塾に入るの前に於て書生の頃より水野氏の愛顧を受け數月間其門下に寄寓して館生たりし事もありければ尤も同氏には親密にして氏が七月上旬より神奈川奉行兼帯にて在勤の時も朝夕祗候して此嘆息を聞き岩瀬川路永井等の諸雄と共に協議して幕府の爲に謀たるも神奈川に移轉しては盡く畫餅と成るべし若し移轉する事もあらば外交には更に困難を招き貿易も從て繁榮ならざるは必定なり余輩初は偶然にして横濱を選定したるが横濱は實に貿易上の最形勝地なるを外國公使等が覺らざるは遺憾千萬なりと云はれたるを聞たりき。然るに外國商人等は果

して此形勝を覺り得て大に公使等の議に反對し横濱決して動かす可からず神奈川決して市場の地に非ずと論じ公使領事等が異議を排斥し各々其商館居宅を争て横濱に建築し遂には領事館も神奈川驛に置かれては遠隔して不便なり須く早く横濱に移轉せらるべしと迫つたり。是にて公使等の神奈川論も自から消滅して領事館も横濱に引移る事とは成つたりけり、但し英國は例の保守氣風なれば神奈川の領事館も最終に引拂ひたり、又當時幕府にても外國人が横濱に異論なき後と雖も横濱奉行とは呼ばずして神奈川奉行と呼び横濱の税關を神奈川運上所と唱へしめ既に往復の書簡にも神奈川横濱と認め恰も江戸日本橋と云ふが如き例を用ひ幕府滅亡の夕まで是を改めざりしは條約違反の議を慮りたるが故にてありき

輸出入貿易 米麥 掉銅

開港の初は我も彼も相互に目的なく左ながら盲搜しの景色にてありき、當時横濱には本町通り辨天通りの二筋に各商店を張り漆器陶器銅器小間物反物等の店を思ひくじに陳列したるは今より願れば恰も勸工場の景色なりき、而して外國商館とても是に同じ

く毛織物毛綿雜織物又は小間物等を何くれと無く陳列して以て日本人の需を俟てると西洋勸工場に異ならざりき（後年余が土耳其に官遊せし時に公斯坦丁堡の都府にて有名なるパザールを見物せし時に横濱開港當初の状況を思ひ出したる事ありき）然るに欲と云ふものは恐ろしきものと見えて數月ならざるに相互に輸入品輸出品を發見して各々其端緒に就きたるは實に豫想の外に出で其如何にして斯く計りに長足の進歩を貿易上に促し得たる乎は誰も思案の及ばざる所なりき（横濱貿易の事は既に是を叙述したる書ありと聞けば余は茲に述べる事を止めて唯米麥掉銅に關する事だけを左に述べし）

條約に附たる税則に據れば米並に麥は日本逗留の外國人並に船に乗組たるもの及び船中旅客食料の爲め用意は與るとも積荷としては輸出する事を許さず○日本に産する銅は（掉銅）日本要用の餘分あれば其時々公けの入札にて賣渡すべしと規定したり。是は其前年條約談判の時に閣老は全權委員たる奉行を招き交易を許すも詮術なければども米麥は日本の資ゆゑとせずと外國人に賣渡す可からず食料だけを與ふる事にせよと異口同

音にて呉々も面諭したり又銅は軍用第一の品にて西洋諸國が銅の大砲を鑄るも皆日本産の銅なれば敵に糧を與ふると有べからず既に京都より勅諭を以て諸寺諸山の梵鐘を鑄潰して大砲の材料にすべしと仰達せられたる程なれば旁々以て掉銅は堅く輸出す可らず其心得にて談判せよと嚴達したり、併し是迄長崎の交易にて掉銅を唐（支那）紅毛（荷蘭）に渡したる事實は外國の明知する所なれば禁止とは定め難きを以て餘分あれば政府より入札にて賣渡す事と談判して定めたる條款なりと云へり（是は余が水野岩瀬及び森山より親しく聞得たる事情なり）扱開港の時に至りても幕吏は専ら此旨を臆し米麥を税關の外に出す毎に書面を出させ其人員に宛て日數に應じて算當し一人一日の料は玄米五合が定額なり、否々外國人は大兵ゆゑに白米五合その香減は一割と見るべし。否々麥も同様一日五合たるべし。馬に食はしむる爲の麥は税則に明文なきを以て許さざる所なりなど、無益の會議に時を移したりしが幾程も無く氣根盡て彼が持出すに任せたれども猶届出て許可を経るの手續は成さしめたりき。扱また掉銅は勿論嚴に是を禁したるに付き銅器（花入火鉢十能銅壺等なり）として輸出する方法を案出し

日本商人は諸種の銅器を量目にて賣渡し外國商人は積荷として之を輸出したり、運上所に於ても掉銅こそ輸出を禁するなれ銅器は素より其限に非ざれば當然に之を許したるに數月ならざるに其銅器は追々に重量になり現に余が親しく目撃したるは十能百個但し一個に付き十五貫目宛と云へる品物ありき御目付方は是を差押へ餘り云へば怪からぬ次第なり斯る品を製造するは上を恐れざる不届の始末なれば其賣込商人を糺明すべしと主任管たる運上所掛の役人に迫つたる事もありき、然れども是れ素より條約の禁せざる所なれば咎むべきに非ずとて其爲に任せたりき

◎第四

露國使節の渡來

安政六年七月に至り露西亞國より特命全權を帯びてヨラウ・ヨフ伯は軍艦四隻を率て横濱に來り直に品川灣に赴きて投錨したり。抑も露國は下田箱館開港の當初よりして下田へは別に領事を置かず箱館にのみ領事を置き兼て此領事をして外交事務をも掌らしめたり、依て横濱開港に至り英佛米蘭は各々横濱に領事を置き江戸に公使館を設け

たれども露國のみは其事に及ばず依然箱館在留の領事をして事を管せしめたり是れ露國の商船は我國に來港の少なきが上に偶々其來るものは箱館に而已するに依て然るものなりき。然るに我國と露國との間に於て先年より外交上の一問題たりしは唐太經界の一條なりとす、唐太の地たる地理上より云へば滿洲に屬すべきものにもせよ我日本の境線中に在るべきものにせよ實際より見る時には從來日本は其南端より進み露西亞は其北端より進みて漸く其内地に於て相近き將に衝突するの勢に迫つたるなり、依て露國は早く此經界を定めんと欲し既に嘉永六年癸丑の秋露國使節布恬廷が長崎に來りたるも和親貿易を望むの外に此經界を定むると其要目にてありき、而して當時幕府より全權として長崎に出張したる筒井肥前守川路左衛門尉も唐太の事に關しては素より其詳細に知らざる所たり幕府に於ても固より同斷の次第なりければ諸事追て返答に及ぶべしと云ふ事にて其期を延したりき、其後和親貿易の條件は下田條約及び安政五年の江戸條約(現行條約)にて事定まりしと雖ども經界論は依然未決の間に彷徨したるに由り今度露國政府はムラウ・ヨフ伯に全權を與へて故さらに來りて談判を開かしめた

るなり。扱も唐太の事に就き嘉永六年以來幕府にては種々評議に及びたるに先づ幕議は唐太全島我有なりと云ふ議を主張するの主意にてありけるが實際箱館奉行の報告を詳聽するに露國が屢々平として其北端より南下するに係らず我國人の唐太に於けるや纒に其南端の一隅に偏安して更に北上するの狀も無く漸く漁獵の利を此に謀るに過ぎざれば全島の事は云ふに及ばず其南部の地と雖ども實は地理山川の狀況を知るものだけに稀なるの有様にてありき、此狀にては所詮唐太全島我有なりと主張するとも露國が是を肯じて其拓地の國是を中止して退くべしとも覺えず又我國にて露國の拓地に向て衝を唐太の中央に争ふべき實力ありとも覺えずれば程宜き所にて交讓するの必要を此時に感じたるが如し、但し露國の露言する所にては唐太は原來露國の有たるに日本人が南部より來りて蠶食したるものなり然れども今更日本人を該島より退去せしむるも忍びざるに由て兩國の便宜を謀て經界を定めんと欲するなりと云ふに在りき、是に於て幕府は何にもして唐太我有の證據を搜出さんと考へたる所に恰も荷蘭出版の地球圖を見るに唐太島を北緯五十度の所をば露西亞と日本との經界として其色分を成したる

を驗出したり。(是は森山多吉郎氏が偶然見出したる所にて竊に其事を筒井川路の全權に告げたりと同氏の直話に聞たり) 全權は是ぞ屈竟の材料なりと喜びて唐太北緯五十度以内は日本の所屬にして世界萬國の共に公認する所なりと揚言し是を以て露國の談判に當るの基礎となしたりければ今度ムラウ・ヨフ伯が來りて談判するに臨みても幕議は飽までも此五十度論を固持し苟も一步を譲る事を敢てせざりければムラウ・ヨフ伯の使命は遂に其要領を得ると能はずして歸國したりき(當時余は横濱に祗役して江戸に在らざりしを以て親しく此應接を聞たるに非ざれども森山氏が現に此應接に與かりしを以て同氏より要畧を傳聞したるなり、但しムラウ・ヨフ伯が此使命に要領を得ざりし事は後年露京の經界談判に至りて大に關係を及ぼしたる所となれり、そは後回りに詳説すべきなり)

横濱にて露國海軍士官の暗殺

該年安政七年七月下旬(其日は忘余は黄昏に運上所を退きて役宅に歸り一浴して涼風の爽なるを樂みて居たりしに戌の刻後十時頃に至りて俄に運上所より出動せよと申來る、倉皇

直に赴て見れば組頭以下の諸役人皆出頭して稍々物騒しき躰なるに其仔細を尋ねたるに此夜酉午後九時の下一刻何者とも知れず武士數人にて外國人の遊歩するを附狙ひ本町通りに於て兩人を殺害したり其被害者を檢すれば露國の士官なりと云へり(是は前文ムラウ・ヨフ伯が率たる艦隊の中にて當時横濱に來泊したる軍艦乗組の士官なり)是より先き攘夷論は漸く世上に其勢を得て開港の初より水戸及び其他諸藩の士人并に有志の浮浪は外國人暗殺を企ると云へる風説ありて幕府は敢て戒心なきにしも非ざりしかど斯く突然横濱にて起るべしとは其豫期せざりし所なりき(安政四年條約談判として米國全權ハルリスが出府の時に水戸藩士等が之を殺害せんと謀り事露はれて幕府に捕はれたる事ありき、去れば今回の暗殺が外國人暴殺の嚆矢なり)出張の諸役人は直に此事を戸部なる奉行所に注進し嚴に追捕を令したれども何を云ふにも開港草創の際にて取締向も未だ立ざりし時なりければ右暴殺の兇行者は逸早くも何方へか逃去りて之を搜索する事を得ず、尤も其場には雪駄片隻兩天の日傘など取殘しありて即ち兇行者の所持具たるを知つたれども是とも普通の品なれば踪跡を見むるの證とするに足らざ

りしかば幕府は遂に其兇行者を得ると能はざりき、然れども此兇行者は水戸の攘夷黨か然らずば其一味の輩なるべしとは一般に推測せる所にてありけり

各國の領事は此變を聞て直に運上所に駐付て奉行に面會を求めたるに奉行は戸部の役所に在りて逮捕の令を下すに従事して未だ現場に出張せざるを以て面會に及ばざりき、此時の奉行は即ち水野筑後守にて外國奉行兼神奈川奉行として出張したるなり、當夜此變報に接したれども水野は原來持重の人なりければ一、二の外國人殺害せられたりとして奉行たるものが倉皇て現場に出張すべきに非ず役々に申付て取計らはしむべきなりとて翌朝例刻に至りて運上所へ出張したりき。日本に於て暴徒が露國海軍士官を暗殺したると容易の事に非ず日本政府は其責に任せざる可からず而して如何にして日本政府は露國に満足を與ふるか如何にして日本政府は向後外國人の生命を保護するかと云ふ一義は直に外國諸公使聯合の問題となりて英國公使オールコックは率先して幕府の閣老に迫り其爲に江戸も横濱も物議騒然たりしが幸に露國全權ムラウ・ヨフ伯は平穩なる政略を執りて此變を處し談判の末に於て(第一)奉行が當夜現場に駐付て自か

ら、逮捕を令せざりしは怠慢なるが故に日本政府は奉行を罰すべし(第二)日本政府は其費用を以て不幸なる被害者士官の爲に葬を營み其墳墓を横濱に建立すべし(第三)日本政府は露國全權に此事を謝し右の葬式には奉行をして會せしむべしと云ふ事にて結了し、是に由て水野筑後守は外國奉行兼神奈川奉行を免ぜられて御軍艦奉行に遷されたり(然れども水野は此後とても依然外國事務に與りて外國奉行の役所に出勤し閑老應接の時には常に屏風の陰に在りて其事を與り聞たれば當時屏風水野の稱ありき即ち今日にて所謂黒幕なり)而して右の士官は是を横濱増徳院の境内に葬り當日神奈川奉行竹本圖書頭後淡路守は本式の供進にて其葬に會したり、此墓は其後英國領事ホルドリクス之を擔當して建築したれば今に増徳院の境内に其墓は存せるなるべし

外國掛り閑老中

此時に當り閑老の中には外國御用掛と云へるものありて其一人これに當る即ち今の外務大臣なり、初め堀田備中守外國掛となり太田道淳その後を受け太田の後は間部下總守にして開港の時は即ち此老外務の主宰なりき。前回にも述たる如く我國の銀貨壹分

は金貨小判及壹分判に對して金一銀六の割合なるを以て海外諸國の金一銀十五の割合とは甚

だ逕庭したるが爲に金貨の濫出は尤も甚しく當時の外國貿易は専ら金貨輸出に在りければ幕府は大に之を憂ひて外國公使に談判を開き遂に米國公使ハルリスの忠告に従ひ

金貨改鑄の議を建たり、尤も此年安政六年一旦は金貨を改鑄して其量目を減じたれども安政

小判是猶金一銀八にして未だ外國に比敵するに足らざりければ御勘定奉行竹内下野守

高橋美濃守初名平藏外國奉行村垣淡路守及び水野筑後守等の意見に基きハルリスの説を聞

き翌年萬延元年に至りて改鑄の事を實行したり是を萬延の豆小判と稱して幕府最末改鑄の金貨なり、扱この談判の中に金

銀貨幣の品位量目の事に涉りて頗に英國公使の質問に遇ひ間部は辭窮して曰く拙者は日本にて大名と申す者なり政府の理財事務は御勘定奉行之を掌り領内の事は家老之を掌るを以て曾て斯る金銀の事を自から聞たる事なし依て巨細の事は御勘定奉行外國奉行に引合ひ申さるべしと。之を聞て公使は思はず嘆息して扱々日本は羨しき御國柄なり夫にて事務執政の御職掌が相濟とは結構の次第なりと答へたり(余は此應接を親しく聞たるに非ざれども隠れなき事實にて外國局にて僚友相論じて辭窮すれば輒ち拙者

は大名で御座る左様は事な存じませぬと云ひて相識れたり現存の人にては田邊太一須藤時一郎岡崎撫松津田仙水品梅處富田冬三の諸氏みな此語を口にして余と相識れたる連中なり。此一事以て當時幕府の外國事務宰相たりし閣老の伎倆を推知するに足るべし而して外國事務に關して眞に宰相の價直ありしは安藤對馬守一人なりしが如し。

幕府の遣米使節

初め安政五年新たに外國奉行を置き水野筑後守岩瀬肥後守永井玄蕃頭堀織部正の諸人を以て之に任じたりし時には外國奉行は皆幕府の俊秀にして良吏の淵藪なりと稱せられたりしが幾も無くして御養君論の爲に岩瀬永井は井伊大老に擯斥せられ其他才幹あり實驗ある幕吏の重立たる人々は皆俱に退けられ安政六年の末には左しも外國奉行の要地も概ね統袴子弟か俗吏庸才の集り所と成り僅に堀が水野と提携して其間を幹理するに過ぎざりき。

米國條約を議定せるに當り本條約(批准)は實施後一年の中に米國華盛頓府に於て交換すべしと定めたるは深意の在りし事にして當時岩瀬水野は此批准交換を期として自か

ら公使となり幕府の中にて有爲の人才を率て米國に赴き親しく外國の狀況を視察し大に我國開明の歩を進むるの機會を得んと望み米國公使ハルリスも亦大に其意を贊成したるに付き斯は議定したる事にして堀田閣老も亦實に同意せられたりと云へり(森山氏の説に據れば堀田閣老は頗る此議を是なりとし或は己れ自から水戸の老公を説き一橋刑部脚殿をも勸め相與に米國一覽として赴くべしと云はれたる事ありしと岩瀬が物語せしと云へり)然るに岩瀬永井は己に退けられしかば水野は其志を保續し此公使の任に當らんと望み幕府も之を肯したり、依て余は水野に隨從して米國に赴くの内約を得て頗る悦び其日の來るを俟たりしに水野は前章の變よりして外國奉行を解きたれば余が望も其時に絶たりけり、扱この批准の使命は誰に任せられしかと見れば外國奉行新見豊前守村垣淡路守御目付小栗豊後守後上野介にてありき、新見は奥の衆として將軍家の左右に侍したる御小姓の出身その人物は温厚の長者なれども決して良吏の才に非ず村垣は純平たる俗吏にて聊か經驗を積たる人物なれば素より其器に非ず、獨り小栗は活潑にして機敏の才に富たりしかば三人中にて纔に此人ありしのみ後年に至り小栗が幕

末の難局に當りて善く之に堪たるも米國に赴きて其の見聞を廣めたりしもの冥々裏に其の効果たりしもの歟、勝麟太郎氏伯壽 安芳も此の時幕府の軍艦咸臨に船將となり御軍艦奉行木村攝津守を乗せ公使護送として桑港まで赴き福澤諭吉氏も亦此行に従へり勝伯福澤氏の夙に外事に活眼を開きたるも蓋し此行の慶なりと云ふべき歟、此使節一行は萬延元年の春初に横濱を發し其秋に歸國なし彼地に於て非常の待遇を被り見聞を廣くしたれども公使その器に非ざりしが上に其歸朝せし時には時勢また順に一變したるを以て彼等は皆口を鉗して米國にて見聞せし事を説かず其地位を保つに及々たりければ到底岩瀬水野諸人の苦心もこの爲に水泡に屬したりき

◎第五

井伊大老の不入望

御大老井伊掃部頭殿の威權を張られたるは實に安政五年の四月就任の初より萬延元年三月横死に至るまで凡そ二年間の事なりき。當時余は譯官の末班に在りて横濱に祗役したるを以て親しく其衝に當りたるにも非ず云はゞ關係尤も薄き方なり加ふるに舊生

より役人になりたる迄にて内治外交大小の政務には一言たりとも喙を容れ得べきに非ず又その實五里霧中にあるの少年なりければ何處を風が吹廻すかと云ふ氣にて勤向後生大事と勉強したる分の事なりき。然れども余が江戸に來りて禍を釋きたる前後より其知を辱うし竊に欣慕の思を爲したるは當時幕府の俊傑と知られたる方々にて第一には水野筑後守岩瀬肥後守永井玄蕃頭川路左衛門尉の四人なりき、然るに岩瀬永井川路の三人は御養君論よりして井伊元老の爲に退けられ尋て其譴責を被り蟄居職官の身となり現に外國局に残りたるは僅に水野一人にて夫さへ今日は明日の安否如何を知らず恰も針の席に坐するの状況にてありき、其他平山謙次郎（後に圖書頭となりて維新後は平山省齋と呼びたる人なり）木村敬藏の諸氏も余を愛したる人なりしが是も同じく大老の爲に退けられたる連中にてありき、されば余が知遇を受たる人は余か釋褐の前後に概ね擯斥せられて幾と遺す所なきに至れり、是れ取て余のみに非ず當時外國局に出役したる少年俊秀の僚輩も亦皆同様の感を懷きて井伊大老を快からず思ひたりき、是れ獨り外國局のみに非ず例は海軍の如き陸軍の如きも發に阿部閣老より堀田閣老の

時に至るまでは歐洲の制を採用して専ら改良進歩の途に就きたるを一旦井伊大老の時と成りては着々其歩を停むるの状を來し又洋學の如きも一時は蕃書調所に於て荷蘭および英佛の書を盛に講習したりしも井伊大老の時に移りては自から衰微の有様に變じたり是れ必ずしも井伊大老の意には非ざりしならんが大老が西洋進歩の政治學術を好まざるを知りて幕府の有司が其意を逢迎して斯る状態に到りしなるべし。要するに大老は其人固より開國主義の人にあらずして實は鎖攘精神の保守家なりと雖ども外交の事情は此時正に實際問題となりて既に條約談判濟にも相成て調印する迄の一際に及びたれば迎も是を引戻して談判前に立返る事は出來ざるが故に己が心には欲せざれども英斷を以て調印をば許したるなり其餘の事は都て西洋風を採用して我從來の獨裁組織を變ずる事あるべからずと云ふの主趣なりしとは考察せられたり。是に於てか鎖攘主義の尊攘黨が大老を仇視したる而已ならず幕府の進歩黨も亦大老を友視せずして却て其所爲に不平を抱きたり左れば大老は尊攘進歩の兩黨が俱に喜ばざるの地位には陥られたるもの歟。安政六年の冬と覺えたり余が江戸へ立戻りしたる時に水野筑後守を訪

問して談偶々大老の事に及びたりしに水野は浩嘆して余と雖ども堀(織部正)と雖ども大老に喜ばれざる人物なり其を今日の地位に置いて未だ遽に黜責せざるは他なし外交の困難その處理に當るの官吏なきが故なり今日にもあれ大老が爪牙股肱に稍々外交に適するの人物あらば余と堀は忽に擯斥せられて岩瀬永井川路等と同様の災厄に陥るべしと言はれたる事ありき以て大老の幕府有司の俊傑に對するの關係を察するに足るべし。又森山氏も外交の事に談及する毎に常に阿部閣老の人となりて稱賛し此閣老が松平(河内守)川路筒井水野井上岩瀬永井堀の諸雄を登庸して外交の任に當らしめられたればこそ下田の談判よりして江戸條約も纏つたるなれ若し今日の大老にてあらば百のハルリスありと雖ども砲烟を見ずして平和の開國を見ん事は逆も覺束なかるべしと言ひたる事を記憶せり、今日より回想すれば森山氏の説は頗る一理あるが如くに思惟せらるゝなり

井伊大老の横死

櫻田の變の前日に余は神奈川運上所の休暇三日に連なるを幸ひに請暇を得て二日の夕

に江戸に歸り來りて密に浩然の氣を養ひたりければ櫻田の變事を聽たるは三日の正午にてありき、變事を聽たればとて直に登營すべきに非ざりければ（是は内々にて江戸に來りし故なり）其様子を聞んとて急に雪を踏て友人の許を尋ねたるに何れも皆愉快とこと呼び一人として此の變を憂ひ悲める者は幕吏の進歩黨開國黨の中にはあらずき、然れども是は余が如き青年僥倖若くは身分の低き連中の説なれば決して引當には成り難しと思ひて此夕森山氏を訪ひたるに氏も亦大老の變死は是れ開國の氣運を旺盛ならしむるの兆なるべしとて頗る得色ありき、翌夕水野筑後守に謁して同じく此變事に談及したるに水野は肩を聳して曰く昔し赤穂の義士は四十七人にて旗本の吉良上野介を殺すにあの如き大騒ぎを成したり今や水戸の義士は十七人の人數にて大老の彦根侯を白晝に刺殺したり其技倆は赤穂の義士よりも勝れりと云ふべし、次に幕府の御老若大小目付が此變に周章て急に評議に及び井伊家を説て途中狼藉者に出逢ひ怪我いたし屋敷に引取り療養仕候と存命の如き届書を出させ幕府よりは藥を賜ひ典藥を遣はされ交々相謀つて天下を欺きたるは失躰にして見處に類するものなりと云ふべし、殺

されたるが實にて諸人の俱に知つたる所なれば初より殺されたりと届出させ其趣を公示するに若かず然るを斯の如くして己れを欺き人を欺くは何の爲ぞ後日必らず此欺罔の爲に大なる批難を惹起して却て幕府の爲に不利を來すならん、次に井伊大老の斃れたるは諸人皆これを愉快なりと喜べども余は（筑後守）敢て愉快とは云はず此大老は余が平素感服せざるの人なれども實は當代の二豪傑なり此人かく非命に死たる上は見よ、幕府の政治には必定一大變動を起し京都と云ひ水戸と云ひ其外の尊攘黨と云ひ思はざる邊より事起り來るべし其時に臨み是を處理するの宰相は誰かある余が知たる所にては先づ其人ありとも覺えず、あはれ今日に於て幕閣を一新し有爲の俊傑を起して早く其職に當らしめ大に振起する所あらば此禍を一轉して幕府の利たらしむる事を得べきが夫も頗る望み難かるべしと云はれたり、蓋し水野は此機に乗じて一橋刑部卿殿を戴き永井岩瀬川路の諸人と共におのれ自から進て責任の地位に立たんと思ひたるなり。幕吏の有爲家の言ふ所にて斯の如くなりければ江戸市井の輩は何の理由も知らずして井伊大老横死の上は天下の事は是より更まりて幕府の權威は鞏固ならんと徒らに

思ひたるは淺ましき事どもなりき

洋學者流の擯斥

井伊大老横死の後を顧るに水野の言はれたる如く幕府は此機に乗じて振起する事は扱置き益々不出來なる政略を執られたりければ森山氏其他洋學者連中の望も亦徒爲に屬したり。事余が一身に屬すれども此序に言はんが、初め余が江戸に遊學の時に余は水野、岩瀬、永井、川路および平山謙次郎、永持亨次郎、柴田貞太郎の諸氏（いづれも幕吏）儒家にては林圖書助（菟濱）安積良齋、古賀謹堂（番書調所頭取）蘭學家にては伊東玄朴、杉田成卿、箕作阮甫の諸氏へ宛たる家大人石橋先生の書を齎らし來れり此諸大家は家大人が江戸および長崎にての知己にて其中には往時俱に書を読み或は教を授けたる人もありし、又勝麟太郎、矢田堀景藏、榎本益次郎、肥田濱五郎の諸氏は余が長崎にて夙に知遇を辱うしたる先輩なりければ余は江戸に來遊の時よりして推擧の大家に富み加ふるに森山多吉郎氏は余が同郷にて爾も余が師の名村翁と同僚なりければ一見舊の如くにして余を其家に延て塾長たらしめ又高島秋帆氏も余を推選せられたりき。扱

安政六年に至り余は頗に仕途を求むる心切にして其方便を求めたりしに林菟濱翁は一日余を招て告て云く卿宜しく水野に謀り黒鍬の株を買て御家入たるべし而して直に學問吟味を願へ卿の學力にては及第せんは必定なり及第の上は黒鍬より一躍して才を試み力を展すの地位に昇るは最も容易なり青雲の途は是より善は無し余既に良齋へも此事を謀りたれば水野へも謀りて俱に力を竭すべしと（黒鍬とは幕吏中最下等の輕輩にて六尺同様の勞働をなすもの其地位は賣買し得らるる者なり、學問吟味にて及第して科に中れば武藝ならば弓馬槍劍惣免許に比しく認められて管に褒賞を賜はる而已ならず其黒鍬よりして御徒目付又は調役並の地位に出役する如き特別累遷の榮あるものなりき）而して良翁及水野も亦これを勧められたり。然るに余は少年にて前後の分別も無く當時漢學者流が洋學者を見て彼は夷狄野蠻の徒なりと罵れば洋學者流も亦漢學者を見て彼は陳腐迂遠の輩なりと嘲りて仇敵の思を爲したるが常觀なりしに余は江戸に來れる初より番書調所及び諸洋學者の門に出入し未だ朝冠ならざるに早くも書生仲間其の餓鬼大將の中に列つたりければ漢學を假りて出身の計となすは洋學者の耻辱なり其

上に彼の昌平學校にある幕府の生徒を見るに一人として有爲の學を修むる者も無きに彼輩と伍して進むは余が屑とせざる所なりと放言して藕翁の勸に從はず果は昌平に於て異説を饒舌て良翁にまで疎せられたりき。其後程も無く蘭學申立にて通辯官となり尋で新規外國奉行支配同心に召抱られ三十俵二人扶持の御家人に成り此歲萬延元年の夏更に定役に昇り五十俵三人扶持たりければ其の恩を謝せんとて意氣揚々として藕翁の門に至り謁を通じたるに藕翁は取次の書生を以て余に告げしめて曰く幽谷を出て喬木に移るものを聞く未だ喬木を出て幽谷に入るものを聞かず今や卿が蘭學を以て身を立るは豈に是にあらざるや卿少小よりして聖賢の書を讀み勤苦して學べる所は畢竟何事ぞ余は卿の如き夷狄の徒に接するに能はざるなり聖人言あり云く道同じからざれば相與に謀らずと卿已に余と道を同くせず請ふ再び足を余が門に容れて此明教の地を汚す事なかれと、余は此挨拶に驚きて早々に逃歸り爾來は再び其門を訪たる事も無かりき、是れ藕翁のみに非ず漢學者流は皆この風にてありしなり。然るに其後余が仕途の閑歴に於けるや果して藕翁の言はれたる如く譯官は譯官として恰も一種特別なる人種の如くに擯斥せ

られてありければ遂に外國局にても譯官及び御書翰掛りと云へる一課をば紳名として穢多町とは呼びたりき以て當時の陋習を知るに足るべし。但し此風は井伊大老の横死後と雖とも依然として更に革新する所あらざりき

外國人の地位危険

萬延元年の正月に英國公使館の門前(高輪東禪寺)に於て公使館の小使傳吉と云へるもの殺害せられたり、此傳吉は日本人にて外國に漂流し其後公使の小使となりて通辯を兼ねて公使館に居たる者なりき、是れ開港以來第二回の外國人殺害にして其犯罪人は幕府これを搜索するを得ず爲めに傳吉の扶助金を出して其罪を償ひたり。此時に當りてや攘夷黨の氣焰は頗に猖獗にして外國人暗殺を以て攘夷の魁なりと唱へ長刀を横たへて外國人を睨む者江戸にも横濱にも充滿したり、外國公使よりは尤に其事を論じて幕府の責任を譲めたりければ幕府は先づ横濱に於て下番と名けたる足輕數百人を召抱へ居留地及び市中の巡邏を成さしめ横濱の市中入口には處々に關門を設け帶刀の者は官吏を除くの外は其藩邸の役人若くは奉行所よりの證明書を携帯するに非ざれば大小を

挿んで横濱に入る事を禁じたり（此下番は萌黄色の役羽織を着たるに付横濱市中にては禁葉と稱名したる）然れども下番にては其地位の軽くして警察に威權の足らざるが爲に追々に其人を撰び其地位を昇せて遂に神奈川奉行支配番役と爲したりき。扱ふた江戸にては公使館の護衛および外國人の遊歩の時に附添の爲に幕士無役輩の内より武藝馬術に達したる者を擧て外國奉行の手附となし其職に充てたりしが是も其初は御目見以下の小普請組より取られ共夫にては身分卑に過ぎて公使を優待するの道にも非ず又其實際其職を竭さしむるに足らずとありて更に御目見以上よりも當任の人々を擧して外國奉行附別手組と云へる名稱に改め護衛に充てたり、然れども攘夷論の盛なるに從て國內の人心は益々不折合となり或は公使館を襲撃するの陰謀ありと云ひ或は横濱を燒撃するの企ありと聞え尤も不安心を極められたれば文久二年の春に至り幕府は更に御譜代の諸大名に命じて各公使館を警衛せしめたり、諸藩にては此護衛を嫌ひ將軍家の御警衛ならば勿論承りて相勤め申すべきが夷狄の護衛は好まじからずと云ひたる向もありしかども幕府は之を懇々説諭して相勤めさせたり左れども猶其藩士には心許し

難しとて各公使館部内の護衛は右の別手組にて之に任じ外部をば諸藩に守らせたり、尤も是は文久二年の春よりの事にして夫迄は幕府の手のみにて護衛したれども文久二年の十月ヒュースケン被害の變より諸藩に命じたるに果して其年東漸寺の變ありき、そは次回に於て余が親しく閱歷したる所を陳述すべきなり

◎第六

外交困難の狀況

井伊大老横死の後は政界事々皆非にして幕府の威權は頓に其衰狀を顯はしたり、中にも外交の事は其焦點たるを以て攘夷論熱の昇るに從て其處置は愈々益々困難と相成たり、此事情は余曾て之を幕府衰亡論に畧叙したれば此には復説せざるべきが彼の攘夷黨の士流は（一）外國人は夷狄なり禽獸なり禮を知らず義を辨へざる野蠻なり是をして神州の地を汚さしむべからず（二）外國の異賊は神州を覬覦するの胡夷なり決して親睦の交を爲すべからざるなり（三）外夷は貪慾にして鑿を知らず通商に托して神州の富を奪ひ去る者なり敢て交易を爲す可らざるなりと云ふ主旨なりければ安政六年開港以來

は横濱に於ても江戸に於ても其耳目の見聞に觸るゝ所は事々物々皆慷慨悲憤の種子とはなれり、是に由て彼輩は攘夷の爲とあらば何事を爲しても差支なし假ひ政府の不利と成る事ありても皇國の御爲なれば斷行するが即ち盡忠報國の大節なりと考へ定められたれば外國人中にて無下に賤しき輩を一人暗殺しても天晴神州の爲に大忠を成すが如くに信したり、此輩の目よりして英佛米蘭四國の公使が各々公使館を江戸に設け（英は高輪の東禪寺、佛は三田の濟海寺、米は麻布の善福寺、蘭は伊皿子の長應寺を以て公使館となし此寺院の方丈庫裏を舉て盡く公使の用に供し其借料は幕府これを支辨したるなり）館内には役所を設け外國方の役人にて調役並定役同心通辯方とも五七人が詰切て公使の用向を承はり御目付方御勘定方その立會を爲し又別に外國奉行手附（後に別手組）數十人詰合せて護衛を勤め公使館員の出入には或は騎し或は歩して警固するを見ては更に其憤懣の念を喚起したると勢の免かれざる所なりき

扱また外交の状況を見れば斯様に丁寧なる取扱を爲しても外國公使は猶幕府が外使を對遇する未だ其禮を得ざるとなし我は特命全權公使なり宰相と同格の身分なり日本の

御老中と同等の禮遇を被らざる可からず然るを我國にては外務省の局長課長參事官にも匹敵すべき外國奉行を以て宛も我と同等の地位に居らしめて談判を成さしめ管に大君（將軍家の稱）に拜謁の容易ならざる而已かは御老中と雖ども其面談を屢々拒絕して親密を欠くは何ぞや其應接に當りて御老中の傲慢無禮にして禮を守らざるは何ぞや我方にも日本の言語文章に通曉する者あり其言を聞くに應接の言語と云ひ書翰の文面と云ひ其配下若くは從者に對するが如き用語あるは何ぞや嘉永安政の當初は日本未だ普通の外交典例を知らざるが故なりとして之を寛恕したるも交通の今日に及びては決して之を忍ぶを得ず斯る無禮不敬を甘受しては我國の耻辱なり公使の地位と職務とに於て至當の對遇を要請せざる可からずと外交上に於て對等の權利を要求したり。今日より顧れば尤次第なる事柄なれども當時にては幕吏の間に於てさへも外國公使無禮至極と憤懣したる程なれば彼攘夷黨が赫怒せしも亦宜なりと云ふべし。此外少しく條約の箇條に違ひ交易章程に背く事ありても外國公使は御老中に對し外國領事は奉行に對して直に之を論じて敢て假借する所なかりければ外國方の困難は實に想像するに餘あり

扱外國方の組織は奉行石高は其初や幕吏中にて録々たる人物五人を擇びて其任に當らしめられたるも萬延元年より文久に涉りては碌々者流伍を成して員に備りたるが多かりければ其人員は十人に内外したれども其中にて眞に實價あるは常に僅々數人に過ぎざりき、試に余が記憶する所を以てすれば水野筑前守岩瀬肥後守永井玄蕃頭堀織部正小栗上野介山口駿河守朝比奈甲斐守竹内下野守松平石見守栗本安藝守淺野美作守の諸人尤も頭角を露したる人物なりしかども或は轉じ或は貶せられ其席を永く勤めたるは開港の頃より萬延に至るまでは水野と堀との二人なりき。組頭五百定員は二人又は三人にて柴田貞太郎白石忠太夫若菜三男三郎の諸人みな事務に老練なりき、是に次て調役百五扶持二十人四五人、調役並百位七人扶持五六人ありて其以下は定役同心とも二三十人計なりき。此局中にて別に御書翰掛と唱へたる一課ありて調役通辯方翻譯方書物方とも廿人餘、これは外國方中の俊秀の輩を以て組織し凡そ往復の書翰談判書類みな此掛にて取調ぶれば外國局中の外交部なり、されば此掛に某件の顛末は云々の次第にて其趣意の來翰われ

ば別紙の通りに御返翰あるべし又某件に附ては云々の申條なれば御面會に於て是々の御答あるべしと應接の趣意も書翰も製造して差出すなれば外交の機軸は實に此掛に在りて獨り閣老のみならず奉行も其意見通にてありき。平日外國奉行が公使館に赴きて應接するには立會として御目付を同道し通辯の外に調役書物方筆記定役御徒目付御小人目付御勘定方とも凡そ十人ばかりの人數にて相向ひたり御徒も未年御徒に至りて漸く御目付方の立會を省くを得たり。御老中の邸宅に於て應接の時には豫しめ外國奉行その日時を取極て報知すれば其刻限に至りて公使は御老中の官邸に赴くなり、官邸に於ては其家來を關表座敷に詰合て威儀を繕ひ、外國奉行を關に出で公使を先導して書院に入れば御老中は其上の間の闕際まで出て公使を迎へ一揖して座に就く、其座は中央に黒塗の卓机を置き相向て數脚の椅子を設け、公使は客席の椅子に就き隨從の書記官通辯官その次に着座なし、主席には御老中その次に外國掛の若年寄椅子に着座ありて少し離れて外國奉行御勘定奉行大目付御目付(都合十人内外)椅子に就く、夫より少し後の方には外國方の組頭調役等、および御勘定方御目付方の屬官等(都合三十人計)疊に

相並び或は筆記を成し或は顧問に備はり(御老中は奉行に問ひ奉行は屬官に問ふ)左ながら演劇を見るが如き狀況にて外交上の應接とは思はれざりしなり、尤も時としては應接の後に酒肴を侑むる事あれども大抵は茶菓子等に止まるを例としたり。斯の如くに極て嚴肅にして極て冷淡なる應接なれば應答機敏にして圓滑なる結果を得るなど云ふ事は思も寄らず御老中應接は左ながら儀式の如くになりて大抵は外國奉行の下話にて事務を結了するの事實にてありき。余が現に目撃したる所にては外國掛の御老中は間部下總守より脇坂中務少輔となり夫より安藤對馬守となれり、此安藤閣老は隨分に毀譽交々集りし人なれば内政には不束の取計もありと云ふ説も聞えたるが其は余が與り知らざる所なり但し外交に關しては安政六年より慶應の末年に至る迄の閣老參政中にて第一人なりしと余が一人の私評に非ず諸人の皆稱賛したる所なりき。安藤閣老は外國公使に對して其言語文辭を改めて禮遇の實を顯はし往復の書翰は一々自から閱して筆を加へ應接の要領に付ては外國奉行を指揮して其事を分掌せしめ常に自から公使に談判して事局を結ひたれば其剛毅にして果斷なると其機敏にして神速なるには各國公使も感服して畏敬を表したりき、凡そ幕府の末路に於て外交の困難を彌縫したる安藤閣老の功績は決して没すべからざるなり

ヒューズケン氏の暗殺堀織部正の自殺

萬延元年九月に亨漏生國の使節としてオインンホルク伯條約取結の全權を帯び軍艦四隻を率て江戸灣に投錨したり、幕府にては此前に赤羽根(戸澤家邸跡と記噫したり)に一館を建築し外國人應接所と名け外賓を入れるの用に供したり、此應接所は外國人上陸場(芝田町札の辻の突當り)と共に此時落成したりければ直に宇國全權の旅宿として止宿せしめ幕府は外國奉行堀織部正村垣淡路守御目付黒川左仲を全權に任して條約の談判に涉らしめたり。初め安政五年條約調印の時には幕府の内議は英佛米魯蘭の五國に限りて其他の外國とは條約を結はざるの國是なりしが其前に荷蘭公使より葡荷牙國は往古日本の通商國なりしを荷蘭これを妨たりしに付き是は例外として交通あらん事を冀ふと懇請したるに由り此年(萬延元年)六月を以て該國の全權キマレーン氏來りて條約を結ひたり。然るに今や宇國全權は別に他國の紹介を俟たずして來り信盟を請

ひたれば幕議は許否の間に彷徨したり、而して安藤閣老は斷然其請を容るゝ事に決して全權を引見し其談判に涉らしむる迄に及びたり。此にヒュースケン氏と云へる人あり原は荷蘭の出生なりけるが米國に遊び盡に米國公使ハルリス氏に従ひ其通辯官となりて下田に來り尋て公使の書記官に登庸せられて現に公使と共に麻布善福寺の米國公使館に居住せり。然に米國全權が條約談判に付き其屬僚には荷蘭語を通曉の人の乏しく往々談判に隔靴の患ありければ米國公使に依頼し此ヒュースケン氏を囑して談判通辯の任に當らしめたり、左ればヒュースケン氏は大抵毎日の如くに赤羽根應接所に來り夜に入て後に善福寺に歸るを例とせり、頃は十月下旬と覺えたりヒュースケン氏は例の如く夜の十時頃に米國全權の許を辭し善福寺に歸らんとて森元町の河岸通を歩行したるに突然に兇徒來りて無愆にもヒュースケン氏を殺害して逃去つたり(此時ヒュースケン氏に護衛の士は附添はざりしと記憶す、余は此五六日前まで應接所に詰合せたりしが交代の期來りて他人に代りて歸りたれば現場の事は知らず、其翌朝に至りて再び詰合せたるなり)是に就て外國方の困難は一方ならず各國公使よりは嚴重の掛合を

受けたれども其兇徒を踪跡するを得ず。時にまた水戸浪士の攘夷黨が掃攘の先鋒として同志を囂聚して横濱に押寄べき由の風聞ありしかば幕府は譜代の諸侯に命じて各公使館および應接所を警備せしめたり、然れども各國公使は猶も幕府の處置を不満足なりとして米國公使の外は皆國旗を捲て公使館を横濱に移したり(此一件に關しては後に詳説する所あるべし)

ヒュースケン氏が暗殺に遇ひたる後いまだ二旬を経ざるに堀織部正自殺の變ありき。堀は前にも述べたる如く當時外國奉行中の人物にて外交の事務には奉行多人數ありしと雖も此人と水野筑州と二人にて處理したるなり。筑州曾て余に向て嘆して云く外國奉行は頭を並べて員に備はる而已にて更に是と云ふ意見も無く盲判の檢印を突には辟易なり此程余は(筑州)竊に織部と謀り數十通の廻議書類の中に互に意見を異にするものを分ち織部が是としたる議には余は小印を押さず又余が是としたるものには織部は小印を押さずして之を同僚の議に付したるに何れも異議なく押印したり其後更に互に廻議を取替て非認の趣意を附箋して出したるは是にも亦同じく押印したり依て織部

と兩人にて之を同僚に責めたるに同僚はさればなり筑州織部兩人の中にて一人の檢印
 あれば其を目的に檢印するが我等が心得方なりと答へて誰あつて赧然たる者も無し以
 て其無能無識なるを知るべしと、以て筑州が堀に重を置たるを證するに足れり。此人
 生得小心翼々たる人にて學問も相應に出來て西洋の事にも粗々通じ武藝の中にて砲術
 は其得意とせる所なりき、又箱館奉行にて少く彼地に居たりければ北海の防禦北地の
 開拓には常に心を用ひたり、其外國人に接するや温厚にして諾を重し他の幕吏の如く
 に輕躁ならざりしかば外國人も此人を愛敬し宇國全權の如きは特に堀を愛慕して良友
 と呼ひたりき。堀の自殺は十一月八日の夜と覺えたり。此頃御本丸は炎上して諸役
 所は將軍家に從て西丸に移され外國方は西丸と二丸とに分れて事務を取扱ひたり、此
 日余は午頃より二丸を出て西丸に出勤して例の如く御書翰掛の詰所に居合はせたるに
 此詰所と奉行部屋とは纔に障子一重にて互ひに手に取る如くに聞えたるが溝口讃岐守
 外國は外より來りて他の奉行に向ひ何事かは知らぬとも只今御用部屋(内閣)にて織部
 正が對馬殿(安藤)に向て烈しき議論最中なりと語れるを余は親しく聞たるなり、尤も

其頃は水野堀の諸賢が閑老と激論せるは時に是ありしを以て敢て意に介せざりしが暫
 あつて堀は奉行部屋に入來りて氣分勝れざれば御先に御免を蒙ると同僚に挨拶あつて
 部屋を出られたり、凡そ奉行の出入は調役には膝を突て答禮すれども其以下の定役同
 心には立乍ら答禮するが例なるに此日堀は定役同心が居並びて會釋したるにも膝を突
 て答禮して歸つたりと云へり是は後に聞たる話なり其あとにて水野は堀の顔色太だ濟まぬ色にてあ
 りしが小心の人ゆゑ思詰て切腹でもせねば宜かと懸念したれば村垣淡路守が左る懸念
 はあるまじ併し近所ゆゑ退出がけに立寄て慰むべしと云ひたるをば同く漏聞たり、是
 れ堀と村垣は俱に築地に居住したるが故なり。斯て此夜余は水野の邸を訪ひ筑州に面
 會して談偶々晝間の堀の事に及びたるに筑州は對馬殿と堀との議論は何事なりしか余
 (筑州)は知らず併し對州も随分無理を云ふ人なれば堀も激したるならんと言はれた
 り。當時余は衞身もの、氣樂さに其夜は水野の邸に宿したりしに其曉に及び俄に邸内
 物騒しき聲するに依て目を醒して聞れば唯々堀様より火急の御使にて織部正様御切
 腹との注進あり依て殿様(筑州)には是より直ちに御越あるべしとて御供觸ありと云へ

り、其自殺の趣意は固より余が聞くを得ざりし所なりき

然るに其後世上にて堀が死に臨みて安藤閣老に與へたる書なりとて流布せる漢文を見るに實に淺間しき偽作たると一目に瞭然なるを世の有志輩が是を口實として幕府を攻撃するの一大證據の如くに思ひたるは不思議千萬なりと云はざる可からず例ば其米國公使ハルリス醉倒の際に侍婢に戯れたるを對州が許したりと云るが如き有り得べからざるの事實なり此一を以て其他は推て知るべきなり。但し堀が自害の原因は詳ならず或は云ふヒースケン暗殺中の兇徒中には堀の家來某と云へるものも嫌疑中の一人なりしかば堀は痛く其爲に心を苦しめたりと、或は云ふ宇瀨生國の條約は宇國に對してのみ全權を與へられたるに其草案の成るに及びては宇瀨生及び其附屬國たるメクソンブルグ、ハンボルク、ブローメン等の諸國を歴擧してありければ安藤閣老は大に之を不可なりとして堀を詰責し堀も亦之に抗辯したるが激論の由て起りたる趣意にて其語氣は遂に他の内外政治に迄も論及したるなりと蓋し兩説俱に實を得たるが如し、何となれば現に余が當時淨寫したる條約草案には是等附屬國の州名を歴擧してありしに係ら

ず其後竹本圖書頭が堀に代りて全權となりて同年十二月十四日に調印せし宇國條約には單に宇瀨生國とのみありて彼の附屬國の州名を除きたるにて之を推知するに足るべきか

◎第 六

米國公使書記官殺害の葛藤

萬延元年の暮より文久元年の春初に掛ては外交上實に非常の困難に際したり。是は前回にも演たる如く米國公使書記官ヒースケン兇徒の爲に暗殺せられたるより事起りて各國公使は日本政府は外國人の生命の安全を保護すると能はず既に是迄外國人が江戸に於て横濱に於て殺害せられ襲撃せられても曾て其犯罪者の兇徒を踪跡し逮捕して之を嚴罰する事を得ず遂に今回の變あるに至る是れ政府の不行届なり特に近日水戸の浮浪等兵を發して公使館を襲ひ横濱へ押寄せて以て攘夷を實行せんと欲するの企ありて其企は公然たる秘密たり而して政府は之に對して未だ如何なる鎮壓の手段をも施さず斯の如くにして政府たるの實は果して焉にかある仍て我等は江戸にある公使館の

國旗を捲て、一日横濱まで退き、以て日本政府の確然たる辯明を待つ者なりと御老中に照會して英佛蘭の三公使は萬延元年の十二月中旬を以て各々其公使館の國旗を捲き江戸を去りて横濱に退去したり。然るに米國公使ハルリス而已は此件に關して他の公使と意見を殊にし暴徒殺傷の事は歐米文明諸國と雖も時に免れざる所なれば余は敢て獨り日本政府を極責する事を好まず我書記官ヒュースケン氏の横死は悲嘆の至に堪へざれども日本政府は其保護の至らざるを謝し同氏の遺族に扶助金を贈るべしと約する以上は余は之を承諾して事局を了せざる可からず畢竟日本現時の人心不折合は二百年來の鎖國政略を一變して外交を開きたるに起因するを以て其開國を勸誘したる米國は飽までも日本政府を輔けて目的を達せしめざる可からず然るを輕々しく公使館の國旗を撤去して横濱に退き示威手段を持って政府を苦しめ一髮を誤れば平和の交際を敗るが如きは余か決して肯せざる所なりと論して敢て善福寺の公使館を動かず其保護は都て之を日本政府に委托して依然として江戸に居留したり（ハルリス氏の趣意は當時同氏が該件に關して外國奉行に應接したるを余は善福寺に詰合て親しく傍聽したるなり）此

時の他國公使には英はソル、ルーソルフオルト、オールコック此人は支那に久しく駐割して東洋の事情に通ぜるの名ありければ開港の時より我國に來り其初や日本人を見る支那人に同じく威嚇手段を以て事を行はんと試しが如くなりしが中頃より覺り得たる所ありて漸く温和政略を將りたる公使なりき。佛はゾゼン、ツ、ベルクール此人は門閥家の出身にて威儀を喜び日本政府をして鄭重なる待遇を爲さしむるを好み其感觸は極めて激しくて喜怒に常なき性質の人なりき。蘭はポルスナルツク此人は印度殖民地に奉職し屢にドンクル、キユルシユスに從つて書記官となりて長崎に來り夫より公使に榮轉したる人なれば日本の事情には粗々通したれども日本政府が重を英米佛魯に置て稍々荷蘭を輕んずるの狀ありと推知したるが故に英佛に聯合して示威政略を執るを常とせり。斯る中にて米使ハルリス而已は専ら懇切を旨として幕府に忠告し主として其都合を謀りたるに付き安藤閣老を初め幕府外交諸官吏の信用はハルリスに傾きたる折から此度の場合に臨みたりければハルリスの信用人望は愈々其重を加へ此以後は外交の難事は都てハルリスの忠告を待たに及びたりき。扱も英佛蘭の三公使は横濱まで

退去したれども其論題の原たる米公使が幕府と懇談にて事局を結了したるに付き其上に強て論責すれば所謂彌次馬たるの姿あれば殆ど當惑の状況あるを見てハルリスは密に安藤閣老に注意し外國奉行を横濱に遣りて三公使と談判せしめ其後若年寄酒井飛騨守掛外國を訪問として横濱に出張せしめられたれば三公使も是を謝罪及び保證の實なりと認め、て再び江戸に還り其國旗を掲げたり。是にて其葛藤の難局は一旦結了したれども、攘夷論熱は益々昂騰して外交上海氷を履むの思ありき

高輪東禪寺英國公使館の夜襲

文久元年の春に至れば魯國軍艦が修繕を名として突然對馬に繫纜し占守の狀を爲し幕府は小栗豊後守後に上野介時を遣はして退去の談判に及ばしめられたれども聞かず遂に英國公使が其海軍中將に謀りて魯の艦將を説き引拂はしめたる事あり、又外國軍艦が日本沿岸を測量する件に付て幕府は内外より論詰せられて苦しむたる事あり、又外國公使は日本全國を旅行するの自由あるに付き旅行の申立に會ひ難澁したる事あり、其他或は遊歩規程に付き或は宗教拜禮に付き凡そ條約の實施に關して今日より觀れば何の

造作も無き事が着々鎖攘家の憤激を招きて外交の困難を來し其爲に外國掛の官吏は苦慮痛心に日を送りたり、但し是等は余が直接に關係なかりしを以て畧して言はず何となれば余は當時公使館詰が主任にてありければなり。文久元年の五月上旬に英國公使は其屬僚を率て富士に登山し同月廿八日を以て江戸に歸り高輪東禪寺の公使館に入れり、余は外國方の淵邊徳藏等と共に此前日より東禪寺に詰合せたり、此時東禪寺の警衛は別手組凡二十餘人にて中門内を守り御警衛大名松平時之助(柳澤)本館中門外を守り同く松平和泉守(西尾)洞春院の裏手を守りたり。然るに此日公使歸館して館内は雜沓を極めしが黄昏より梅雨徹しく降りて物靜に成れり。外國方の詰所は中門内の右側なる塔中にて本館を距ると四十間許の所にありて御目付方も此中に宿直せり、午後十時にも及ひたれば寝に就くべしとて小使に命して蒲團敷かせ蚊帳釣らせて其中に入たるに俄然として中門内と本館を關前との方向に當りて多人數の叫び聲ども聽えたり、扱は失火にてもあるやらんとて詰合同は飛起きて帶を締め蚊帳を除き先づ同心をして物色せしめんとする時に狼藉者なり討入也と云へる叫喚に接し同時に浪人討入たり用

心せよ、出合よと云ふ聲したりければ南無三寶眞人ともござんなれど銘々に大小を挿み
 蹴足にて詰所を飛出して見れば雨は霽たれども空は眞黒に曇りて星影も見えず如法の
 闇にて鼻を撮まれても知れざる程なり、ソレ提灯を出せ高張を照せと狼狽の中にも點
 燈して詰所を開きたれば何の某なり敵を打取たり一番首の高名御記し下さるべしと息
 せきつゝ血刀を提ながら流血淋漓たる生首を携て詰所の椽側に置たる者あり、是れ即
 ち別手組の某なり、外國方が都ての主任者なれば此に持参したるは當然の手續にて其
 心得方は天晴也、然るに余は此時二十歳生れて初めて人間の生首を見て實に驚愕して
 爲すべき所を知らず御主任早く御請取下されよと先方に氣を附られて右の首を請取た
 るは我ながら耻かしき次第にてありき。斯て役所を出で、見たりければ騒動のはや鎮
 定して兇徒十餘人は盡く討取られたり尤も此内には深手及び薄手もありて存命の者は其後刑に處せられたり此兇徒は水戸の浮浪
 にて即ち攘夷黨の輩なり此日英國公使が歸府を豫知して當夜襲撃を行ひたる者也とは
 暴徒生捕の白狀にて相分つたり。此公使館襲撃はあはや外交上の一問題となり幕府は
 不測の困難を感すべかりしが幸に護衛の別手組には討死したる者あり深手を負ひたる

者ありて何れも死を願はずして防戦し盡く兇徒を討取りたりければ兇徒は一旦既に公使
 館の支關まで押寄たりしも僅に参贊官に薄手を負はせたる迄にて其志を逞くすると能
 はず公使を初め一同無事なりしかば幕府は負傷者に扶助金を贈りたるに事止まりて其
 局を結びたり。尤も幕府は此襲撃に會して防戦し及び勤勞したる諸人を厚く賞與し其
 功績を褒したりければ英公使も物品など贈與して其勞を謝し其後英政府は功勞記念牌
 を幕府に送りて各自に附與する事を托したりき(此記念牌は到着の時に當りて公使は
 既に交代し其後戊辰の變に到りければ其儘になりて一昨年に至り漸く外務省の手を經
 て夫々に附與せられたり)

兩港兩都開市延期請求の因由

幕府が當時外國に對して結びたる條約に據れば神奈川(横濱)長崎箱館の三港は千八百
 五十九年七月四日安政六年六月二日を以て開き新潟は千八百六十年一月一日萬延元年十二月兵庫および江
 戸大坂の兩都は千八百六十三年文久三年十二月を以て開くべき約束にして神奈川長崎箱館の三
 港は既に是を履行したり。然るに新潟は若し不都合の事あらば代港を日本の西海岸に

於て定むべしと云ふ明文あるは是れ新瀉は安全なる緊泊港に非ずと云へる事よりして豫め此條を設けたる者と知られたり。切横濱開港後に英國軍艦は新瀉へ廻航して實地を目撃したるに迎も安全なる貿易港に非ずとの報告なりければ各國公使よりは代港選定の事を幕府に望み幕府にては能登の七尾か出羽の酒田など然るべしとの評議にて外國奉行某をして萬延元年に北陸海岸を巡視せしめたりき夫是にて新瀉は代港選定中の廉を以て自ら延期の姿となり居れども是も當分の内の事にて外國公使より時々其選定如何を促したり、其上に江戸大坂兵庫の開市は正に二年の後に迫りつるに攘夷熱の氣餘は益々熾にして横濱さへ不安心なるに鎖鑰の中心たる京都に近き大坂兵庫を二年の後に開かんとは中々思ひも寄らざる狀勢となりぬ、是に於てか安藤閣老は國內人心不折合の故を以て兵庫新瀉の兩港および江戸大坂の兩都の開市を延期せん事を各國政府に望み文久元年の春よりして此事を提出したり。米國公使ハルリスは此事に關して竊に外國奉行の相談を受け余は日本の國情を洞察するが故に米國政府をして必らず之れを諾せしむべしと答へたりしが、英公使オールコックは是れ條約に關する大問題なり

本國に具申せでは何とも返答に及び難しと答へて容易に肯ずへき色も無く、佛公使閣公使とても同様の答なりき。然れども安藤閣老は此兩港兩都の延期は何事ありとも行はざれば國內の靜謐を保ち難きは眼前の事なりとて或は外國奉行を以て國情を説かしめ或は自から應接して懇話に及びたれば英公使も漸く是に同意するの傾となり佛公使も亦稍と是に同ずる迄に至れり

是より先き幕府は訪問の禮を行はしむる爲に新見村垣小栗の三人を使節として米國に派遣し特殊の待遇を受けたる事ありければ英公使は佛公使に謀りて幕府に説いて云く條約已に批准を遂げ和親正に懇篤なるに日本政府は其使節を米國にのみ派遣して未だ歐洲諸國に派遣せざるは禮を得たる者に非ず日本政府は宜しく其の重臣を使節に任し歐洲の締盟諸國に就て訪問の禮を行はしむべし其使節の一行は米國の例に倣ひ英佛二國にて擔當すべし其待遇は決して米國に劣らざるべし斯て其使節が直に各國の朝廷に到りて兩都兩港開市延期の事を請はし各國政府も或は之を應諾する事もあるべきが是を外にして政府をして應諾せしむべき機會は無るべしと。安藤閣老は是を聽きて然ら

ば其議に及ばんとて歐洲へ使臣派出の事を閣議に呈出し閣議に於て此節から外國へ幕府より使臣を派遣しては攘夷黨の憤怒を更に挑發するの懸念あるべしと趁起したるに關らず斷然群議を排して之を決議し此年(文久元年)の十月に至り外國奉行兼御勘定奉行竹内下野守外國奉行松平石見守後に本家を相續し周防守と改名して關老に任せられたる人なり御目付京極能登守を公使に命じ歐洲締盟の六ヶ國即ち佛蘭西英吉利荷蘭宇滯生魯西亞葡萄牙の朝廷に到り親しく帝王に拜謁の禮を行ひ其序を以て延期談判すべきの全權を與へたり、而て余も亦幸に此行の員末に列する事を得たれば其時の模様どもは之を次回に叙述すべし

◎第八

幕府三使が歐洲へ向て發遣

去程に幕府は竹内下野守松平石見守京極能登守の三人をば特命全權公使に任し歐洲條約諸國即ち英佛魯蘭宇葡の六ヶ國へ赴き帝王へ拜謁して聘問の禮を修め兼ては兩都兩港開市延期の談判を遂べき旨を命じ諸國帝王への御國書及び全權委任狀をも外國の例に倣ひて相渡されたり。抑もこの竹内下野守と申すは原は竹内清太郎とて御勘定より

出身して御勘定吟味役に累遷し箱館奉行になされ夫より御勘定奉行に進み外國奉行を兼ね凡そ幕府の民政會計の事に付ては老練の譽高く又箱館に在勤したるを以て粗々外交の事情にも通し蝦夷地の狀況をも詳に知りたる人なれば魯國へ遣はさるゝには此人なりとの事にて仰せ榮られたるなり(是は魯國に對しては聘問延期の外に唐太經界談判の要務あればなり)此人は年齢も既に五十を踰え温良の徳自から容貌に露はれ物に騒かざる君子風の良吏なりければ正使の價直を備へたる人物なり。次に松平石見守は(後に本家相續して周防守と名を改め御老中に成たる人なり)門閥の旗本に似ざる敏捷の人にて開港の程も無く外國奉行兼神奈川奉行となりて才智辯舌の評判を博し外國公使なども専ら稱譽したる人にて年齢も若く且つ機敏の才に富みたれば副使には命せられたり。次に京極能登守は御目付にて是亦至極實直の人にてありぬ。當時の幕吏にては此三使は先々人物にして其擢を得たりと云ふべきも若し井伊大老儲君論の事も無くして水野岩瀬永井川路の諸傑が此任に當りて歐洲の形勢を親しく目撃したらんには更に宜かるべきにどの説は其時に早く世上の云へる所なりき。扱また此三使に附屬の人々

外國奉行の支配にては組頭には柴田貞太郎(後に兵庫奉行柴田日向守)御書翰掛には水品樂太郎(今は梅處)岡崎藤左衛門(今は撫松)通辯方には福地源一郎立廣作太田源三郎、翻譯方には松木弘安(寺島宗則伯)箕作秋坪福澤諭吉、庶務には上田友助齋藤大之進その撰に當り、立合には御勘定日高圭三郎、御普請役益頭駿次郎、御徒目付福田作太郎(重固)御小人目付高松某山田八郎、醫官には高島祐啓川崎道民の諸人なり、尤も三使は銘々に家來二人づゝ組頭は一人其餘は物躰の爲に小使三人を召連るゝ事と定められたれば諸藩有志の人々は假に其家來小使の名を冒して此行に加はり既に長州の杉(今の子爵)加州の佐野鼎の人々は即ち家來となりて此行に加はられたりき。使節の迎船には英國より軍艦を横濱まで差出すべしと英公使より照會ありて成べき程は一行の人数を減し其携帶の荷物をも節畧すべしと頻に注意ありければ是に従つて非常の減員を成したれども猶三十餘人の同勢にて其荷物には大君より(將軍家の稱)各國帝王宰相への贈品および一行の衣服携帶品にて山を成す許の荷物なりき。其の出發の支度に就ては種々可笑しき談柄どもありて其時すら捧腹に堪へざる程の事多かりき通辯翻譯に従

事せる人々は西洋は云々なればさる御用意には及ばずと或は洋人に聞く所に據り又は書籍にて讀む所を以て三使へ申立て又小栗豊後守は米國へ使せられたる實験を引て忠告に及びたれども否々米國は左もあらんが歐洲は又格別ならんも知り難し洋人の言ふ所を浮と信じて差支あらば日本國の御耻辱なりとて容易には従はれず、但し駕籠持槍甲冑挾箱は無用なれば持參に及ばずと非常の英斷を以て決したれども三使だけは手槍及び鞍籠等の馬具は持參あるべしとて持せられたり、夫より筆墨紙等の用意に及び、食料の支度として米は白米を御藏より受取り、醬油香の物等は買上となし、味噌は腐敗し安き品なれば通常の物にては其恐れあり如何すべきと會議區々なれば我等は切に御持參無用と止めたれども争でか採用せらるべき御手前が勤向の外の儀なれば御黙りなさいとの一言に叱り附られ左あらば御評議次第にと沈黙して其成す所を見れば其頃長沼流の軍學者某と云へる者の説に我流義には甲州の信玄以來軍用として萬年味噌の傳あり此傳にて練立たる味噌ならば赤道直下に於て大陽に當るとも決して腐敗の恐なしと云へるを聞て夫究竟なり依頼せよと組頭の差圖にて製造を命し中瓶數個に詰て

持参したるに氣の毒なるかな此萬年味噌は香港と新嘉坡との間にて早くも腐れて臭氣堪がたく乗船士官より苦情ありければ瓶に入たるまゝ海中に投入て龍王へ献上したりき、又外國方の評議には米國こそ陸に鐵道は通したるなれ西洋に於て諸國遍歴の長途に盡く鐵道あり馬車ありて歩行に及ばずとは信じ難し山岳原野の間にて車も通はざる境には三使組頭及び御目見以上の面々は乗馬をも致すべきが何に西洋なればとて一行三十餘人盡く乗馬の用意差支なしとも思はれざる場合に臨み履物の用意は如何すべきぞ西洋の靴など相用ひては神州の大耻辱なり宜しく草鞋の用意致すべしとて御目付方に打合せたるに御目付方も尤も同説なり、我等は又々其儀に及ばずと論したれ共中々聽入られず併し不用に相成やも知れざれば用意の爲に凡そ千足も草鞋を持参せば然るべしと評議定まりて扱其草鞋は是も長沼流の軍學者の説にて甲州流の軍用茗荷草鞋を用意あるべしと云へるに従ひ其事定まりたり、然るに當時幕府の制度にては現品請取を本則とせしに付き(交付すべき現品なきに至りて買上るを許せるなり)右の軍用茗荷草鞋の交付を小細工所又は御納戸に請ひたるに左様なる品は當方には御用意なし

と跳付られたり、然ばとて大番頭及び兩番頭に照會したるに我々御番士は騎馬の御役なれば草鞋の用意は致し申さずとの返答也、此上は如何すべきと御目付方へ問合せたるに軍用草鞋は小十人頭に達せらるべし其理由は云々との差圖に付き直に外國奉行より達したるに小十人頭は草鞋の調達を達せらるゝとは怪しからぬ事かなと憤然として拒絶の返答に及びたり、外國方は得たり賢しとて抑も小十人は將軍家の御馬廻を歩行にて固むるの武職なれば軍用草鞋は貴方に請求すること當然なれと既に御目付方より承り及びたるに承諾これ無きは如何なる御心得にての事にて候哉と反問に及び遂に一塲の大議論と相成しが小十人頭は軍制の論に屈服して夫より急に軍學者に問合せ職工を雇ひ上げ臨時に御軍用草鞋製造掛數人を命じ漸くに千足の草鞋を製造して外國方に引渡したり、尤も此草鞋は船中は不用に付き郵船を以て用意の糶米と共に豫じめ佛國馬里塞に廻送し置きたるに残念なるかな一足も用ひずして同所に預け置き歸路に及びて其取棄を佛國の接對官に頼みたれば如何に成たるか其終を知らざりき。諸事皆斯る狀況なれば純然たる日本風にて文久元年十二月廿二日を以て品川沖より英國軍艦オー

ヂン號に乗込み長崎にて石炭を積入れ同き二年正月元日の曉に長崎を出帆して香港へ向ひたり。英國軍艦にては特別の注意を以て一行を待遇したれども飲食は全く違ひ衣服座臥とも都て軍艦の規律に反對なれば船長士官は日本使節の不法なるに當惑して其少しく規律を守らん事を望み一行は又船長士官等が瑣細の事にて我等の動作に苦情を唱ふるを煩苛なりとて不平を鳴し其爲に間に挿まりたる通辯翻譯の諸人は随分に難澁を極めたり。但し三使の中にも石見守は尤も日本風を守られ既に香港に於て一行中の某等が洋靴を買求て穿ちたるを見咎め嚴に之を叱責し其國風を紊るを以て是より日本に退返すべしと迄に言出し散々に謝罪して漸く恕されたる事ありき。斯る心底なれば三使及び一行も西洋諸國巡廻中少しも我國の風俗を紊さず羽織袴大小草履にて陣笠を冠り巴里倫敦の市中を遊歩するに更に耻る色も無く傲然として大小を横たへ我こそ日本の武士なれと云ふ風體にて大手を振て歩行たりき、去ながら歐洲文明の事物を案内に應じて盡く見聞したれども大抵は無心にて見過し心に留めたるは三十餘人中にて僅々數人に外ならざりければ其歸國の曉に及びても歐洲巡廻の功績は直接にも間接

にも顯はるゝ所なかりき

幕使の延期談判及び日魯經界論

扱も三使は蘇尼にてオーチン艦を出て初て埃及の鐵道に乗り該處に着し同國亞王の招待に依りて三日間滯留して以て迎船の來るを俟ち同所より再び鐵道にて歷山太に着し直に英國軍艦ヒマラヤ號に乗移られたり。是にて鐵道の模樣も分り彼の草鞋も不用なるべしとは心附れたり。このヒマラヤ艦は運送艦にて其製は都て郵船の通りなりければ船室も廣く又規律も稍々寛にして一行は其大にオーチン艦よりは樂なる思を成したり。斯て地中海を航して馬里塞に着したれば佛國外務省の接待掛出迎へ案内して巴里に趣き那破倫第三世へ拜謁の禮を遂げ其後延期の談判に移りたるに佛國政府は英國政府と協議の上にて其談判に涉るべければ三使の歸路に及びて應接いたすべしとの事に付き去らばとて三使は佛國の諸所を見物して倫敦には赴きたり

倫敦は此時恰も大博覽會の頃なりければ其繁榮言はん方も無し然るに此時日本より電信にて延期の談判はオールモック公使歸英まで相待べしとの差圖ありしに依て暫く其

來るを俟たりけり。却説く幕府は三使を派出したる後に於て猶も英國公使オールコックに談判したれども兩都兩港の延期は英國政府に於て必らず聽入べしとは思はれ難し。この事なりければ安藤閣老は大に心を痛ましめて切に事情を述べ其盡力を望まれたる折から安藤閣老は其正月坂下に於て兎徒の爲に襲はれて負傷したり、然れども療治の病牀に臥しながら此事を忘るゝの暇なく森山多吉郎(通稱御用頭取)を枕邊に招き口上を申述べ屢々オールコック公使の許に申入れたりければオールコックも其志の國事に存して憐まざるを感じ然らば余も一層盡力いたさん其報酬には何々の個條を承諾あるやと其談判に涉り云々の件々は報酬に與へらるべし然る上は公使は歸國して直に英國外務大臣に事情を陳述して延期の取計に及ぶべき間森山も同伴せしめらるべしと議定まりければ安藤閣老は三使への訓令を森山に渡し森山をして調役淵邊徳藏(今は遊萍)と共にオールコックに同道せしめたり。去程に公使オールコックは森山淵邊と共に五月を以て倫敦に來りければ森山は其訓令を三使に渡し夫より外務大臣ルツヘル卿と談判に涉り其結果は英國に於て江戸大坂の兩都兵庫新潟の兩港の開市を五ヶ年間延

期すべし其報酬として日本は英國物産の織物等に對しては其輸入税を五分に減すべしと云ふ事にて談判は詰りて倫敦覺書を取換す事に及びたり、尤も輸入税の減少は此の覺書に初まりて永く今日に至るまで其の禍を遺したれども開市を延期して外交上の葛藤を豫防したるの功は實に安藤閣老と森山氏の力なりと云はざる可からざるなり(森山氏が外國交際の事に關して大功ありし事は他日詳説すべし)而して幕府をして此延期を乞はしむる迄の地位に外交の事情を陥れたる者は誰そや、是は余に問ふ迄も無く今日維新の元勳たちに質さば分明らかるべきなり

英國にて既に延期を承諾したりければ幕使の一行は英國の見物を畢りて英國を辭しラームス河口より荷蘭の迎船に乗りロツトルダムにて上陸して海牙に赴き特別の待遇を得て延期の談判を畢り夫より陸路宇漏生の迎車にて鐵道より伯林に至り同じく延期の承諾を得たりければスラッテンより魯西亞の軍艦に乘移りて彼得堡に至り談判に涉りけるに延期は素より魯政府にて承諾したりしかども此に困難なるは唐太經界の談判にてありき抑も此經界は往年魯國より布恬廷に全權を授けて日本に申込みたりしに其要

八十
領を得ず其後又ムラウ、ヨフ伯を使節に命じ全權を與へて日本に派遣したりし時にも日本は其言ふ所を出張して更に經界を定むる事を肯せざりし去れば今度日本の申込には應ずる事を好まずと雖ども折角の使節ゆゑ枉て談判せしむべしとて魯國外務大臣ヨルチ・ニコフ公は亞細亞事務總裁イグナチフ伯を全權に命じて其談判に及ばしめたり。幕府の三使は飽までも北緯五十度の經界説を主持して此經界は萬國の地理學者が公認する所なりと述たるにイグナチフ伯は嘲り笑て地理學者の學說や地圖の色分は決して政治上の證據とするに足らず若し地理學者の說に従へば薩哈隣と此地を名け其語は即ち滿州語たり現に日本にて唐太と唱ふる唐人の轉訛に非ずや又地理の形勢より論ずれば唐太は日本の地に非ずして寧ろ滿州大陸に屬するの地勢なりと云ふと學者の定説なり扱又地圖は歐洲諸國にて種々に色分を勝手に成し其中には五十度を以て經界としたる貴説の如きもあれば五十一二度若くは四十四五度のものもあり又全く日本に屬したるもあれば之に反して全く魯國に歸せしめたるもあり御所望とあらば其等の地圖何十百幅盡く取出して貴覽に呈すべき歟然れども魯國はさる迂遠なる學説を證據には致さ

ず常に實際の政治問題として談判に涉るべし。夫れ兩國の經界は山岳又は河流の地勢に據て定むべし徒に經緯度を以て劃する時は其爲に經界上に實地の不都合を醸して却て將來の紛議を招き寧ろ經界を定めざるに若かざるの恐あり是一ツ、次に魯國は貴國の說に従ひ既に經界を定めずして其領の委となせば今更に不都合なる經界を定むるの必要を感せず是二ツ、次に魯國の移住民は現に薩哈隣に於て五十度以下の所まで南下したるに日本人民は僅に其南方の海岸に於て漁獵を營める而已にて曾て一人の五十度内外の内地に住居するを見ず是れ三ツ、此三ツ條の事實あれば魯國は五十度の經界は素より承諾すると能はず然るに四十八度内外の所には河流と山岳とありて天然に自から經界をなせる地勢あり此山河を以て經界に定め魯國と日本との國境と成さば地境劃然として將來の紛議もなく貴國の爲には十全の利益なるべし此議は魯國に於て欲せざる所なれども使節に對して其面目を得せしめ以て魯國が日本に對するの好意を表する爲に枉て承諾いたすべきが如何に候ぞやと演たりけり

◎第九

竹内下野守は蝦夷地の實況を詳知せる人なりければ魯國全權委員イグナチフ伯が云へる如く唐太北緯五十度内外の處には一の日本人も居住せず又事實に於て日本の政令の行はれざる所たるを識れり、松平石見守は慧眼にして多少外交談判に經歷ある人なりければ五十度經界説は到底魯國に於て承諾せざるの問題たる事を識れり、依て京極能登守にも謀り組頭の意見をも聞き終に隨從の諸員を集めて其の所存をも尋ねられたり（但し此會議に列したるは調役御勘定御徒目付以上にて其以外は與かる事を得ざりし故に其會議の模様は森山其外の諸氏より傳聞したる而已にて余は親しく其席に列なつたるには非ず）蓋し竹内松平正副兩使の趣意は我等當國（魯國）に於て唐太經界談判の全權を承はつて罷越し既に其議に涉つたるに到底五十度を以て日魯兩國の境を劃せん事は行はるべしとは思はれず布恬廷ムラウイ、ヨフ兩使が前年より主張せる趣意と云ひ今また魯國全權が辯論する所と云ひ到底その最後の目的は唐太全島を己が所領となすの望たるは明白なり然るに此程よりの談判に於て四十八度内外の所にて山河の形勝に

由て其經界を定むべしと發議したること此上も無き幸なれ我等兩人は一步を彼に譲りて之を諾し即ち談判の上成就て經界を確と定め將來に動す可からざる公の約定書を取替し以て他日の葛藤を絶ち唐太南部の地を安穩に維持せんと思ふなり依て速に魯國全權委員に對し其決議に及ばんずる所存なりと云ふにあり。京極は之に反對して唐太經界談判の全權は我等三人御委任を蒙つたれども對馬守殿（安藤閣老）の内意には余が在職中に於て日本の土地を一すたりとも外國に讓與する事を欲せざれば其旨相心得て談判せらるべしとの内訓あり然るを五十度を退きて經界を定めんと此内訓に背く而已ならず實に我日本國に取つては再び回復し難きの國損なり故に拙者は同意するを肯せずと云にあり一條の大議論と相成たり、兩使は慨然として今日の機會一たび失はざれば決して再び得ると能はざるなり我等兩人は日本國將來の計を思ふが故に閣老の内訓を顧みず將軍家より公然と與へられたる全權を以て此經界を四十八度の邊に定めんとは欲するなり歸朝の上その御答を被らば彼等兩人切腹して申譯を致すべし國家の御爲に一命を棄ると素より覺悟の所なりと演べたれば。京極も亦憤然として一命を棄るに

於ては拙者ども何ぞ公等に劣るべき但し日本の國辱國損は我等が瘦腹幾百切たりとて取返し附べきものに非ず拙者は飽まで内訓の旨を守り全權御委任外に出で經界を定むる事に同意せず然るを強て約定せんとあらば御目付の職權を以て差止むべし勿論その談判にも列席せず約定書にも記名調印せざるべしと論じて各々其の説に異にしたり。是に由て組頭以下各々勘考を盡したる上にて意見を三使へ申立べしとの事にて其日の會議を散したり。扱これよりして右の兩議の中に孰をか採否せらるべきかと隨行員中區々の評論と成たりければ、青少年少壯にして外國の事情を知れる輩は兩使の宣ふ如く四十八度にて七度にて此機會を以て經界を定めらるべし畢竟魯國全權が此議を提出したるも初めて日本より派遣せられたる使節へ對しての義理もあり且や此談判は歐洲各國の政治家が着目する所なれば輿論の是非も如何なりと顧慮する所あるが故なり然らば則ち四十八度經界案は我方より見れば彼に一步を譲るが如くに思はるれども彼より見れば一步は愚か十歩も廿歩も我に譲たる考なるべし若し此好機會を失はれて經界御定めはなくば唐太全島は遠からずして魯國の有たると鏡に懸て見る如くに

候ふべしと議すれば。又一方の老練實着を得意とせる俗吏の輩は否々決して然らず國を維持するは實力に在りて約定にあらす苟も日本國にして實力に乏しくば假令今日經界を定めても明日彼に蠶食せらるゝの恐あり又その實力さへ是あれば經界は是迄の通り未定に据置ても遽に彼が爲に全島を掠奪せらるゝの憂ある可からず布恬廷が初て長崎に來りて經界論を持出してより已に十年を経て未だ經界は定まらされども魯國の移民は南下して我が住地に迫つたりとも聞かず過去の十年斯の如くなれば將來も亦推して知るべきなり是故に輕忽に彼に譲つて經界を定めんと努々然る可からず魯國全權愈々五十度に不承知とあらは寧ろ談判を中止せらるべき歟と議して其說漸く勢力を得て兩使が最前の決心をも動かさんとするに至れり。是に於てか經界取極斷行説と不斷行説とは各々見る所を取て動かず右に説き左に論じて是非を争ひ或は口頭を以て或は書面を以て所見を三使に陳述したり而して余は初より英斷説なりければ密に笑作秋坪と謀り凡そ美濃紙六七枚計りに趣意を書並べ兩人連署して是を下野守に差出したり(是余が幕府の重職に建白書を呈したる初なりき)

然れども組頭柴田氏は初より斷行を不可なりとせる人なりければ頗に利害を説て兩使を諫め加ふるに此一行にて外交上尤も老練の才ありて顧問に備はつたりける森山氏も熟考の上にて遂に不斷行説を探りて論じたるに由り數日の評論の後に竹内松平の兩使も京極の不同意を壓服するの術なければ其持説を枉て不斷行説に従はれたるを實に残念至極の次第なる。嗚呼當時兩使が斷行説を立てられたる時に於て御目付に異議なく組頭以下みな之を賛成したりしならば兩使は此時を以て四十七八度の所に於て日魯兩國の經界を定め得て實に其振群の績を後世に遺したるべきに異議の爲に其目的を達するに由なかりしは幕末千載の遺憾とも云ふべかりしなり。却説使節一行の議は北緯五十度を降りては唐太の經界を定む可からずと評決したり然らば此談判を如何にすべき乎と頗に苦慮したる未に於て其次の應接に於て此旨を使節より發言したりければ魯國全權は大に残念の事に思ひ然る上は唐太經界は日魯兩國これを定むるの存意なるを以て魯國は全權委員として西卑利亞總督府より海軍少將カサケウツチを派出すべし日本政府も其通知を得ば同じく相當の全權委員を派出すべし此兩國の全權委員は相與に唐

太に會し其地形を臨驗し實地の宜き所を擇び協議の上にて經界を取極むべしと約すべしと發議したり幕使は其議尤も然るべしと是に同意して約定覺書に調印したりき其後幕使の歸朝の後に至り(文久三年の夏と覺ゆ)魯國は此約定に従ひカサケウツチ少將を派出して其事を箱館奉行に通知し奉行より急使を以て江戸に轉報したり然るに其頃幕府は鎖攘論の爲に困しましめられ内訌の混雜に屈託して他を顧るの暇なかりければ外國奉行より頗に幕閣に注意したるに係らず幕閣は其全權委員をも任命せず勿論その實地へも派遣せしめずして放棄の姿に成し置たれば魯國全權は唐太に在りて俟たれども日本全權出張の報知に接せず數月間を空しく徒費したる後に魯國に於ては日本は經界を實地に臨檢して取極むるの約を放棄したる者なりと認むる旨を通牒して引返したり是に由て聖彼得堡に於て取結たる此の約定覺書も反古とは相成つたり、此後また幕府は此經界を取定めんとて外國奉行小出信濃守を魯國に遣はして談判せしめたりしに魯國は此前約無効の説を主張し今度は四十七八度間の説にも應ぜざりしを以て唐太は經界を定めずして日魯兩國に於て之れを支配すべしと云ふ

共有領地の約を結び大に我國の不利益を招きたりき。是より事情は愈々變遷して遂に維新の後に及び樺太千島交換約を以て此葛藤を結了するに至れり。畢竟みな當時幕使が本文の事情に繋かれて英斷を決行せざりしと幕閣が内訌の爲に全權委員を派出せざりしとの結果なり

幕使の歸路

斯て幕使は魯京より陸路再び伯林を過て巴里に到り延期の談判を遂げ其覺書を取極めたり。此覺書の中には日本政府は延期承諾の報酬として佛國より日本へ輸入する葡萄酒並に織物類の税を五分に減すべしと云へる條件を定め又日本は佛國船の爲に内瀬戸の通航を許すべしと云へる條もあり又日本は朝鮮を説て外國の和親貿易に其國を開かしむる事に盡力すべしと云へる條もありしと余は記憶したり。此談判は我國に數年駐在したる佛國宣教師マラールとて能く日本語に通したるもの専ら通譯に任し森山氏蘭語にて其傍より重譯して助けたれば余は其談判を親しくは聞知らざりしなり但し此約ある事は約定書淨寫の時に讀て記憶したるなり。其初め朝鮮の地は——少なくとも釜

山近傍の地は——日本政府の領地なれば釜山を開港すべしと佛國より望まれたれば幕使は朝鮮は日本領に非ずと云ふ事を辯明して漸く其惑を解き然らば勸告する事に止むべしと云ふ事にて此約とは成たるなり是れ當時佛國宣教師が朝鮮にて禍に罹りたる事變ありしと且は當時那破崙帝が交趾に兵を出して稍々東洋に志を向けたるに出たる故なりとは知られたり

此兩都兩港延期談判は現行條約に附したる税率を輕減するの因を爲し而して其税率は其後馬關償金談判に由て益々改正を促されて遂に平均輸入税五分以下の率となれるものなれば外交史を説くものは知悉せざる可らざるなり即ち倫敦覺書にて英國物産たる毛織物木綿織物綴糸等の輸入税を減じ巴里覺書にて酒類織物小間物等の税を減じ伯林覺書、海牙覺書、里斯本覺書、彼得堡覺書の如き各々約する所ありき。然るに條約類纂には倫敦覺書のみを載せて其他を載せざるは蓋し幕府滅亡の際に或は散佚したるにやあるべき併し外務省の文庫には今以て存在してあるやも知れず巴里よりロンフォルトに到り佛國軍艦に送られて海路葡萄牙の都の里斯本に至り同じ

く聘禮および談判を遂て再び佛艦に送られ地中海に入り歴山太より上陸して蘇素に至り其所にて幕使を待受たる佛艦に搭して歸國の途に就きたり。初め幕使が巴里に到りし時には其接待は特別の禮遇を極め其歸路にはセミラミスと號せる佛國第一等の美麗宏大なる軍艦にて護送すべき定にて粗々其噂をも接待官より幕使に通したりけるが今や歸路に臨みては何と無く佛國にて幕使を遇する其季候と共に稍々冷氣に成りて其護送の軍艦の如きも歴山太まではライオンと名けたる老朽の船を供し蘇尼より日本に至るまでも亦六七百噸に過ぎざる船を供したり(此艦名は失念したり)是は當時佛國に於て交趾に兵を出して新に其殖民地を設くるの最中なればセミラミス其他の軍艦は此出兵の用に供し又一方に於ては北米合衆國の内亂に乗じて墨基哥に干渉せんが爲に軍艦も亦多事なりければ幕使を日本へ護送するに軍艦を以てするは其實佛國海軍に取りては迷惑なりされば彼の政府にては蘇尼以東は寧ろ英國の郵船に幕使を托するの議ありしかども英米兩國曩に軍艦にて護送したるに佛國いままを英國の郵船に托しては他國への外聞も如何なりとありて此軍艦を差繰て出したるなり(是は歸路巴里にて接待官は

密かに幕使に向ひ軍艦の護送も貴下に取ては窮屈なれば歸路は佛國軍艦の護送を斷り自費にて英國郵船に乗込みて歸國したしと御申込あらば佛國政府の費用を以て郵船にて送り参らすべし此儀尊慮如何と謎を掛て誘ひたる事ありき。然るに幕使は其内情を解し得ずして左様なる自儘の儀を佛國政府へ申立て其氣配を恐くせんは宜しからず軍艦の窮屈は素より覺悟の上の事なり且つ郵船にて身分賤しき町人輩と同船して歸朝せんは御使の身に取ては耻辱なるべしと乙な所に斟酌して其事を申入ざりしに付き佛國政府は是非なくも軍艦をば出したるなりとぞ(是は歸路の佛艦中にて某士官より聞得たる談なり)其上に此頃は恰も文久二年の秋なりければ我國の内情も稍々佛國に聞え自から日本の評判よろしからざるより接待にも差響たると幾分か其情なきに非ざりしが如し

歸路の船中までも幕使一行は儼然たる日本流を守りて海上に起臥したりけるが、十月下旬新嘉坡に着したるに日本に於て一大變事起れりと云ふ風聞に接したり、驚きて其事情を尋ねたれば島津三郎と云へる薩摩の大名が生麥に於て英國士官を切害したりと

云へると新聞紙に散見し、香港に着すれば此事變を報じたる公書を落收して初めて其事實を詳にし幕府の政變京都攘夷の勢餘の如何を知り艦中の外國人に對しても大に面目なき思を爲し且は此事變に付き英文の新聞紙を見る毎に英國は問罪の師を差向べし日本の攘夷論をば兵力を以て撲滅せざる可からずと云ふ論說に會ひ憂苦憤懣交々集まりて心急がれ十一月中旬を以て品川沖に歸着するを得たりき

此時の余が日記は其後の英佛官遊日記と共に戊辰の變に散佚して今以て其所在を知らず

◎第十

水野筑州の談話

余が幕使に隨て江戸に歸しは文久二年十一月中旬の事なりけるが歸府の上は同僚朋友は勿論一面識なき人にて争て余に向ひ扱歐洲諸國の形勢は如何西洋東洋の事情は如何と尋ね問ひて煩に堪へざる程なるべし、其時は何をか第一に話すべき、英國々會議事の事などは目撃したる我々へ解せざる位なれば逆も日本人には容易に分り難かるべし

し、海陸の軍備又は外國交際の模様とも物語るべきかなどと歸路の船中よりして種々の想念を懷き余が地位の卑き分際にては將軍家御直の御尋は思ひも寄らされども、御老中方若年寄衆に至りては親しく御面會あつて西洋の事情を尋ねらるべき歎、失禮ながら三使を初め組頭調役の面々は身分こそ貴くとも言語は通せず文字は讀めず申さば盲聾が西洋順禮したるも同様なり、其實況真情に至りては通辯翻譯の任を承はつたる我等ならでは外に陳述し得る人は有るべからず、是ぞ我等が一躍登庸せらるゝの好機ならん、其時に臨みて御答振に差支ては相成らず、兼て巡回中朝夕筆まめに書留たるは此爲にこそあれど心用意に巡回日記または見聞筆記の類を整頓して以て第一の將來品と樂みたりしは我も人も蓋し同一の感想にてありしなり。然るに歸り來りて其翌日を以て登城なし歸府の御届に及びたるに他人は知らず余が如きは細君老僕の家に在りて余を俟たるの外は二三の學友が來り訪へる而已にして日々外國方の役所に出で幕使復命の公用に従事せる間にも歸宅して休息せる間にも誰あつて余に對ひ海外の事を一言だに問へる者は無かりき况や閣老參政の諸公が面會の御尋等に於てをや余が失望落

膽實に此時より甚しきは莫かりき而して現在の事情を知るに従て其無理ならざるを覺り得たり、嗚呼余が幕使に隨從して去年(文久元年)江戸を去りてより纔に一年なるに其間に我國の形勢は全く一變したり幕府の政略は實に一轉したるなり、攘夷の惡熱は頗る猖獗を極めたり勤王の喚呼は大に其應響を高くしたり、外交上に於て唯一の宰相たりける安藤閣老は疾に其職を罷られたり、水野筑州の如きは既に自から骸骨を乞て隠居し其餘余が知りたる外國奉行は過半黜免せられ轉役せられて今は新面の奉行その多數を占めたり、三奉行大小目付の如きも亦その通なり、京都よりは攘夷の催促太だ急なり、勅使は屢々下向して幕府に迫つたり、井伊間部安藤久世の諸公は皆追削若くは嚴譴を蒙られたり、加ふるに外にしては生麥事變の爲に英國談判の目前に横はれるあり、内にしては將軍家御上洛の明春に迫れるありて事々物々今日の幕府は復前日の幕府に非ざるかと疑はるゝ程に變じたり。去れば外國巡回の幕使が歸朝したりなど、云ふ事は禁物にて可成丈穩便に致し、海外の事ども獵りに口外いたす可からずとの内訓を奉行より我等に下したる位にてありき、以て當時の事を想像するに餘あるべし

余は茫乎として内外の眞情を知ると能はず、外國交際上の現状如何及び生麥殺害の件に付き英國公使より嚴正なる懸合に涉れる狀況は僚友より聞得て粗ぼ其事情を覺つたりと雖も國內の情勢は僚友と雖ども亦實は五里霧中の人たるを免かれざりき、幸に余は歸朝の後休息の日時を賜はつたりければ水野に面謁して是を尋ねたり、水野は此春斷然冠を挂て隠居し自から癡雲と號し全く官途に念を絶たれたり此人狷介剛愎の性に僻したりと雖ども剛直質樸にして果斷敢爲の氣象に富み幕末三士の一人と稱せられたる人物にて(是は栗本鋤雲翁が戊辰の變の後に水野筑後守岩瀬肥後守小栗上野介をば幕末の三士と評せられ余も亦た然りとせし事あり)而して年はいまだ五十に満たざるに其政治海より足を洗はれたるは余が甚だ惜める所なりき、水野は攘夷の顛末を余が爲に説きて後に余(水野)が隠居の念を決したるは久世閣老が長州の長井雅樂を頼みて京都の周旋を托したるに際し之れを極論したるに在りと云へり、水野が變に外國奉行たりし時に一日御箱の報知に接したるに(御箱とは閣老が退出の例刻前には御箱前で御座ると諸役所に報知させ閣老に稟する事あらば早く退出前

に具申せよと云ふ意を示すなり然る後に具申の個條なければ御箱と觸れて即ち閣老

九十六

が其御用箱を納めて之を從者に渡さしむると云ふの報知なり。水野は時錶を見ておな愛てや未だ午後三時ならざるに早くも御箱とは何事ぞや筑後守が對馬殿（安藤閣老）へ申上る急務あれば御箱御見合あるべしと御右筆を呼寄せて其趣を言はしめられたれば安藤閣老は退出を見合せて水野が来るを俟たれたり、然るに水野は暫くあつても猶外國奉行の詰所に在りて内閣へ出頭せざるに由り安藤は御右筆をして促さしめたるに水野は唯今同役共と評議中に付き決議次第罷出申すべし夫まで御待なさるべしと答へ程なく閣老の前に至り悠々と長き間の談を遂げて役所に歸り同僚に對ひ今日の具申は敢て至急を要する迄には非されども今や内憂外患並び至り宰相は夙夜公務に従事して寢食をも忘れらるべき時節なるに日未だ長ざるに早く歸邸して酒色の歡を竭さんと思はるゝは怪かる心底なり故に余は其御箱を止めて以て之を懲したるなりと云はれたり。其後は果して是に懲りてや閣老は退出前に御右筆を以て筑後守（水野）に申上る件は無之哉と問合せ今日は無之候と云ふ答を聞て退出せられたり其

閣老に憚られし斯の如し

蓋し水野は幕府の財政を改良し嚴に其冗費を節減して以て軍備に充ると素論にて是を行ふには先づ幕府自らが奥向と（即ち將軍家の後宮費）表方（即ち文武の政費）との費用を斷然と分割し奥向の政は別に主任の閣老を定めて一切之に任し敢て表方の政務に與らしめざるべし。扱表方は再び之を文武の二途に分ち有爲の人材とあらば破格を以て登庸し諸藩士と雖も其器量次第に任用する事と成すべし。是を行ふ數年の後には諸藩をして此方法に倣はしめ遂には日本全國の兵制も幕府と諸藩を合一なし又政治向の事も江戸を中央政府となし諸藩を地方政府となし而して中央政府は全國の人材を以て之に當らしむべし。斯の如くなれば尊王論も攘夷説も自から其跡を歛めて日本は始めて外國に對して獨立の面目を全くするを得べきなり。今日の如く將軍家の轡の紐を結ぶ輩が大政に與かる表方の役人よりも威權強く菽麥を辨せざる門閥旗本が大政の局面を專にして天下の人物の口を鉗しては迎も日本を維持せん事は覺束なしと迄に建言したる人なり（此建言書は蓋し久世安藤に呈したる書にして草稿をば大政返上の後

九十七

水野は初めて余に示されたりき。斯く卓識の士なりければ苟も幕府に於て公武合躰の議を採らば長井ごとき者に托して周旋せしめんは其成功を期し難し閣老宜しく自から上京あつて其局に當らるべきなり然れ共現時の勢にては公武合躰は一變動を見るに非ざれば言へくして行はれ難かるべし先づ攘夷は斷然不可なりと云ふ幕議を固めて閣老を以て京都に言上し以て其迷誤を破るに若かず。不幸にして浮浪の徒跋扈して公卿の評議を左右する事あらば嚴に是を逮捕し不得止は兵力を以て掃攘すべきのみ。此議を決せられなば余(水野)は進で此難局に當り必らず目的を達すべしと切論し更に書面を以て其趣意を述べられたり(此書面も前の建言書と同時に一覽したり)蓋し水野は自から浮浪掃攘廷議一變の任に當るの覺悟にて此議を呈出したるなり、然るに此議は閣議に採用せられざりしを以て此上は幕府の命運を維持するの道なしと思ひ明らかめて隱居せられたるなり(是れ水野が親しく言へる所なりき)

水野は又慨然として云く安藤閣老が罰せられたるは敢て其過なきに非ず彼人は宰相たるに十分なる器量あるだけに又その罪過なきに非ざりしなり。然れども廢帝論を以て

彼を罪したるは宛なりと云はざる可からず。安藤は才略に富たれども左る非常の斷案を呈出し百難を冒しても必らず之を實施し得べき膽氣の人には非らず。但し廢帝と云ふ詞は川路などが京都の鎖鑰論に苦しめられて屈託の餘りにかう道理が御分り無くては承久の先例を取調ぶる外に道が有まらぬと云て一時の憤懣を漏したる談柄に過ぎざりしのみ。其後幕府にても外國處置評議の席にて策竭て窮せる際には時として夫は承久の先例取調にかと笑語したる事もありき。余は卿の知らるゝ如く随分君臣の禮節を嚴にする氣風にて既に此通り(と床の間の側の地袋棚を明て見せて)禁裏より下し賜はつたる位記口宣の御書は大切に箱に納めて此棚に置き其掃除は決して妻子にも委ねず沐浴して自からは是を成す位の漢なれば斯る粗言は其座に列なりても曾て吐たる事はなし(と肅然として座を正して余に向ひ)併し今日に至りては余は眞面目を以て承久の先例取調べしとは申すなり。其故如何と云はんは。幕府の官吏には勿論是迄に多少の過あるに相違なければとも國內の論難を排して幕議を定め余が如き不肖の身を顧みずして條約の全權を受け外國公使と幾多の談判を重ね和親貿易の條約を結びたるは

何の爲ぞ、我大日本帝國を安全に保たんが爲に非ずや。然るに今度攘夷の勅諭を奉りて下向の勅使某殿と云へる青公卿が和戦の利害を討究はせて寧ろ日本全國を擧て焦土となすとも攘夷を御實行遊はされ度か愼念なりと申したりと承はる。傳聞の事なれば其實否は癡妻未だ存じ申さず、若し虚説流言にてあらば結構の仕合なれども、不幸にして實説にて有るならば驚入たる勅使の詞ならずや。假令その勅使自身が輕躁なる攘夷家にもあれ是に附添へる藩士浪人等が煽動に出でたるにせよ勅使の口より此詞を發する以上は聞捨には成り難し。幕府は此場合に於ては先づ其勅使を江戸に止め置き急に御老中上京して右の詞は果して信實に仰せ合められたる勅使の口上にて候か眞正の愼念にて在らせられ給ふかと伺ひ奉るべし。朝廷よりの勅答に否々其愼念にては在らせられずとあらば其勅使は矯勅の大罪を犯したる者に付き遠流謫竄の嚴科に處して其罪を天下に明かにすべし。若また眞實の愼念なりとの御事にてあらば利害得失を陳べて飽まで諫め奉るべし。誠實の赤心を以て言上に及ばし御聰明の主上にてましますは必らず御聽納あらんと疑なし畢竟是迄幕吏が彌縫のみを旨としたるに由て實情未だ

上達せざりしなり。然れ共夫にても御聽納これ無くば日本全國を擧て焦土にせざるか御天職にてましますなり、其御天職を盡させ玉ふ御爲には如何なる思召も枉させ玉ふべきに、焦土となるも攘夷を行はんとは恐れながら御一己の御好みを以て天下に身させ玉ふと申すものにて候ふ、然る上は恐惶の至なれども御讓位を促し奉るか否らずは都の外へ行幸なし奉るの外は候はず、幕府が臣節を失ふの悲み御聖察を願ひ奉ると上奏するの外は有るべからずと思ふなり。然るに幕議は此に出ずして攘夷の行ふべからざるを知りて承諾の御請をなし勅使の問ふべきを黙して是を歸京せしめたるに實に沙汰の限りとや申すべき。岩瀬肥後守が政府に立て居たらんには斯まで言甲斐なき境界には幕府も陥らざるべきに。余も敢て傍觀したるに非ず當路の面々にも此事を説きたれども又癡雲が行はれざる議論を吐て人を苦しむるかどて取合はれざりしかば空しく恨を飲て歸たると實に數回に及び果は閣參の邸に赴きて面會を乞ひても支關に於て拒絶の恥辱を被つたり。見よ明春の御上洛と云ひ英國の談判と云ひ内外の困難並び至りて幕府は言べからざるの禍に陥るべし。今秋幕府の改革の如き詰り其威權を落され

るに止まり、萬事みな詐偽虚誕を以て權謀術數なりと思へる輩の所爲なれば決して其功績を見るに能はざるべし云々せられたり。當時余は水野が餘りの過激論かなど内心に思ひたりしが其後果して其説の剴切なるを感じたり、此人の如きが幕末にて十分に登庸せられざりしは残念なりと云ふべし

扱も歸朝の後には前にも云へる如く期望は全く絶て其當分は頗る閑散の身となりて無事に苦しみたり。而して世間を見れば諸大名の妻子その國許に歸らるゝ騒あり、幕府を見れば來春御上洛の用意に忙はしきありて恰も御祭と火事とが一時に落合たるが如き景色にてありき。斯て其年も暮れ明れば文久三年の春に至り歐洲巡回の賞與を行はれ余も亦その賜を得たりしが同時に御上洛の擧と英國談判とに遭遇して俄に身を忽劇なる舞臺の後に置くに至れり

◎第十一

生麥償金の一條

文久二年は幕府の歴史に於て尤も多事を極め幕府衰亡の運命は實に此一年に決したる

の年なり。當時幕府にて有爲の宰相と知られたる安藤は坂下御門外にて兇徒の爲に襲撃せられて負傷したり、攘夷論は既に京都の廷議となりて國家の問題となれり、長州侯は初めには幕府に對て公武合牒論を説き幕府は其家來長井雅樂をして京都を周旋せしめんと試みたりしに長州の藩論も京都の廷議も全く一變して激烈なる攘夷論となりて討幕の精神その鋭鋒を露したり、是に響應せる無謀無智の浮浪過激黨は東西に南北に起りて狂叫暴喚し幕府の政令は復天下に行はれざるの兆を示したり、幕府は殆ど處置の出る所を知らずして茫然たりし所に島津三郎は薩州より京都に來り伏見一件を其手初として浮浪過激黨の狂暴を鎮壓し朝廷の信用を得たりければ勅使と共に東下したり、幕府は是より先き長州侯の説を聽き將軍家上洛の典を來春に行ひ是に依て少しく謀る所あらんと望み故井伊大老の遺策を受續たる安藤久世の諸閣老及び其屬僚たる幕吏の開國佐幕に熱心せる輩を黜けたり、二橋殿越前殿を擧て幕政を總理せしめ從來の格式を打破り諸侯の參觀を緩め其妻子の歸國を許し都て急進の改革を行ひ以て幕府の舊態を一新し朝廷及び浮浪過激黨の御機嫌を取らんと試みたり、勅使の東下に際し京

都の要求三ヶ條を敬諾したり、尋て京都の廷議は再び浮浪過激黨の左右する所となりて勅使を以て攘夷期限を確定布告すべしと望まれたるに幕府は是をも敬諾したり、島津三郎の歸路生麥に於て供先の事よりして英國人を殺害したりければ幕府は嚴重なる懸合を英國公使より受て困却を極めたり、幕府は外國諸公使を保護せんが爲に數萬金を費して公使館を品川御殿山に新築したるに其落成に及べる頃に至り暴徒の放火に逢て灰燼となれり、浮浪の暴行は皆に京都のみならず東國にも傳染して現に將軍家の御膝元たる江戸に於て暗殺脅迫の禍に罹れるものあり國學者塙次郎は廢帝の例を調べたりと云へる浮説の爲に暗殺せられ手塚律藏は洋學に熱心して開國論を唱へたりとて白晝に暴行に遇ひ御堀の中に投込まれたり、其外市中に於ても商家の輩が外國貿易に従事するとて浪士等の爲に脅迫の暴行に掛るもの數多ありたれども幕府は是を鎮壓すると能はず其暴徒は凡そ薄々は知れたれども京都を恐れ強藩を懼りて著手する事を得ざりし。以上は余が歐洲に赴きたる留守中の事にして現に余が歸朝したる時には、内に於ては來春早々將軍家御上洛に付き其御用意いたすべしとて忙しく外に對しては唯今

にも英國より非常の懸合を受るべしとて憂慮したるの時にてありぬ（但し此憂慮とては外國局中にて應接文書の事を擔當せる御書翰掛通辯翻譯掛の諸課に従事せる徒と外國奉行中にて少しく外事を知れる二三の人々のみにて其他は外國局にてさへさままでの大事なりとは思はざる狀勢にてありければ幕府一般にては瑣細の小事の様に思ひ做たりけり去ば當時の幕議は専ら御上洛の一事に心を委ねたりしなり）斯の如くなれば幕府は云ふに及ばず世間一統皆人心恟々として物議騷然たる場合に於て當時の騷擾は無かしにてありつらんと我も人も俱に想像すべきが、當時の實際は全く左はあらずして世間は至て靜謐にてありき徳川幕府の安危に拘はるなど云ふ事は夢にだも江戸市中の觀念には上らざりき、江戸市中は徳川の天下は限りなく泰平に打續くべきものと安心したりき、尤も此前より諸大名の妻子引拂に付き諸商人には多少影響を及ぼしたれども一般には左程にも感ぜざりき、然らば御城内は如何と云ふに是亦其係り官員局課にては繁忙なりけれども其他は都て昇平無事の狀況にてありき

中にも外交事務に關係の輩は此攘夷風に吹當られて氣力も議論も俱に沮喪し沈黙して

禍を避るの外は無し、現に開國主義の幕府御城内にてさへ其通なれば況や世間に於ては攘夷黨が益々その氣勢を得たるに於てをや、何の誰は洋學者とて夷狄の學を修め蠻夷に媚ひ諛へる奸物なり宜しく誅戮を加ふべしと彼輩に指目せられ罷り間違は一命を奪はるゝの恐あるを以て我輩は恰かも戰慄して僅に聲息を保ちたるに外ならざりき、堂々として開鎖を論じ攘夷の非を駁するなどは思ひも寄らざる事にして若も此際さる舉動にてありたらんには假令芙蓉之間の高官にても京都へ對せられて即座に免職たるべく矧て其下の屬吏に至りては闕官禁獄目前に在れば誰ありて一言する者を見ざりしなり斯の如き狀勢なりしを以て余が如き少年饒舌の者は尤も禍機に觸れて爲に己を災し累を幕府に來たすの懸念ありとて既に組頭の柴田貞太郎は森山を密に招きて源一郎は躁跳多辯の漢なり此節から彼もし營中に於て西洋諸國の事情を説き鎖攘の是非を論ずる様の事ありては宜しからず成るべきだけは出勤させぬ様にして自宅調の用事を命し置べし他人へも餘り面會せぬ様に申付べし奉行衆へも其趣を内々申上て御承知なりと命したれば（此の柴田は遣歐幕使に従て余と共に歐洲に赴き余に對して常に特別

の厚意を與へられたる人なり）余は是に依て格別の御用あるの外は登城出勤をも爲さず小石川なる自宅に閉籠り文久二年の十二月より三年の二月に至るまでの間に於て歐洲巡回中に目撃し及び聞得たる事どもを編輯して數卷の報告書を作りたり、此報告書は凡そ四百枚ばかりを五冊に綴上げ竹内下野守の手許まで差出したり、維新の後に至り永井主水正に聞たれば永井は此報告書を曾て二條城中の内閣にて見たる事ありしと云はれたり、蓋し竹内が余を推薦せんが爲に閣老參政へ進呈したる事と思はれたり、其本書は何處に散佚したるか知らず、稿本も日記と共に戊辰の變に紛失したれば今日となりては何等の事を書き記したるや我ながらも記憶せず大方は福澤氏の西洋事情と同じ程の材料にて殊には余が見聞の誤謬頗る多かりし事を其後再度歐行の節に知り得たる程なれば紛失して跡方なきが却て仕合なりと云ふべし

斯の如く余は籠居同様に於て餘り世間の事を見聞せざりしと雖ども生麥一件の應接愈々切迫して英國艦隊は不日横濱に來り手切の談判に及ぶべしと云ふ事は流石に我局中の事なれば頻に耳朶に達したり、其内に若し英船渡來して其爲に御上洛の御日限延引し

ては以ての外の不都合なりとの閣議にて初は東海道を陸路御上洛と仰出されたるを改め急に順動丸と名けたる快駛の汽船をば莫大の高價にて買入れ是を御座船と定め將軍家が乗船を好ませ玉はざるを強て勸め奉り海路御上洛と御摸樣替に相成り二月廿六日御乗船と公布し尋で其御日限を二月廿一日に御引上と公布したり（此時供奉の軍艦は蟠龍威臨朝陽の三艦にて海上にて外國船へ出會の爲にとて供奉船の内へ乗込み御供を仰付らるべきやも知れざれば其心用意を致し居るべしと奉行より余へ内達ありしが陸路に復したるに付き其儘に相止みたり）然るに英艦は此時已に續々と横濱に入港投錨したれば若し海上に於て英國軍艦の爲に將軍家の御座船を圍繞せらるゝ様の變でもありては騒動なりとの懸念より閣議は再び變じて又もや御日限を引上げ三月十三日御發駕東海道筋陸路御上洛と公布し其日を以て將軍家は御上洛の途に上らせ玉ひたり御上洛の事は余が親しく關係せざる所なれば此際種々見聞したる事もあれども略して云はず、御發駕の後には前の如く宅調のみを事としたるに二月下旬より日々出勤すべしと達せられて本務の通辯翻譯に従事したりけるに英國談判は其模様益々悪しく成ゆき

外國奉行は馬に鞭つて江戸横濱の間を往復し（此時外國公使は皆横濱に居住し江戸の公使館へは用向ある時のみ來れり）屬吏は早駕籠にて隨從し兩所の間を往きつ戻りつなしたれども機已に遲し策更に無し徒に奔命に疲れたる迄にて談判に要領を得べき術も無りき、然るに三月朔日の夜に至り月番の外國奉行阿部豊後守より專使を以て大切の急御用あり即刻罷出べしと余が許へ申來れり此夜余はさる方へ参り心易き朋友ども打集りて夢の浮世の事ども語り合て居たる所に此使に接したりければ、急ぎ番町なる阿部が邸に赴きたるに森山多吉郎田邊太一その他の諸氏は已に参着なし各々机を前に控へ燭臺置並べ忙はしげに事務を執り阿部は面色を變て一同に向ひ、イザ大急にて此書翰を翻譯すべし全譯は後にして先づ其大意を承はらんと望まれたり、何等の書翰ぞと一同に讀下したるに（此書翰は英語の原文に荷蘭譯文を添へたり）果せるかな英國代理公使ジョンニール大佐の公書にて生麥殺害一件に付き最後の懸合狀なり原文は二十枚にも餘れる長文にて日本政府は政令の嚴行を怠り外國人保護の義務を盡さず。英國高貴の士官をして白晝に殺害の慘逆に罹らしめ今に其罪人を逮捕せず又其下手人の主人

たる島津三郎をして謝罪せしむる事をも成さず數回の要求に對して一度も其要領を得せしめず。依て英國が日本政府に對て要求する所は第一には日本政府は其不行届を英國政府に謝すべし第二には日本政府は將來英國人民の生命財産の保護を受合へし第三には被害の賠償として拾萬金磅を相渡すべし第四には島津三郎をして下手人を出さしむべし第五には島津より壹萬金磅の償金を出さしむべし。依て今此に日本政府に要求する所は第一第二第三の承諾を得るに在り第四第五に至りては英國は自から島津に向つて直接の談判を成すべし。此要求に對して日本政府は今より八日の間に決答すべし。其期限を過て決答なき時は公使は談判手切と認め英國艦隊の司令官に其旨を報じ兵力を以て適當の處置を成さしむべしと云ふの趣意なりき。阿部は此大意を聞き今夜中に英蘭兩文とも翻譯すべしと達し其身は直に馬に跨りて閑老の邸に赴きたり、余輩は徹夜して右の書翰を譯し畢り曉を冒して出勤したるに外國局には奉行を初め僚屬に至るまで早朝より出仕して評議區々なり、局中の議論は政府宜しく英國の要求を諾し謝罪賠償を爲すべし島津の處分は政府の力を以て之を行ひ英艦をして直接談判に涉らし

む可からず幕府威權の消長存亡は實に此一決に在り躊躇して内外の騷亂を招く可からずと云ふに在りて交々其旨を奉行に建言したり、奉行一同も其議尤も然るべしと思ひたり、去れども幕閣に於ては其内情はいさ知らず愁ひに償金を渡すべしと發言したりば我身の上の大事なりと恐れられたれば互に顔と顔を見合て發言する人も無く隨て幕吏の高官にも進て此議を主張する者も無く徒らに如何せん如何せん而已にて日を送り英國公使へは猶八日の間決答の日限を延期し玉はるべしと申込み又八日又々八日と再三申込みたるに英公使は其度ごとに延期の申込を承諾して決答を待たりけり。右に付き幕閣は沸が如き騒動なれば其衝に當れる外國局の僚屬は此際たゞ八日づゝの日延の取扱を初として諸公使の勸告忠告等に會て事忙はしく現に三月上旬より四月上旬までは晝夜とも追走りに使役せられ四日五日の徹夜に疲れ御榻端を歩行ながら居睡を成したる迄に至れり。然れども幕閣の評議は更に一決せず(第一)斷然彼が要求を拒絶し彼もし發砲せば我れも亦これに應じて開戦すべしと云ふ説は當時攘夷家の意に適ふ論なれば是を唱ふるもの多數なりしと雖ども其多數は表面だけにて眞實は此説尤も少數なりし

(第二)此要求は和戦の決する所なれば將軍家還御まで延期を申入べしと云ふ説は都合よき考案なりければ初めは皆これに雷同したりけるが英國公使が還御まで相俟つを肯せずと跳付けたる返答の爲に忽に行ふべからざるの議と相成り(第三)此事件は我に曲あれば償金を相渡すべし然る上にて鎖港の談判に涉り彼聽されば其時こそ攘夷すべし是れ我が直なりとすと云ふ曲直説は是と眞の多數を得たる議なりしが是に同意しては後日の禍ありと恐れ各其内心に於ては誰かな是を專決せよかしと祈つたる状況にてありき(是は井上信濃守が此年の五月上坂の船中にての物語に聞たる評言也)斯く淺ましき狀況なりければ幕議は此際八日八日と延期は仕ても更に決する所なく却て世間に向ては虚勢を張り應接の模様に寄りては兵端を開くべきやも計り難く候と達し自然右様之事變に至り候ふ時は假令御兵備御手薄にて御勝算は無之候とも不得止儀に付死力を盡して防戦の覺悟可有之と諭し兵糧秣の配賦方を定め果は旗本御家人等の妻子立退かせ苦しからずと令し唯今にも兵端を開くべき色を示したりければ江戸中の混雜一時に起つたり。去年幕府は諸大名の妻子を國許に携帶して歸る事を許したりけるが侯伯の

後宮は皆江戸に住馴て榮耀贅澤に暮したるを以て今更邊部の田舎に赴く事を嫌ひたりければ此節迄も猶江戸屋敷に住居せし方々の多かりしに、是等の方々も今は戦争騒ぎに會ひて何かは猶豫の成べきや家來に迫られて我も我もと國許へ發駕せられたり、是に於て旗本の面々は各々其の知行所に妻子を立退かせ、知行の遠く隔りたる者は親類縁者の知行の江戸近なる所に送り御職米取りの者は知行所なければ銘々思ひくゝに由縁を求め遠きは十里近きは二三里それも叶はざる者は江戸近在更に近きは板橋王子染井巢鴨邊に借家して妻子を其所に立退かせたり、幸に余が如きは居宅の小石川金剛寺坂下に在りて江戸灣に遠ければ英國軍艦の砲丸は此所まで届く氣遣は無けれども英國の兵隊が山の手に押寄せて來りなば其時は大久保村の某が年來出入の百姓にて信切なる男なれば(此男は其實余が家に來りて糞尿を取る農夫なり)其方へ逃るべき手配なるゆゑ安心なりと家族に説諭し細君の承諾を得て漸くに此立退の難を追れたり。是に依りて市中の町人等も皆これに驚き争ひて家族立退の騒をなし大名よりして旗本御家人諸町人まで不用なる家具什器類は是を賣拂ひ海岸近き所の者は家を賣り諸道具までも争

ふて賣たりければ其價は頓に下落して壘一枚百文にても買手なき迄に至り利得を占めたるものは度胸ある道具屋と足腰の達者なる人足ばかりにて左ながら火事場の躰に異ならず此狀にては江戸は一圓に空明かきあきにも成るべきかと思はれたる程にてありき
斯て三月も八日八日の日送りに過て四月とは成りぬ江戸御留守居の閣老は井上河内守松平豊前守にてありけれども決答を成すべき運びに至らず尤も一橋殿には鎖港攘夷の命を帯びて京都より御東下に相成つたれども英國談判の事に付ては何等の御差圖も無く幕議は英國の要求諾否に關して内閣分裂の狀を來し御老中御一人も御登城無しと云ふ事さへあるに至れり、然るに四月五日に至りて御老中格小笠原圖書頭は京都より江戸へ歸られて償金交付の事に及べり

◎第十一

生麥一件の落着

小笠原閣老が五月八日に至り神奈川驛に出張し神奈川奉行淺野伊賀守をして密に英國公使に談判せしめ彼が請求の通り英金拾萬磅の償金を渡さしめ以て切迫の生麥事件を

結了したる事は突然の處置に出て且つ咄嗟の間に相濟たる事なりければ世間の驚は申すも更なり現に外國局に在りて親しく此事に關係したる諸吏も皆その意外なるに愕きて寝耳の水の心地ぞ仕たりける幕府が京都に對して他日の難儀如何はいざ知らず何にもせよ此果斷にて外交の禍機を目前に免れたるは幸福なりと悦び合ひて江戸市中の騒擾も忽に鎮まりて大風の吹たる跡の様に思はれたり、去れども眞實の鎖攘家は幕府が英國に償金を渡たるは不都合なりと論じ殊に幕府の内にて鎖攘の假面を冠り以て時論に媚べる輩は心中にて無事を悦びながらも口角には故意と泡沫を吹きて英國の軍威に怕れて償金を出したるは國辱なり神州の大耻辱なり幕閣の罪は不問に措べからずなど罵しり合ひて豪傑面を粧ひたるは頗る可笑かりき、然れども當時この輩の爲に開國論者は攻讐威迫を受け現に余が如き身分の卑き若輩者でさへ彼黨に脅かされたるは屢々の事にてありき其の遭難の奇談は他日に叙る事として茲には先づ生麥一條の後段を説くべし。扱も幕府の方は右の如く償金を出したれば事濟とは相成りたれども未だ其局を結ばざるは薩州に對するの處置なり幕閣の内議は知らず我外國局の一部に於

ては此償金の事に付き英國軍艦をして直に鹿見島に赴かせては忽に兵亂と相成るべし
 其しや島津家が英國の要求を肯じて満足を與ふる事と成りても外國に對して幕府が主
 權に欠る所あるの實を示すの結果たるが故に島津家に對する要求は幕府一切これを引
 受べしと談判して以て英艦をして彼地に到らしめざる様に注意すべし夫をも英國にて
 聞入ずば其時こそは叶はざる迄も力を以て之に當るべけれど云ふ議論を起して其旨を
 外國奉行に申立たり(余も即ち其論者中の一人にてありき)

外國奉行數名の中には此議を是認したる人もありしかども當時外國奉行の衆論及び幕
 閣の評議は大に之に反對し英國の要求こそ幸なれ彼軍艦をして鹿見島に臨ましめば大
 に薩州の氣勢を殺きて幕府の爲に利あるべし依て其公使の望に任せ幕府より立合の檢
 使として奉行目付を彼軍艦に乗込ましむべしと云ふ議の行なはれて其人を擇ふべき迄
 に至れり、是を聞て我黨の諸人は組頭の塚原重五郎(後に但馬守)を先達に押立て大に
 奉行に向て其不可なるを切論したりければ結局の所が幕府は一應外國奉行を以て英艦
 は薩摩に赴き直接の談判に涉るべからず諸事幕府より薩摩へ沙汰して返答せしむべし

と申込ましむべし彼に於て其申込を聞かざる上は其思ひ通りに成さしむべし尤も幕府
 は夫が爲に後日の面倒を起すの恐あれば立合の役人は乗艦せしめざるべしと定まりて
 奉行より其議を申立て其通には相成たりき。されば此後八月に至り鹿見島が英艦の爲
 に砲撃せられて砲臺を破られたりと云ふ報の達したりし時には幕吏の多數は是を憂ひ
 はせで却て喜びの色を成せりと云へり(是は余が大坂行の留守の事なれば現に目撃は
 せざれども其後歸府の上にて思ひ合すれば實に其通にてありしならんと思ひ合せたる
 所ありき)

小笠原圖書頭上京一件

却説五月下旬の事なりけるが水野癡雲は一日余に向て頗に一橋殿の賢明なる事を稱し
 今日に當りて將軍家を補弼して天下を治めんとする人は此御方の外にはあらざるべし
 と語られたり、此の水野は容易に人の善惡賢愚を品評せざる人なりければ此語を聽て
 余は未だ曾て一橋殿の如何なる御方にておはす歟を知らされども水野が斯く稱揚敬服
 あるからは何様世上にて先々より令聞のある如き御方に相違なかるべしと信し奉り竊

に幕府の爲に此賢明の懿親あるを慶し參らせたりき、其後(廿三日の事と覺ゆ)水野は余を招きて頃日淺野井上向山の諸人と申合せ圖書頭殿(小笠原閣老)を戴き上京して大に謀る所あらんと考へ其評議に及びたるなり足下果して國家に報ずるの志あらば我に隨行して赴かるべきかと尋ねられたり、余は其上京の御目的は何等の事にて候ふやと問ひたれば水野は首を左右に打振て其は神祕の一大事なれば足下に唯今は告げ難し但し將軍家には御上洛あらせられて種々の暴論に苦しめられ玉ふ御事甚だ以て恐入たる次第なり殊には其爲に國是は頓に動搖して一定する所なし臣子たるもの實に之を傍視し奉るべき時ならんや故に余(水野)は隱居の身分にても進て成す所あらんとは存ずるなりと云はれたり、然らば尊意に従ひ御隨行仕り候はんを答へて其手續を定め翌日外國奉行より御用有之大坂表へ差遣はさる旨を達せられ猶口述にて水野癡雲附添と可相心得旨を達せられければ書物方小林彌三郎と云る人を余が隨行員となし御軍艦に乘込み罷越すに付き神奈川まで出張して相待べしとの差圖に任せ廿五日に神奈川へ赴きて水野一行の來るを俟受たり

廿六日に水野は余に對て余(水野)は圖書殿と共に御軍艦にて大坂に赴くべし足下は御雇上の英國船に乗込て由良港まで參り夫より迎ひの御軍艦に乗移りて來るべし……委細の様子は乘込て來りさへすれば相分るなりと達し倉卒に別れて立去られたり、是にて今度の上京は何事やら其目的も趣意も更に益々分らず成たりと雖ども水野の命令に従ふ身なれば命令の儘に御雇上の英國船に乗込で見たるには是は何に幕府の陸軍士官は兵隊を率て既に乘込み又神奈川の警備兵も同じく續て乘込みたり、殊に御雇上の英船は此一隻のみに非ず外に二隻ほどありて皆夫々に兵隊をぞ乗たりける、是等の用意は蓋し神奈川方が横濱にて取計ひたる事と見えて現に神奈川方の役々は各々船中に在りて主任となりて諸事を沙汰したり、程なく軍艦より通知ありたりと見えて此英船前後軍艦に従て横濱を出帆し翌廿七日に紀州の由良港に投錨して軍艦の來るを俟たり。兼ての打合に従ひて順動鯉魚門朝陽の諸艦は廿七日より廿八日の兩日に涉りて大坂より來り由良に於て盡く乗込の人員を移し英船は横濱に歸り軍艦は大坂へ赴き余は此兵隊と共に廿九日に大坂に着したり、明れば六月朔日小笠原閣老は水野癡雲(隱居)井上

信濃守(御勘定奉行)淺野伊賀守(神奈川奉行)向山榮五郎(御目付)と共に三大隊の陸軍及び風吏を引率して大坂を發し上京すべしとて打上られたるに淀に至りて俄に止宿の號令を發せられたりければ余輩は淀の旅館に止つたるが許多の人数が一度に押込たる事なれば宿内にて旅館の用意殊の外に雜沓して町家農家の嫌なく皆なその宿陣にぞ充られたりけり

二日の朝に成たれば京都より大目付御目付馬を馳て淀に下り小笠原以下の入京を止め彼是の押問答に數日を送り(五日と覺ゆ)關老水野和泉守は自から汗馬に鞭て京都より淀に來り小笠原に面會あつて勅命台命にて入京御差止の命令を傳たり、由て猶も將軍家へ押へ言上すべき儀ありとて淀に滯留したりけるに來る八日には將軍家御暇の參内ありと事定たりと聞き小笠原一行は淀より大坂に引戻す事となりて其事に及びたり、但し其率兵上京の一件の趣意は此忽劇の間に於ても隨行の兵隊屬吏其外には極秘して何等の目的たるを告げられざりけるが六日に至り水野は余に向ひ嘆息して小笠原關老が此大切な機會に至りて押て上京するの斷なかりしは残念なり此見兵を率て上京せ

ば浮浪の兵は必らず違勅を名として發砲する事あらん是れ素より望む所なれば是に應じて彼徒を剿滅し京都の鎖攘論を一洗して其根本の害を除き以て朝廷の御眞意を貫かんは此時なるべきに會桑の異議あるが爲に空しく其機を誤り彼等をして志を退くせしむるは千載の遺憾なり後日定めて後悔の時あるべしとは語られたりき

斯て水野は淺野井上の諸氏と共に大坂に下り天滿の興正寺を宿陣となし余も小林と共に此中に在りき、此時に當り物議恟々として流言百出し小笠原一行は台命に背きて朝廷を冒し奉るの惡意を懷き陰謀を運らして淀まで押上つたるに付き將軍家は朝命を畏み此一行の重立たる者には切腹を命し隨從の輩は夫々の處刑あるべしと言傳へたり切腹の虚實は知らぬども是迄の行掛より見れば早晚必らず嚴重の御汰沙も下るべしと思はれ既に興正寺の前後は取締を附られたる程にて其然るを知り得たり、其翌朝に至れば今日は上使として大目付この宿陣に來りて上意を傳へらるべしと公然の通知に接したり。水野は竊に余を一問なる所に招きて足下は余に隨從して來れる迄の事にて固より今度の機密に與りたる人に非ず今日の上使にて余等は重くて切腹輕くて永營居にも

處せらるべき歟。足下が其連累にて禍を被らんは尤も不策なり宜しく上使の來らざるに先ちて早く此陣を立去らるべし但し來坂の趣意これ無くては御尋の節に申譯相立されば此書面を大坂町奉行松平大隅守に持參なして自分の事を囑すべし委細は書中に詳しく記したれば御城代に於ても餘も拒絶は致さるまじ機を誤ち監察方の小吏等に見咎られては余が苦心も水の泡と相成なれば一刻も早く人に知れざる様に退去せられよと懇に諭して大坂町奉行に宛たる一書を余に附屬せられたり。余は深く其厚意を謝して小林と共に聊の行李を取片付け急場の事として人足を雇ふべき暇も無かりければ目から行李を擔ぎて興正寺を退出したる時は虎口の難を遁れたる心地にてありき。夫より直に大隅守の役宅に赴きて水野の書面を出して情を告げたるに大隅守は其意を得て大坂御城代に申立て注文の通りに控えたりと見えて余は大坂表へ外國船渡來の事も是る節その取扱の爲に出張すと云ふ名義に成て御用在坂となり内淡路町の會所に御用宿を定め小林と共に同居したり。水野一列は果して其日整居の嚴命を被り御目付方の監視の下に在りて歸府を命ぜられければ余は其出船の時此を見送りて不言の間に別を惜

み其恩を謝して別れたり

斯て大坂に在ると數月に及べども外國船も來らねば一ツの御用も無く唯々旅御手當を毎月大坂町奉行所より受取りて大坂市中を見物するのみにて凡そ是迄に此時ほど閑散に苦しむたる事は無かりき尤も御城代よりの注意にて成べく人目に立ざる様に致し居べしとの事なれば猶更以て消光の計に屈託したるは殆ど禁錮と一般の思を成せり。此年十月に至り江戸より差圖あつて歸府を達せられ大坂町奉行にも其通知ありければ十月上旬に小林と共に陸路を東海道に取り江戸には歸つたりき

歸府の後に思はざる病に罹りて引籠り元治元年の春より更に烈しき眼病を煩ひて幾と半年餘の間は引續きて病の爲に籠居したりければ長州攘夷の事も横濱鎮港の談判も英艦馬關砲撃の事も幕府鎮港談判使節の事も時々僚友が來訪しての物語にて聞得たる迄にて自ら與り知る事を得ざりき。此年の八月に至りて漸くに眼病も全快したりければ初て出勤なし外國奉行池田河津の諸氏が鎮港の使節を達せずして歸國したるを罰せられ其代として更に其使節を外國奉行星野備中守に命ぜられ乃ち一行を撰定するに當り

余は如何にしたるか隨行員に命ぜられ尋て外國奉行支配調役並格通辯御用頭取助には昇せられたり、然るに此鎖港使節は京都へ對せられての申譯に出でたる事なれば立消の姿と成りて止み、外國局は馬關償金の談判および稅則改正談判の爲に多事を極め又幕閣は長人禁闕發砲の事より事情一變して長州征伐の評議頻なり、尤も水戸天狗黨の暴舉は事尤も騷擾したれども是等は余が與らざる所なれば言はず

◎第十三

横須賀製鐵所設立の由來

元治元年の八月より慶應元年の三月まで凡八ヶ月の間は余が爲には尤も閑散無爲の時にてぞありける。一年許も眼病に罹りて引籠り漸く全快の上にて出勤して見たりければ僅の間に世の中の狀勢はいたく移り變りて何事も思の外に成行たり、扱て外交の事は如何と視れば當時は幕府が憂に頼にしたりける米國ハルロス公使は既に任滿を歸國して今は佛國ロシニ公使が漸く幕府の信用を博したり而して英國パークス公使新に渡來して頻に幕府に向て議論を試みたる時なれば外交世界は英佛の時節とは見えたりけ

り、去れば閑老の應接も數年前の如くに鄭重ばかりを旨とすると云ふにも非ずして時の外國掛り御老中は公使の申込み又は外國奉行の申立に由て諸公使に面會を遂られ若年寄は閑老の代理として屢々横濱にも出向はれ現に稅則改正談判の如きも酒井飛騨守が自から全權を帯びて取扱はれたりと覺えたり、斯る狀況なれば外國奉行の價直も漸々に貴からず成り來りて今は閑老と公使との間に扱まれたる取次役の様には見えたりき、尤も其應接談判には從來常に我日本譯官を介し荷蘭語を外交用語に成したりしかども是も今は全く廢して應接は勿論往復の文書は日本英佛の語にて互に其譯文を添ふる事となりけり。凡そ介譯の常情として自國の譯官を使用する方が幾分か不便不利益を被るものなると幕府は是まで既に之を實驗したり、然るに今は佛公使にはカシヨソあり英公使にはシーボルトありて俱に善く日本語に通じて通辯を勤められたれば復た日本譯官を介するの必要を省きたり。其來翰の如きも英語或は佛語の原文に彼方にて認めたる日本譯文を添へ來るに付き、外國局員の敏捷なる早くも是に乗じて日本文の外には依然として既廢に屬したる荷蘭譯文を添へて我國の譯官中には英語若くは佛語に

通じて外交文書を譯稿する程の人なし儘に字典に頼りて讀み下し其意味を臆氣に了解し得る位なれば迎も譯する事は出来申さずと分疏したり、是敢て構へて分疏するに非ず實に英佛の語を十分に話し英佛の文を十分に稿する者は江戸廣しと雖も當時一人も無かりければなり。而して是が意外の幸となりて談判の上にて偶々意味の行違を生ずれば往々其過失を彼方の通辯の通譯又は譯文に歸して幕府の有司は當然受くべきの苦情を受ずして免れたる事もありけり。斯る次第ゆゑに余輩の通辯御用の輩は大に繁忙を減じて來翰の原文と是に添たる譯文とを校讐翻譯し又は我書翰に添ふる荷蘭譯文を稿する位に止りて英佛諸公使の應接には開老面談の場合の外は出席せざる事となり其中にても余は奉行の爲に機密の書面を認などする秘書官の様な勤を此頃より心得たる故に猶更通辯の事務には疎遠に相成たり且つ從來は開老參政が外人に面談の節には大小目付是に立會ひ外國奉行其他の諸奉行には御目付其以下には御徒目付御小人目付の立會を要したるが幕府の法例にして此御目付方の事を不適當にもスパイと翻譯したるが爲に外國公使は大に是を忌み嫌て苟も兩國交際の談判にスパイの列座を許す事や

あるべきと論じ頗る面倒の思を爲したりしに是も栗本安藝守(鋤雲翁)が御目付を勤めながら主任官の外國奉行に代りて屢々佛公使に引合ふたる時より何時と無く自から廢せられて此節にては御目付立會及び支配向侍座と云事も止たりき。右に付横須賀製鐵所取立の件に付ては余は親しく其事情を興り知らざるなり、但し是より先き幕府は老艦及運送船を買入て海軍の所轄に屬せる艦船漸次に其數を増加し其上に此艦船には老朽のもの多くして常に修繕を必要とするに關らず幕府の造船修艦所とては長崎飽の浦の製造所と江戸石川島の造船場の二ヶ所ありしのみ夫さ其規模は至て小さくて實は修繕の用にも造船の用にも適せされば幕府は其船を上海に廻航せしめて修繕するの不便を感じたり、是に由て御勘定奉行小栗上野介は主として此不便を除くの策を立て栗本及び山口駿河守(泉處)等に謀り佛公使の紹介を以て當時軍艦を率て横濱に來泊したりける佛國海軍少將某に乞ひ一士官を聘雇し横濱に製鐵所を設て差向たるに修繕の用に充て更に少將某の推薦に由りて佛國海軍の工部士官ウエルニを上海より召寄せ之に托するに一個の盛大なる製鐵所設立の事を以てするの見込を立て巖に鍋島家より

獻納したる製鐵器械を横須賀に据付け不足の分は英佛より買入れ其職工等をも佛國より雇入るの議を定め、熨斗を附て他人に與ふまでも賣て土藏附の賣家に致し置き度ものなりと云ひたる時の事までの概略は余は素より之を承知はしたれども直接に其事を取扱ひたるには非ず言はし傍觀傳聞したるに過ぎざりき。然るに此横須賀製鐵所取設の議は應慶元年に至りて愈々議定したりければ幕府は此年の四月廿五日を以て外國奉行柴田日向守（前に貞太郎と稱して外國の組頭を勤め竹内松平が歐洲使節の時に書記官長となりて隨行したる人なり）に命するに御用有之英佛兩國へ被差遣旨を以つてしたり、依て其隨行員には組頭水品樂太郎（梅處）調役富田達三（冬三）同並小花作之助（作助）通辯御用鹽田三郎および余の五名を命ぜられたり、此隨行は余が兼て期せざる所なりしに此命ありたると實に望外の喜なりき、余が外遊は前後四回の多きに及びたれども眞に愉快にして且つ見聞の益を得たるの多かりしは此行と其後明治三年に伊藤大藏少輔（今の總理伯爵）に従ひて芳川君（今の司法大臣）と共に米國に赴きたるの兩回にて今日までも常に記憶に留まるを覺ゆるなり

理事官の英佛使命

柴田へ賜はつたる將軍家の御委任伏には佛蘭西國都府に於て談判の儀其方へ委任せしめ、全權使節を命する者なりとありたれども此頃までは都て外國へ派遣する使人を使節と唱へ大使公使等の區別は未だ無かりしなり然るに此使節を大使と唱ふるは甚ば不當なり須く其稱呼を取替へしと佛公使の忠告に依り更に特命理事官と改め夫々の命令を與へられ俗務は組頭調役これに專當し外國の引合は鹽田一人にて擔當したれば余は存外に用務少なく僅に諸般の書物に従事して其準備を助け、乃ち此年閏五月三日を以て江戸を發して横濱に至り同き五日英國郵船ニポールに乗込みて發船し六月廿七日歴山太に着し即日郵船ナヤンザに乘移りて七月六日に馬塞里に到着したり。此行は前年歐洲使節の時と違ひて人數も少なく殊に理事官を初め一行は概ね外國行に實驗ある運中なれば案外に不都合なく乗船も郵船の事ゆゑ十分の便利を有し航海中は甚將棋と詩作にて日を送つたり但し余は甚も知らず將棋も知らざる至て不器用の性質なれば船中にて談話と讀書の外は儕輩の相手になりて詩を作るをば日課の様に仕たり其御蔭

にて詩は餘程上手になりて一行中の李杜とまで稱せらるゝ地位に進みたるが惜かな着船と共に止めたるを以て航海中の李杜は何時の間にかやら忽ち原の詩語碎金先生幼學詩韻詞宗とは相成たり若し航海中の通りに始終勉強にて作りたれば今日は日本の大詩人は櫻痴先生なりと稱せられたらんと述懐しても後悔は先に立たず。斯りければ此行は航海中も英佛滞在中も思の外に過失少なく隨て談柄に供すべき失策の材料も至て拂底なりき

馬塞里にはウエルニール出迎へて我一行を案内し佛國ツィロンの船廠を見物し數日間その工場を巡視して規模の概略を説明せられたり、是は横須賀の地勢ツィロンに似たるを以て専ら我製鐵所の参考に供せんが爲なりし、斯て同き十七日巴里に入り理事官の本據を定めてより後オルリアンブレスト等の諸所に赴き公私の船廠を見物したれども余は其時は更に少しも佛語を知らず英語とても甚だ未熟なれば通辯も翻譯も都て鹽田一人を煩したり。且余は江戸を發する前に於て森山先生の忠告もありたれば此行に於て佛國にて萬國公法國際法を學ぶべしと奉行より内命を受け柴田も其譏然るべし併し

表向き傳習生徒の様に成ては不都合ゆゑ他人に目立ざる様に致すべしと達せられたりければ巴里到着の後には本務は傍より手傳する位にて目的の修行に心を委ねたり然れども此目的の修行は太だ困難にして事頗る容易ならず、其故は日本に居たる時よりホウ井トーン又はフ井リモール等の著書を字典と首引にて少々讀喘つたれども其書は英文に非ざれば則ち荷蘭文にして佛文には非ざるなり、扱て巴里にてウエルニールに頼み其紹介にて二三の國法學者に謁して教を乞はんと試みたりしに彼學者先生は快く承諾しさればとて課程時刻を定め愈々其教を受け掛て見たれば、余は先生が（假令英語には御互に十分に通達せざるにもせよ）其法律沙汰の解し難きに辟易し、彼先生も亦余が法律沙汰には全く無智無識なるには驚愕して講義も説明も手の着かた無に困難したり、其困難の末が到底尋常の法理及び國際上の歴史さへ知らずして、萬國公法修行などは思ひも寄らざる目的なり依て先づ一通り國際に關係ある歴史を學ぶべし尋常一通りの法律を學ぶべし其爲には英語にては不便なるが上に外交の用語は佛語なれば先づ佛語の稽古より初め玉ふべしとの引導を被つたり、此引導は甲の先生のみな

らず乙丙丁と紹介せられたる諸先生が異口同音の説諭にてウエルニールも遂に同様の忠告を與へたれば憐むべし外國方の一少年才子と云はれたる福地源一郎が我こそは此行にて萬國公法の秘奥を學び歸朝の上は雄辯を振ひ卓説を述べ外國の公使等を組豆禮讓の間に論拆して彼が僭横傲慢を挫きて其勝を奪ひ其の心を寒からしめ以て日本を九鼎大呂の重に安せんなれと思ひ込たる雄志大望は僅か數日間の試験にて忽に泡沫となり轉一轉して佛語生徒と相成たれば是よりロニーと云へる東洋僻の奇論士を頼みて佛語の稽古に従事したり、去れば余が此時の隨行は其結果が英佛再度の見物と佛語修行とに止まつたりき、然れども佛語を少し學び得たると外國の事情を聊か知り得たるは此行の利益なれば猶已むには勝つたりき

扱理事官一行は巴里に本據を定め諸方の工場に對ひては製鐵器械買入の注文約定を結び又ウエルニールより紹介したる佛人に對しては其雇入の約束を夫々取結ぶが爲に數月の滞在を必要なりとし其間グラントホテルに止宿しては入費莫大なり宜しく一屋を賃借して居住すべしとウエルニールより忠告したりければ柴田は是に従ひてホルタンス街

にある某伯の別邸を借受け料理人小使下婢ども雇入て七月下旬に引移り十月廿一日迄此家に住居したり、然れども其後に此入費を計算して見たりければホテルに宿したると左迄の差異はなかりき。柴田は小心謹密の人にて敢て政治家と稱すべきの器量あるに非ざれども僚屬に對しては極めて信切なる人にてありき、其性質は保守の氣象に富めるが上に一行の行狀に付き歸朝の上に批難を被りては容易ならずと愛ひたり（是は初度の使節および鎖港談判使節一行の行狀に付隨分中外の批難を聞たるとありしが故なり）故に草履に代るに草靴を以てする事は許したれども其時は衣服冠り物ども都て純然たる日本風を守り決して外國の風を學ぶ事なかれ我國威を殖し彼が嘲笑を招くは實に國辱なりと戒めたり、此時や荷蘭國には數年前に幕府より送つたる傳習生徒あり又た巴里倫敦には陰に長州または薩摩より來遊せる書生もありて概ね皆西洋風の冠帽衣服を着して瀟灑たるに我一行のみ頭には黒塗の陣笠を戴き身には小袖小袴羽織を着し腰には大小を挿みて巴里の市街を通行するは心恥かしく思はるゝ而已かは諸人みな笑つてオー、ヤヤボネリ、アー、シノアと呼び甚しきは犬が吠付と度々なれば余の如

きは率先して歎願したれども柴田は更に聞入れず、既に肥田濱五郎が幕命にて荷闕より來り我一行に加はりしに當り柴田は其日よりして肥田に命じて洋服を脱して日本風に復らしめたりされば余等は當時竊に柴田を目するに頑固を以てし其西洋の文華を嫌へる事を罵つたりけるが今日に成て回想すれば柴田が守る所を守り殊俗異風の嘲嗤は耻辱に非ず風俗は國家の憲章を以てするに非ざるよりは妄りに變ずべからずと云ひ己れも守り隨行員にも守らせたるは感服にてありきと云ふべき歟。柴田は隨行員が夜遊して不品行の譏を招かん事を恐れ招待に應じて晚餐或は夜會に赴くの外は曾て一人にて夜中門を出たる事なく其の一身を以て隨行員を抑留するの犠牲に供したり、故に某劇場若くは曲馬興ありと聞けば隨行員を引率して見物に赴き、平日晚餐を畢るの後は盡く座敷に集まり俱に茄非紅茶または酒を飲み打興じて高談劇話し種々の遊戯を爲し遂には腕押し居相撲の殺風景に至るまで己れが餓鬼大將になり禿頭に汗を出して其合手になり何なる事にてても更に否む色なく俱に興じ隨行員を樂み喜ばしむるを目的とし大抵午夜か一時に至るを常とし朝は隨行員よりも先に目を覺して公務を執れると毎日

なりき、是に由て此行には夜遊の不品行は至て稀にして其令聞を維持したり、是も亦常人に出來ざる所にて柴田が手段は實に勉めたりと云ふべきなり

◎第十四

横須賀造船所設立の處理

柴田日向守の一行が巴里滞在中に於て第一に柴田が敬服したるは製鐵所長ウエルニの才幹なり、初め日本を發するに際し横須賀製鐵所長の重職はウエルニに任じ其聘雇すべき佛人の撰擇はウエルニの取捨にありて一々柴田に稟告推薦の上にて柴田その聘雇の約束調印をなすべし又製鐵造船の器械物品注文買入の事も同様にウエルニに都て其任に當り約束は柴田の調印にて定まるべしと決議したりければウエルニは柴田に先だちて佛國へ歸り柴田一行の來るを待受たると前に叙したるが如し。然るに柴田は曾てウエルニに一面識したる事も無く一行中にも同氏を知りたる者なし、思らく如是の大任に當る程の人物なれば年齢は四十の境を越え容貌偉偉威儀自重の人物なるべしと我も人も想像したりけるに馬里塞の埠頭に來りて自ら姓名を通じ上陸及

び旅宿の斡旋をなせるを見れば年齢廿八九歳にして軀幹は細長く短視疎髯の若年士官
 これが即ちウエルニイならんとは實に意外の思を成したりき、此の人言語學動更に邊
 幅を修めず質樸なる田舎士官にて一見すれば恰も大學卒業の一書生に類せるを以て柴
 田の老練なる眼より見て頗る不安の思を爲したるも敢て其理なきに非ざりき。柴田は
 陰かに隨行員に向ひて小栗栗本等が佛國公使等の甘口に乘せられ斯る若年士官を横須
 賀製鐵所長の重職に擧る事を約したるは輕忽なりしが如し兎も角も其伎倆才幹を試み
 たる上にて大に決する所あるべし先づ其成さん様を見るべしと云ひて夫よりツィロン
 の巡回を畢り巴里に來りて同居したるに其行狀才幹ともに凡ならざるには流石の柴田
 も感服の外は無かりき、當時佛國にては日本に於て新たに海軍造船廠を設けん爲に其
 工事に付きウエルニイ主任官となりて技師工師を雇入れ諸般の器械を注文し日本理事
 官現に巴里に滯留すと聞えければ縁故を求め友誼を尋ねてウエルニイが許へ達したる
 依頼狀は幾ど千通にも及び其中には情に於て謝絶し難きものも尠なからざりしにウエ
 ルニイは其書狀を盡く柴田に示し依頼は此通なれども今度の人選雇入および注文は一

切理事官の權内にあれば余に於て力の及ぶ所にあらざると云ふ趣意の返書を出し或は海
 軍大臣に諮り或は造船所長に詢ひなどして人選も注文も頗る精確を旨とし毫も其間に
 私を挿む所なく加ふるに事を處理するに果斷ありて同時に緻密にして柴田が云ふ所を
 謹恪して敢て苟も專斷する等の事無かりければ柴田は大に其人を悦び一行も亦皆讚嘆
 して扱ふ歐洲の人は斯も敏捷なるものかなど驚き入りけり、斯てウエルニイの推薦
 にて雇入の契約調印済と成れば其人は其日よりして直に事務に服役して其勞を執り致
 々として勉強する程に事務は日々に其緒に就き少しも阻滯する所なく、要するに日本
 官吏ならば三月か四月も掛るべき事を僅か二週間か三週間に處理して然も其間緯々餘
 裕あるは一行みな舌を捲て恐れ入り初めて歐洲人の處務に感服したるなり
 是より先き肥田濱五郎氏は我海軍の爲に蒸氣機關を製造すべき器械買入の命を帯びて
 荷蘭國に來りけるが今度柴田の一行に合併すべき命を承はりて荷蘭より巴里に來りウ
 エルニイに會して其英國及び荷蘭にて買入注文を爲したる器械をば引續きたり。其時
 二條の問題こそ起つたれ。其第一は甲鐵取附器械注文の件なりとす是は肥田が日本に

於て甲鐵艦を製造するに當り其鐵板を船舷に取附るに入用の器械を買入べき見込にて凡そ注文の手續にも運びたりしにウエルローは之を時機尙早と批難し横須賀に於て日本軍艦を製造するに於ては木製の巡邏軍艦を先とし甲鐵の如きは是を後にせざる可からず今や此造船廠新設の爲に莫大の費額を要するに際し未だ其必要を見ざる甲鐵取附の器械に多額を支出するは無用なり况んや甲鐵艦の利は未だ十分に論定せざるに於てをや故に甲鐵取附の器械は其注文を廢約すべしと云ふにあり而して肥田が之を反駁する趣意は現時甲鐵艦の利は歐洲海軍の公論なり日本に於て軍艦を製造する以上は十隻の木製艦を作らんよりは二隻の甲鐵艦を造るに若かず然るを是を未だ必要ならずと云ふは是れ日本をして甘じて外國海軍の後に退歩せしむるも可なりとするものなり一日も早く甲鐵艦を打立るの用意を爲さざる可からず今日の利は噸數の多くして汽力の勝れたる快駛の甲鐵艦を有するに在り木製少噸の巡邏艦は多く其利を見ざるなりと云ふに在りて甲乙互に利害を論じて譲らず遂に全權理事官の裁決を待て其旨を定むる迄に至れり、柴田は素より海軍造船の事に通ぜざれば此議いづれに定むべき歟と我輩隨行

員にも密に謀りて各自の意見を聞きたるが餘人は何なる説を吐たりしか知らざれども余は性來の饒舌に加ふるに當時専ら甲鐵艦流行の事を生物識（たぶらのし）に見聞したるなれば聞囁りたる利害を喋々と辨じ肥田の説を是なりとしたり、然るに柴田は深く慮る所ありてかウエルローの意見を採用して廢約の事を命じたり。其後歸朝の後も肥田と會し話次此事に及ぶ毎に残念なりと述懐したりけるが夫も今は一場の夢物語となれり。第二は造船所位置の件なり。是を横須賀と定めたるに付き肥田は難じて今や日本政府が巨萬を擲て設くべしと云へる製鐵所は即ち海軍アルゼナルなり然らば此アルゼナル江戸灣の内にも最も奥深なる地位を選びて其所に置かざる可からず若し地形の許す所たらば隅田川の上流向島の邊にも欲しき程なり。されば江戸灣にては石川島越中島より外に出すべからず。然るを横須賀の地たる假令ひ形勝の便ありとも横濱貿易港の外に在れば他日外國と事あるに當り此アルゼナルは一戰にて敵の有たるの恐れあるべし是れ恰も敵に假すに糧を以てすると何ぞ擇ばん、宜しく横須賀を止めて石川島近傍に撰定すべしと云へり、此説は獨り肥田のみならず當時荷蘭に留學したる榎本益次郎氏（今

の榎本子爵)の如きも巴里に來りて柴田に面會の節に同じく此事を切論して横須賀の其地位に非ざるを述べられたり。然るにウエルニは是に對へて議論の是非は扱置き江戸灣内に横須賀を外にしてアルゼナルに適當の地は安に在る乎。石川島越中嶋をしてアルゼナルの用を成さしむるに何等の工事を施して其目的を達し得べき乎。其や達し得ると假定するも何程の費用を當來に要すると算する乎。是れ言ふべくして行ふ可からざるの空論なるのみ。且つ夫れ横須賀は形勝の地なれば事あるの日に當りて容易く敵有たる所に非ず是に備ふるに海陸の要塞砲台を以てすれば自衛に十分なり。佛國のツロロン英國のブリマウスと比して寧ろ勝るも劣るの地勢に非ずと反駁したり。是は柴田も榎本肥田の説に左袒するの意ありしかども此事たる柴田が變更し得べき問題に非ざれば雙方の説を具して之に加ふるに其意見を以てし遙に書を江戸の委員に送りて其の議定を請はれたり。然れども江戸にては如何なる議論ありて知らざれども余輩が歸朝したる時には前議の通り横須賀と確定して動かざりき

此時佛國にては明後年(千八百六十七年)を期して大博覽會を開くの舉ありて幕府は其

照會に應じて是に參同出品するの豫定なりければ柴田は兼て此事をも與り聞たり。此に巴里にモンフラン伯爵と云へる貴族あり此人功名心の深き性にて頻に日本に關係して榮譽を博さんと思ひ柴田に交を通し稍々其意を洩したるに其評判の餘り上等社會に良しからざる所より斯る人には關係する事を止られよと云へる忠告を受たりければ柴田も悟る所ありしか敬して遠ざくる様の交際をなしたり。モンフラン伯は是に不満を懷き然らんに我も亦なすべき所ありとて他方に眼を注ぎ初めたり。時に薩州より某々と云へる藩士數名佛國に來れり(是より先に薩州または長州より藩士等數名いづれも幕府の許可を経ずして英佛國に來り現に某處々々に滯留せりとの報道を得たり、依て其人々を召喚して事情をも尋ね又その取締をも爲すべし然らざれば幕府が日本政府たるの實を欠べしと柴田に論じられたるも柴田は愨に此人々を召喚しては敵を突て蛇を出すの恐れあるべしとて是を不問に置き知らぬ顔して打過たれば隨行員も亦敢て此人々を訪問する事を得ざりき)モンフランは此藩士に交通して自から其特別委員と名乗り薩州侯は日本政府の下に立てる一大諸侯にして兼て琉球王たり薩州侯としては幕府

命令の下に立ども琉球王としては獨立の君主なり依て薩州侯は琉球王として今度の大博覽會に參同せんが爲に其重臣を佛帝の下に差出し其事の承諾を乞ふなり此事更に日本政府に關係なしと云ふ書面を大博覽會總裁へ出し薩州侯兼琉球王の徽章を造り大に其事を巴里の諸新聞に揚言したり。斯る状況に至る上は最早捨置べきに非ず速に新聞紙上に於て其言の非なるを辨明し琉球王國は日本の版圖内にして薩州侯は決して琉球王にも非ず琉球また決して獨立國にあらずれば私の具稟は採聽ある可からずと云ふ旨を佛國外務卿に豫告し置かれよと説きたれども柴田は聽入れずして彼方より問合あらば其時こそ左様には答ふべけれどて同く不問に附し去りたり。幸に其事は博覽會にて肯せざりしか又は此の都合にて行はれざりしかにて歸朝の後も固より幕府より柴田に問ふ所なかりしが水野癡雲(筑後守)は其後これを聞きて痛く柴田を面折し余に對ひても薩人にせよ長人にせよ西洋に在る時は同じ日本人なり其日本人が如何なる困厄に遭際せるやも知れざるに苟も日本政府の官人たるものが他日の難儀を恐れて其事情を訪問せざる事やある同國人が其所に在りと知りながら知らぬ顔する不信切を外國に示す

は日本の耻辱なりとは思ひ知られずや卿か平生尊ぶ所は何事ぞと捲し掛て論じられたるには一言の答も出来ざりき

斯て横須賀製鐵所起立に關する諸事も凡そ處分に及びたれば柴田は其隨行員を率て十月二十一日に巴里を發し同日の夜倫敦に着しランカム旅館に投宿し其の使命の事に及べり。英國政府は陸軍士官某を接待官に命じて一行の爲に便を謀りたれば外務卿へ面會の後に一行はポルトマウス及ブリマウス其他の造船廠又は海陸の要塞砲臺を見物したり。此使命たる畢竟は使命と云ふべき程の事も無く言はゞ會釋上の使命と云ふに過ぎざりき。其故は初め柴田が日本を發するに臨み幕府の外交は佛公使専ら勢力ありて英公使パークスの嫉妬を招き爲に往々英國の苦情を増したり此上に造船所設立の事までも佛國一手に依頼しては愈々英國公使の不滿を來すべし故に陸軍の傳習を英國に依頼するの意あるを示し若し日本にて其議に決せば英國政府は承諾を與へらるべきや豫め承り置度と云だけの使命なり(而して其實陸軍傳習の事は既に佛國に依頼するの内約は日本にて定まり其手續に及ぶばかりの時にてありき)此囁着手段は其裏面疾に

英公使の知りて英國政府へ通知せる所なるべけれども流石に英國政府は程よく理事官一行を遇して諸所を見物せしめ其柴田が委任せられたる二三の要件も儀式上にて承諾したりければ柴田は餘り談判が奥に入らぬ内にとて十一月十三日に倫敦を辭して再び巴里に歸り今度は別に住居をも構へず大ホテルに止宿して殘務は是をウエルニに托し十二月三日と云ふに巴里を發し隨行員并に肥田濱五郎および製鐵所雇員の建築課長職工等を率ゐ馬塞里より佛國郵船に乗込み注文の工作器械をも積入て出帆し翌慶應二年正月十九日に横濱へ着し翌日江戸へ歸りたり

歸朝の上は夫々の使命を了したれば幕府は褒美を一行に賜ひ余が如きは身分を進められ此年の三月に拜謁以上に擧られ調役兼通辯御用頭取となされたり。但し横須賀製鐵所の事業は余は其係に非ざれば其後の事は更に自から取扱ひたる事も無くウエルニが來着の時に奉行の命を以て挨拶に行向ひたるのみ。夫は兎も角も此行にて雇人買入たるが原にて即ち今日盛大なる横須賀造船所は出來たるなれば此所には永く小栗を初め柴田其外が盡力の記念を止めりとも云ふべき歟

◎第十五

歸朝より大政返上までの間

慶應二年の春に英佛より歸朝せしより其翌三年の十月まで凡そ二年の間は幕府末造の時にして事變尤も多かりしに係らず余が一身に取りては無聊閑散を極めたるの時にありき。願れば長州處分は尾張總督の計ひを以て一旦謝罪降伏の手續に及び征討の軍は凱陣したりと雖も毛利大膳父子塾居隱居および知行の内十萬石取上の二件いまだ其實を擧げざるに由り慶應元年五月再び長州征伐の令を發し將軍家は江戸城を發して金扇の馬標を大坂城に建てられたり（御進發と唱へたり）此時英佛米蘭四國の公使は軍艦に搭して攝海に乗込み直に將軍家に迫るに條約實施の事を以てし將軍家は兵庫開港の勅許を得ざるが爲に辭表を捧げ將軍職を一橋殿に譲りて江戸に歸らんと決心を定め玉ひし事あり、大目付永井主水正を蕪州へ遣はして長州を糾問せしめられ更に其要領を得ざりし事ありしが、是等は余が日本に居らざりし間の事なりき。扨歸朝して後には愈々長州に攻入る事となりて寄手諸口の敗報に引續きて、將軍家薨御の御事あり

て、一橋殿御相續と成り、幕府文武の改革、先帝崩御の御事、御大喪に付き解兵の御沙汰、兵庫開港の勅許、清水民部大輔殿佛國へ使節、各國公使土坂謁見、陸軍傳習、兵制改革、遂に大政返上に至るまでの大事數多ありしかども余は一も直接には其等の事に與らざりしなり

余は歸朝の上にて地位は進められしと雖ども當時余が本務たる譯官の事務は後進少年にて迥に余が右に出たる俊秀の輩出したりければ余に於ては復往日の如く繁忙の衝に當るの必要なし、去とて外國奉行は余を擧て別に十分の働を成さしむる事も無くて恰も若隱居同前の有様に置かれたり、此間に靜に志を養ひ讀書に心を委ねたらば宜かりしならんに當時年少自から英鏡を包むこと能ず頻に用ひられて才を試んと熱心したる故に從來の議論好は一層の議論好となり聊か西洋にて見聞し得たる事物は即て激論駁辨の材料となりて益々儕輩の憎を招き諸人に仇視せらるゝに至れり、是にては迎も外國局に居ても志を展すの機なし寧ろ他の官司に轉任せむものをも思ひて見廻したるに奥御右筆所詰と云ふ地位ありて爰に余と机を並べたる某が現に其任を承はれり、抑も

奥御右筆と云ふは閣老の秘書官にて常に政治の機密に與かるを以て此地位に身を容れなば閣老に親炙して我意見を行はしむるの機會あるべしと考へたれば奉行および其他の懇意に就て熱心に是を望みしに漸く聽かれて將に其命あらんとするに臨み彼は激烈なる議論を主張し共和政治を喜ぶの徒なりと云ふ風説は忽に余が青雲の途を遮斷して其望を畫餅に屬したりき、然れども今日より顧れば余が奥右筆所に入るとを得ずして依然外國局に止まつたるは却て余が幸福にてありき若し他の地位に轉じたらんには内外の事情を觀察する事も疎くなり又讀書する事も出來ざりしならん。斯く余は此望を失ひたるに付き然らば今一度再び洋行して益を得べしと考へ國際法修行の爲に歐洲へ留學を命せられ度と云ふ趣意を凡そ美濃紙二十枚程の長文に認め奉行中に呈して其事を請願したり此進白請願は歐洲外交の事情を述べたる名文卓説なりと賞賛せられたるが今日より顧れば全く誤解認見にて國際は道理を以てのみ進退する者と斷定したる空論にてありき其草稿が紛失して痕跡を残さるること實に偶然の幸なり。然るに此請願も聞入られざりしに由り余は益々不平に堪かねて一時は官を辭し原の書生となりて京

阪の間を遊説し以て求むる所あらん歟とも考へしかど家には高齡の慈母あり妻子あり是を棄て冒險者たらんは情理の許さざる所なれば詮方なく其も思ひ止まりて讀書に方向を轉じ其の餘暇には朋友の子弟に英語を教へ授けたり、時に余は小石川金剛寺坂より下谷二長町に轉居したり(今の下谷區裁判所西側の向ふの所なり)宅も稍々手廣く書生の部屋も十餘人を容るゝに足る程なれば遂に私塾を開き數月ならざるに寄宿生十五人通學生三四十人の多きに至りしを以て己れも學び人にも教へて専ら勉強したりしに此書生の中には薩長の藩士こそ居らぬ藝備因伯并に其他京師に志を寄せたる諸藩の士人等も數人雜居するを以て自然余が幕府の機密を漏らす事もあらん乎と云ふ懸念は早くも諸奉行御目附方の間に起りたるを見えて外國奉行は余に向ひて洋學教授を止むるか但しは辭職するか二者その一を擇へとの嚴命を下したり、余は迷惑ながらも唯々其命を奉じて直に書生を退去せしめ教場を閉して、再び原の無聊閑散の身とは成たりけり。斯る自分なりしが故に此際の大政局面の變動には遂に親しく與り知る事的機會を得ざりしなり

數年前より此際に至るまで余が遭遇したる危難は屢々ありけるが其中にて今日思ひ出しても悚然として戰慄する程の事は(第一)文久三年十二月の事なりしが余は或日赤羽根應接所に出張して夜に入りて後に退出し友人と約したる事あれば品川まで赴かんとて飄然として獨歩なし赤羽根橋に掛らんとしたるに突然橋の端より一人の武士出來り大刀を振翳して余に切て掛れり余は事の不意に出でたるを以て何の分別をなす間も無くワツと云ひさまに飛掛て其曲者の右の袂の先をかすりて向ふに馳せ一生懸命に走り右に折れて金杉橋まで來り息切して立止り後を振り返り見たるに曲者は追蹕して來らざりき、足が地に附かぬと云ふ語は眞實なりと其時初めて知たりけり、此曲者は拔群の大の男とは見られども其容貌骨柄を認むるの餘裕なければ確と目に留らざりき、此時もし余が身を轉じて逃たらば必らず眞二ツに斫殺されしならん然るを彼が不意に出で向ふに突抜たるは天晴の心得方なりと朋友の劍客等は賞譽したれども是迎も決して其の心得ありて突抜たるに非ず驚愕の餘りに思はず知らず飛出したるのみ、斯て金杉橋の畔にて天水桶の水を手にて汲て飲み少しく神氣を落付たれども激しき心臓の鼓動は

猶止まず恐悸頗る甚しきには我ながら膽客の乏きを愧たるなり（但し余は暗殺の遺恨を受る覺えなかりければ彼曲者は多分余を人違して振翳したるならん、然らずは攘夷黨にて洋學者を夷狄の奴隸と認めて天誅を加ふるの意にて製ひたるものか）

第二には元治元年四月下旬の事なりしが一日齋藤源藏と云へる人來りて余を促し大學頭の邸に同行せしめたり、此齋藤は御家人にて曾て傳習御用にて長崎に來り其時よりは知人なり余より長ずると二十歳以上なれば此時は已に五十にも近き老輩なり、一時は外國局に出役したりけるが性質豪宕にして酒を嗜み隨分始末の悪き人物なりしを以て幾も無くして退けられて閑散の勤を爲し兩三年前より幕府の攘夷黨に加はり其故を以て水戸藩士等とも往來したるなり、齋藤が言ふ所に據れば大學頭邸に群集なせる天狗連の輩は足下（余を指して云ふなり）に面會して宇内の形勢を聽んと望むなれば足下余と共に行向ひて十分に論倒すべし但し相手が水戸者ゆゑ其心得して餘り開國の利をのみ説くと勿れ開鎖には各々其利あり其害ある所を辨明して彼等が迷夢を呼醒すべしとの勧誘なり。余は何の分別も無く好し出向て彼等が問に應じて論辨すべしと諾し數

日の後齋藤と同道にて彼邸に至り留主居長屋とも覺しき所に案内せられたり、彼方にては天狗黨の士人等七八名が各々袴一刀にて出迎ひて其の姓名を通し茶菓を出して鄭重に挨拶を成し夫より攘夷尊王の論に押移り意氣頗る昂激せり、去ども余は更に慮る所も無く中外古今の例を引證して大に開鎖の利害を辨し到底今日攘夷黨の主張する所は行ふ可きに非るも幕府が因循姑息なるは眞の開國と稱すべきに非ざるを論し結局我に戦ふ程の準備ありて國權を維持し獨立の軀面を保有するの實力を蓄へざれば開國の利を全くする能はざると烈公の申されたる如しと辯したり。彼の諸士は耳を傾て余が説を聽たりしが其後酒殺を出して余を饗して云く實は貴君夷狄の學に心酔して皇國の臣節を失ふ者なりと聞き頃日貴君を暗殺して天誅を加へんと評決したるに是なる齋藤君が貴君を識り兎も角も一應其説を聞て後に誅するとも助くるとも致せよと諫められたるに由り今日御面談は致したるなり然るに貴君は大義名分に明にして忠孝の大節に通したる士人なり是を知らずして所殺したらんには可惜人物を失ふたるべきにと物語り今日の議論その模様によては此座を立せず余をす々に所殺すべき覺悟なりしと聞た

る時には思はずも身震ひして怖氣立たり。若し齋藤が余に知らせずして此虎穴に入るの奇計を運らして余を救ふに非ざりせば余は此輩の爲に天誅の一刀を賜はりて手足其所を殊にしたるや知るべからざるなり。此の後この天狗が毎日の如くに我家へ來りて扱先生宇内の形勢は如何と問はるゝに閉口したりき、幸に程なく横濱に出張して一ヶ月餘も滞留し其中に水戸の國變にて彼天狗が江戸を飛去りたるにて其跡を絶つを得たりき

第三には慶應三年九月中旬の頃なるが此頃余が友人輩に慷慨激烈の徒ありて陰に黨與を結び専ら佐幕主義を張り往々粗暴の振舞どもありと聞えたり、余は素より此黨に加盟したるには非ざれども友人の其黨に多きか爲に時々相談を與り聞たる事もありき、一日雑話の時に何某は密に薩長に通じて幕議の機密を漏洩するに相違なし其確證は云々なり累代恩顧を蒙つたる幕臣にして此の不義を働くは實に奇怪至極なりと云ひ出じたり(勿論内通の確證は當時御目付方にて探偵し得たる事實ありて幕府は其者を嚴罰すべき評議中にてありき夫を知て余が斯は言出したるなり)數日の後に其座中の一人

たる松浪蒼一と云る漢は余に向つて今夜北里に至りて俱に春を買はんずる間四ツ頃に(午後十時)東橋向ふにて待合せよと望たり、余は何の心も無く諾して其夜約束の時刻に東橋向ふに至り蘆簀張りの水茶屋の空店に入りて待たりしに半晌許にして松浪は首級を包みて持來り是を余に示したるに何ぞ計らん彼の何某が首級にてあらんとは、松浪は彼何某を誘ひ出して俱に深川の假宅に遊び故意と酒酣の酔を爲して妓樓に亂暴を働らき何某に迫つて其家を飛出し是より北里に赴くべしと相携て歩行し番場まで來りて其不意に乘じ暗殺したるなりと云へり嗚呼何某實に其罪過あるに相違なければも余が饒舌なかつせば此禍には罹らざりしならんに余が一言を以て是を殺さしめたるかと思へば其首級を見るに忍びざりき、松浪は其罪狀を書て橋の欄干に晒さんと云ひしを止めて首級は角田の中流に捨じめたり、夫れより同伴して北里に赴き登樓したるに松浪は十分に酒を飲み愉快を極めて熟睡したれども余は徹宵寤を合はする事も出来ず夜の明を待て逃出す如くに其樓を去りたりけり此時もし余が松浪が輕率の殘忍なるを尤めたらんには彼は直に余を併せて一刀の下に殺すべかりしなり、思へば實に危

險の時節にてありき

斯て慶應三年の十月に至りて突然大政返上の報に接したり。是より先き兵庫開港の勅許ありしに付き新將軍家(慶喜公)は各國公使を大坂城に招かせ玉ひて謁を賜ひ宴を行はれ玉し御事ありき當時親しく其席に出てたる人々は森山氏を初として併置みな口を揃て新將軍家の賢明才智を稱賛し其後佛國博覽會へ使節として御弟民部大輔殿を發遣し玉へる御事も都て御親断に出で、我邦の外交は是よりして圓滑に進み行へしと自他皆その盛を屬し江戸に在る輩は幕運の日に否塞に赴を知らざりしぞ是非も無き。今日の史家は余が此語を出すを聞かば日、柳營に出勤し然も外國局の要路に僚屬たりながら京都の摸樣を更に知らざるが如き迂遠の事は決して有べきの理なしと不審を懐くならん、余も我ながら實に不審なりと訝る程なれども真に京都の摸樣は我等が耳朶には曾て達せざりしなり。獨り我等のみならず閣老參政の如きも表面の事跡こそ時々の京報に由て知たるなれ其錯雜せる内部眞實の事情は洞知するを得ざりし也。之を要するに江戸留守の官員は國內の事情に暗しと當時京都の幕閣が嘲りけるは信に其言の如

くなりき、されば民間に流布せる風説にして、マサカにと思ひて始に信を置かざりしと往々却て其實にてありけるは枚擧するに遑あざりき。故に薩長聯合の事も討幕密勅の事も土州建白の事も二條城御評議の事も少しも江戸城中に聞えざる中に(閣老には聞えたるかは知らされども)突然大政返上の公達には遇ひたるなり

◎第十六

大政返上後の江戸

大政返上の事を柳營にて表向に公達ありしは十月十九日の事にてありき。前將軍家(慶喜公)の御奏問書、朝廷開召の御沙汰書、前將軍家より閣老への御諭旨、閣老より幕臣一同への達示とも都て此日を以て同時に發布せられたり。尤も御奏問書等は閣老まで其前に京都より廻付たも相成たるべきが公達は此日が始めなり、但し十五六日頃より世上にては既に將軍家政權奉還の風聞ありしと雖ども去事の有べき筈なしとて信を置かざりしに今や此公達を得て餘りの意外に茫然たる計なりき、外面より想像すれば江戸城にて此公達を得たりし時には幕府の文武は皆盡く昂激して悲憤慷慨を極め上を

下へと混雜して閣老參政は是を鎮制するに困り切たるべしと思ふならんが、當日の實際は敢て然らず、唯々呆れ返つて其意を解せずと云へる有様なれば所謂悲極れば哭するに聲なくまた涙なしの實況なりき、但し此呆れ返つたるは志ある連中のみにて其餘は是は怪からぬと云ひたる迄にて別に感觸なき輩が多數なりければ當日は意外に靜謐にて平日に變りたる景色も見えざりしが數日を経て後に有志の面々が稍々騒立たる程にてありき。蓋し當時の情態を回想するに(第一には)是は將軍家の奇計に出で先年昭徳院殿が條約勅許なきを憤りて辭表を呈し御東歸と決心し玉ふ爲に朝廷を驚かして由て其勅許を得玉ひたると同一轍に出させたる御英斷なるべし。此日本全國の大政が烏帽衣狩衣の公卿原や薩長諸藩の陪臣書生共に取扱が出来るものか。見よ、朝廷も諸藩もあぐみ果て再び幕府へ頼みて御委任あるに相違なし。御家門御譜代は云ふに及ばず外様の諸大名たりとも幕府の號令ならでは決して遵奉せざるべし、是が即ち雨降て地固まるの喩にて幕府の爲に將來の地位を鞏固ならしむるの機會なりと信じて御委任を空願にせる輩あり(第二には)當將軍家の御心底こそ心得られぬ。既に先年御後見御

補佐の初より尊攘説に御同意あつて京都薩長の歡心を買ひ爲に幕府の御威勢の墜るをば願み玉はず。故將軍家兩度の御上洛薩長征伐の御進發を促し奉り遂に坂城に於て薨御あらせ玉ひしも其原因を尋ねれば當將軍家の御所爲に出たりと申さんも不可なかるべき歟。然るに今度薩長の勢に恐れて大政返上とは何事ぞや。此上は我々共飽までも覺悟を極めて直諫なし奉り愈々御聽納なき曉には大御所になし參らせても再び幕府の御武威を快復せざる可からずと時勢の真相をも知らず扼腕せる輩あり(第三には)今日の事たる到底雌雄を兵力に決すべきの時機なり當將軍家の思召も實は此に外ならざるべし。依て議論は二の次となして先づ急に幕府の制度を改革して大に海陸の兵備を増加し以て戦争の準備を爲さざる可からず。其爲には信誼ある外國に依頼して外債を募り砲器軍艦を買入て兵力を擴張すべしと盜を捕へて繩を縛ふが如き主戰論の輩ありて其中にも第二が尤も多數なりしかとも幕臣全株の數に比ぶれば猶餘程の少數なり去れば幕臣の多數は方針の向ふ所を知らずして彷徨し徒らに時日を経過するに外ならざりき。現に余が如き時論得意の饒舌漢も何の考案の出る所を知らず幾と十餘日を送つた

其間に京都の模様も追々に聞え御親藩の國論も凡そ其黑白を辨し得るに至りければ十一月の初よりして議論紛々柳營中に起つたり（但し是も高官に限られて一般は猶平然として各々改革の爲に己等が俸給の減せらるゝを氣遣ひたるのみなりき）余は原來純平たる佐幕主義にて苟も時勢の許さん限りは飽までも幕府獨裁の制をば保守せんと望み深く京都の干渉と諸藩の横議を憎み彼の公武合躰と云ひ諸藩會議と云ふが如き合議政躰と幕府獨裁とは兩立すべきものに非ずと主張せし者なりけるが兩度の洋行殊には佛國滞在中に聽聞したる説は激烈なる民權自由論にして其快活なるが爲に大に素志を此の説に動かされ加ふるに愛讀せる所の書は英米の政治論たり英佛の歴史たるを以て第一の極端保守と第二の極端進歩とは常に自己の胸中に衝突して往來消長をなし感情に激せらるゝ毎に識らず知らず持見を動搖して條理の分別を紊し適正の定説を認る事この時より始められり（是れ實に余が短所にして此病は維新後に涉りても常に政論の局面に於て自から除却すること能はざりしなり）於是乎余は思らく將軍家已に大政返上

めらせ玉ひし上は之を回復するは行ふ可からざるの望なり。此上は徳川氏寧ろ進て其主任となり是を實行せしむるに若かず。若しも此儘にて傍觀せらるゝ時は徳川幕府倒れて薩長幕府これに代るの狀勢たるに外ならざるべし。畢竟は朝廷を奉戴して國家統一の政令を施されんが爲にこそ二百七十年以來の幕府政權を奉還せられたるなれ安そ薩長及び公卿の私有たらしめんとして奉還する事やはある。依て將軍家は自から禁裏に參内あつて公卿諸侯諸藩會議の制度を立て御自分その大統領と成て差圖を下し玉ふべし。然る時は事すべく行はるれば大政返上の目的を達すべく事行はれざる時は那破嵩が佛國に於けるが如く名義は大統領にて其實は獨裁の權を掌握し玉ふべきなり。徒らに大政を返上して公卿薩長の爲す所に任ぜらるゝは御長計に非ずと。乃ち此趣旨を書面に認め小栗上野介の辭へ持參して差出し併て其議を口頭にて辨じ御同意とあらば閣老方へ申立られ京都への御使は拙者承り度と述べたるに、小栗氏は卿が意見は頗る長計なりとは雖も第一には將軍家の思召も知れず。第二には在京閣老其他の腰抜官員にては逆を行はるべしと思はれず。然るに慙に斯る説を呈出しては却て薩長の乘

其の所となりて益々幕府の滅亡を成就せしむるの媒と相成べし。故に此説は呈出せらるに若くはと論されたり。余は心中小栗氏の説には甚だ不服なりしと雖も去て外に此建議の取次を願ひべき途なきを以て残念ながら草稿を反古には成たけり。併し其後に至りて考ふれば小栗氏の言は江戸に居て遠く上方の事情を洞察し得たるが如し假令余が説の聞者に納られず上京したればとて無論に行はるべくは有らざりしなり。斯の如くなれば余は政權奉還以後の處置が如何にも心に掛りおはれ上京の機あらばと待設たる處に恰も好し外國奉行糟屋筑後守に隨ひ大坂へ罷越すべしとの命を得たり。是は此冬十一月下旬某日が千八百六十八年一月一日に當りて江戸大坂の兩市及び兵庫新潟の兩港を外國貿易に開くべき期限たるを以てなり（此兩港兩都は曩に叙たる如く五年の延期にて今日まで其開市を猶豫したるなり）幕府にては大政返上を爲されたるに係らず既に此年の春よりして兩都開市の用意に取掛り夫々の吏員を置き官衙を新築し居留地を定めなど仕て其事に執算したるなれば中止すべきに非ずとて進行したるなり。

前將軍家御着後の大坂城

其頃江戸市中に於ては窮民蜂起屯集の事ありき。去年（慶應二年）の秋米穀の登り悪かりしが爲に米價漸く昂貴したる今年の秋も亦豊熟ならずりければ益々騰貴して壹兩にて僅に下米一斗一升を得るに過ぎず爲に柴根米を輸入して（俗に南京米と呼びたり）缺乏を補ふに至りければ、市中の貧民は十一月の下旬に至りて市中各所に屯集し偏く富者に迫りて米錢を乞ひ廣場に籠を設け釜を掛け粥を煮て貧民公共の食に充て、來會せざるは富者なりと見做して是に向て直に施與を迫つたり。余は下谷に居住せしを以て近隣を見廻りたるに上野廣小路、御成道、廣徳寺前、菊屋橋、佐久間河岸の諸所に此屯集あるを目撃したり。されば江戸市中の流行となりて各地みな如此なりしと云へり。然れども此貧民は敢て別に富家を破却し米錢を掠奪するを云ふが如き暴舉を成さず諸が救助を望むの示威たるに過ぎざりければ町奉行所に於て臨時救助の令を發せしと共に穩に解散したりき。（此屯集は長きも四五日短きは二三日に過ぎざりしと覺えたり）却説く余は此屯集解散を見たるの後に十一月廿七日に糟屋筑州に隨ひ僚屬兩三輩を率

て俱に軍艦に便船し廿九日の暮兵庫に着し直に早駕籠にて徹夜大坂に上るの途に就きたるに西の宮に至れば市中舞踊に狂呼して人足の一人も得ると能はず糟屋は憤然として宿役人を叱咤すれども宿役人も唯々忍入たりと低頭平身して謝する迄にて其力にても肝心の人足を集むる事は出来ざりしを以て其夜は西の宮に一宿して翌日大坂には着したり。此踊は其頃諸神の御札が空より降ること所々に流行し（江戸にも此前曾てさる事ありと云へり）京都大坂より西の宮は頃日頻に降る最中ゆゑ市民は是を豊年の吉瑞とし『善じや無いかく〜』と云ふ句に野卑猥褻する鄙詞を挿みて可笑き調子にて唄ひ大鼓小鼓笛三味線等の鳴物を加へ老幼男女の差別なく花やかなる衣服を着て市中を踊り廻りて騒ぎ歩行けるなり、現に我等が大坂に着したる時も此御札降りエマヤナイカ踊の大流行の最中にてありき、或は云ふ此御札降りは京都方の人々が人心を騒擾しむせる爲に施したる計畧なりと其果して然るや否やを知られども騒擾を極めたるには辟易したりき

扱大坂の城内には御座敷續きに三個の部屋を以て外國方の詰所と定め奉行には川勝近

江守石川河内守、組頭には西吉十郎（成度）其外の役々既に先着して専ら開市に關するの外交事務を取扱ひて英佛米蘭四國の公使等も前後上坂して各々寺町に旅宿を設け奉行等は時々公使を尋問して開市上の手續の談判に涉り居たれば敢て別に異狀ありとも見えず殊に大坂御城内御座敷向は平日の如く肅然として警覲を改めざれば余が江戸にて想像せし如き混雜は更に其萌をも顯はさざりけり。然れども京都の報道は日々是に接する毎に益々禍機の切迫せるを露はし唯今にも變事は京都に起るべきの狀を覆ふと能はざりき。余は斯く大坂に來つたれども別に專任擔當の事務も無ければ閑散は同じく閑散にて毎朝旅宿より出で登城し二三の雜務を處理し一二の草案を作るに止まり幾ど其員に備はるに過ぎざれば何にもして京都に上り親しく今日の狀勢を觀察し所懐の意見を陳述せんと欲し事を外交事務の上申に托して其使命を帯び上京すべしと屢々奉行に乞ひたれども在坂の奉行等は概皆余が知己に非ざれば其必要なしと云ふ一言にて拒絶したるを以て京坂の間も猶咫尺天涯の思を爲し漠然として其事情を詳にする事を得ざりき。斯て數日を経たるに十二月十日十一日に至りて京都よりの一報は落雷の

耳を貫くが如くに大坂に達したり、朝廷萬機御裁決、毛利大膳父子入浴御免官位復舊、脱走并に退黜の公卿勅勘御免、攝政關白幕府等廢絶、内覽議轉兩奏守護職所司代廢止、御所内へは關東の者一人も立入と不相成、朝廷には新に三職を置き、薩土の藩兵に禁衛を命じ、京都を戒嚴ある旨の報道は陸續として到着し、ハヤ今日只今にも兵亂は京都に起るべしとの急報なれども當時大坂には常番あるのみにて事に會て用立べき兵士は一小隊も無ければ諸人相集りて如何にや如何にやと氣を揉たる計なり、十三日の夜に至り前將軍家には唯今二條御城御立會津桑名其外役々御供にて明朝御着坂との急報あり、十三日の朝余は奉行等と共に府外まで罷出て御出迎申上たるに前將軍家を初とし奉り一同馬上にて御渡おらせられたり（御渡勞の躰とは聞たれども我等は地上に平伏して頭を搔ると叶はざれば尊顔を拜するを得ず隨て御容躰を備にするを得ざりき）是よりして大坂御城内は雜沓を極め御立關より大廣間柳の間に掛ては會津桑名の兩藩これに詰切り其外扈從の幕兵皆御城内に詰合たれば殿上の間御白書院御廊下等の御座敷を除くの外は都て宿陣の躰に一變し諸人皆憤激して殺氣を帯び兵戰に訴へざれば其

怒を釋くべきの期なしと云ふ色を顯はしたりき

御着坂の上はと思ひたる余が宿志も事已に此に至りたれば既に六日の菖蒲と成たるを以て思ひ切り、扱て是よりは如何相成べきかと思惟したれども素より分別の出る譯にても無く又少々の分別ありとて誰も取次で上申すべき知己も無ければ空しく事の成らん様を見るの外なし、尤も已に御下坂の上は直に御東歸遊ばされ大坂城へは留守の鎮兵として傳習兵を差置かれ攝海へは軍艦を繋かせられて事發するの日は京都と西國の通路を斷たるべき御用意あつて可然歟と云ふ旨を平山圖書頭塚原但馬守まで申立たりしかども兩氏とも余が從來の懸意たりしに係らず卿等が興り知る事に非ずと冷語を以て撥斥し取合もせざりけり

◎第十七

大坂城中の状況

前將軍家御下坂の後には英蘭米佛四國の公使は各々謁見を請ひて屢々登城したり、是は前回にも述べたる如く當時兵庫大坂開市の期に迫つたるに付き何れも上坂して其準

備の談判に涉つたる所に今や形勢大に一變して先づ日本國の君主は京都の禁裏か但しは在坂の將軍か其孰を認め其孰を否せざるべき乎と云ふが無論に外國公使中の一大緊急問題と成りたるが如し。依て幕閣は諸公使の質問に答へて徳川家已に大政を返上したる上は前將軍家はもはや日本の主權者たる大君にはあらず禁裏こそ即ち正統なる日本皇帝にて御座すなれ但し外交の事は禁裏に於て未だ其御準備相整はざるを以て其間は從前の如く徳川家にて引受け開市の事その外とも都て談判して所置いたすべければ條約遵奉施行に關しては更に差支なしと流石に立派に申入たるは感心すべき事にてありき。然れども此返答も畢竟は表面上の返答にて内實は平山塚原を初め其他幕閣腹心の外國奉行等は佛公使に密談して當時京都の改革は薩長の陰謀に出で朝廷の公議にあらざれば幕府は之を質問して更に平穩の改革を見せしむべき素願なかと説き頗る該公使に依頼せるを以て該公使は勿論米關の兩公使も事定まる迄は依然前將軍を日本の主權者たる大君と認め是を尊ぶに陛下の敬語を以てすべしと主張したるに英公使はまた全く之に反對して前將軍既に政權返上の上は京都こそ眞の日本君主にて主權者なれば

尤も外交上に關しては便宜の爲に前將軍をば禁裏の御名代と認めて談判すべきも決して陛下の稱を呈すべからず我は今日より前大君と呼び陛下の敬語を用ふべしと抗議して英佛兩公使の間相協はず、現に十八九日の頃と覺えたり坂城の殿上の間に於て兩公使大に激論に涉りたるを余は親しく見受けたる事ありき。然れども幕閣と佛公使との秘密談判は平山圖書頭川勝近江守等が鹽田三郎又は和春の通譯を介して議せる所なれば余は其詳なるを知らざりしなり。十八日には尾州および越前の兩侯來坂せられたり。是は京都の廷議の結果により前將軍家を説き參らせて平和の歸着を得んが爲なりと云ふと早く漏聞えたりければ幕府の主戰黨并に會津桑名の諸士は皆憤然として其來坂を憎み甚しきは兩侯を目するに徳川家の爲には獅子心中の蟲なりと認めたるに及べり。然るに尾州侯は下坂の後に病に罹られたりとして一度も登城せられざりき（後に聞けば此時尾州侯は初より來坂せられざりきと云ふ説もあり如何にや）而して越前侯は此時坂城にて前將軍家に對ひ懇々利害を説きて頗る激論に涉られたりと云ふ説ありしが其前後は知らず余が親しく目撃した

る所にて其事ありとも覺えざるなり、其日はいま儘に肥臆せされども(廿日頃と覺ゆ)米國公使登城して前將軍家に謁したる事ありき。當時幕府の例として凡そ外國人拜謁の時には外國方の拜謁以上の役々が御小姓と打交りて御座敷に伺候し御給仕を勤むる事なりければ余も當日右の御給仕として御前に候ひしに米國公使の言上并に御答とも相濟ての後に(此應答も今は何事なりしか忘れたり)茶菓酒肴を持出して卓上に置き前將軍家と公使は御黒院上段の間にて卓を隔て、相對せられたり、時に其前より越前侯(春嶽)登城せられたる事を前將軍家には聞き知り玉ひしと見えて侍座の間老板倉周防守に向はせて大藏を是へ呼べと命し玉ひき(大藏とは大藏大輔の畧にて即ち越前春岳公の事なり春岳公は此時松平大藏大輔慶永と名乗られたりき)程なく越前侯は御座敷に出られ御次の間にて體て前將軍家を立拜ありて命を待てり前將軍家は大藏是へ來いと再應御指示ありければ越前侯は鞠躬して上段に昇り前將軍家の左側に(即ち下手)扣へらる、大藏に椅子を遣はせとの御詔にて余は椅子を御下段より持運びて着座せしめたるに前將軍家は三鞭を大藏にも飲ませよと仰ありて御小姓は三鞭を注ぎたるに越

前侯は體て酒盃を戴て飲み夫より暫時雑話ありて米國公使は拜辭して去りければ越前侯も尋て其席を罷り退かれたり(是より別席にて周防守と對話ありしかと覺えたり)されは此時は御前にて御上坂の事に付ては何等の應答も無かりき唯その應對は政權返上後たりとも猶昔日の如く君臣の分は嚴重に守られたると是れ積威慣習の然らしむる所なりしと雖ども余は深く越前侯の其節を失はれざるに感じたりき
 扱この驟然たる間に數日を送りけるが廿三四日の頃より前將軍家御上京に決したりと云へる説は余輩が耳朶に達したり(余輩は外交官なれば別に坂城の營中に役所を構へて常に其中に居りたれば固より京都關係の政略に關係する事を得ず)何事ありて唯今御上京は成させらるゝと交々不審に存し奉りたるに否々御上京には御旗本諸組の御親兵並に會桑の兵を率させ大兵にて御入京あるべしとの御事なりと聞えたり。其中に戰論は益々其氣焰を營中に熾にして斯く御英斷ありてこそ天晴將軍家にてましますなれ憎くき薩摩の者共をば長州其他の藩賊と共に一擧の下に塵にして朝廷の奸徒を平げ申すべしと叫び罵る聲は御座敷内にも御廊下にも傳なく聽えて御上京とは假の名義に

て誠は京都に御打入と云ふと顯然と知れ渡りたり。當時の状況を顧れば何がさて所謂御祭騒にて或は銃槍を御殿の中坪にて掃除をするもあれば或は御多門に納められたる槍を取出し御廊下に於て振り試るもありて何れも速りに速り立ちて止まるべくも見えざりけり余は深く驚き憂ひ西吉十郎氏と兩人にて頻に案を煩ひて自から禁ずると能はざりければ西が卿の非戦論の建白は無益なれば思ひ止まるに若かずと忠告せられたるに係らず廿九日の早朝に平山圖書頭(若年寄格)の旅館に伺候して面謁を乞ひ大兵を率て御上京の事尤も然るべからず。今日の策は唯今の如く坂城に御座あつて海は軍艦を以て兵庫大阪の兩港を封鎖し陸は西宮より街道に沿て胸壁を築き淀川の通路を止め守口牧方に堡寨を築かせて嚴に之を守り玉ふべし然る時は京都に駐在せる薩長の兵は居ながらにして屈し戦はずして走るか然らずば討て出るに相違なし是れを上策と仕り候ふ。若し此策を御採用なくば將軍家には斷然直に御東歸遊ばされ坂城には傳習兵並に會桑の逞兵を置かれて留守せしめ牧方を限りに備を嚴にし淀川を隔し軍艦を以て攝海の出入を止めらるべし是れ關以西を敵地と見做して其動靜に應じ逸を以て勞を俟つの

謀にして中策と仕り候ふなり。兩條とも御採用なされ難くて是非とも引兵御上京との御議ならば鳥羽伏見淀の諸所に兵を分て合期攻入の策は尤も宜しからず須く山崎街道の一口より突入り玉ふべし京都へ攻入るの用兵道路は此外に候はず是を下策と仕り候ふなり。唯今の御軍配の如きは殆んど無策と奉存候へば右三策の内を御擇び遊ばさるべし。是は拙者一人の愚案には無之西吉十郎はじめ凡そ兵書の二巻も讀み今日の形勢を識り候ふ同志輩の衆論に候へば御採用御座あるやう御上陳を願ひ奉ると述べ併せて其趣意の書取を差出したり。此陳述は取て余が年少の功名心に駆られたるには非ず實に西を初として同志の自薦代表者となり覺悟を極めて申立たるなり。如何と云れば若しさる建議を仕たりと漏れなば忽ち主戦激黨の爲に命を危くするの恐ありければなり。然るに平山は頻に余が陳述を稱譽して後に卿取て案を煩ふ事なかれ京都にては既に内應の約束あれば御先手の隊が伏見に着すると共に砲聲は兵火と共に早く洛中に聞え薩賊等は戦はずして敗るべし但し努々此事他言を致しそと實としやかに諭されれば余も亦恐にも其言を實と思ひ西にも密に語り傳へたるを淺果なりける。但し後に考

へ合はすれば此語たる敢て平山が余輩同志を欺たるには非ず平山も幕閣一同と俱に土藩に欺かれたるなり、而して土藩も亦敢て欺きたるには非ずして實際勢に迫られて其約を果たす事を得ざりしが如し。此時恰も土藩の後藤象次郎は大坂に來り登城して内密上言したる事ありと聞えたりければ余輩は初こそ圖書殿の言はれたる内應とは是にてあるなれと賢げに覺り顔したるは今更思へば笑止千萬にてありき。

既にして出兵の準備は愈々其歩を進りたるに三十日に至りて江戸に於ては薩邸を焼打したりと云ふ報知を得て是ぞ開戦の合圖なると與ひ合へる中に余輩は平山の密話を聞て信じたれば大旗だに向はれ銃槍に烟せずして凱歌を聞くべしと心に恃み斯る佐劇の中に余は屬官の額川俊三(今の佐々木八郎)と共に靜に旅宿に歸りて除夜を送り翌れば慶應四年(即ち明治元年)の元旦を祝し屠蘇雜羹の饗應に腹を滿して登城なし平氣にて軍隊の出陣騒を見物したり(尤も余輩が外國局は此出陣騒にて事務も中止の筈と成りて却て閑散なりき)但し三日の朝よりは余輩の外交官とても他の諸役と同様に城内に詰切となりて復た旅宿へは返らず日々三度づゝ兵糧の配布を受け夜は毛布を纏ひて

役所に起伏したりき

然るに三日の開戦よりして四日に至りて不利の敗報存りに聞えられたるも愛て平山圖書頭に聞たる内應の沙汰は一向に其の事ありとも聞かず大に豫期に反したれば彼平山の老猾めが我々を欺きたり否々彼が欺かれたるに相違なしなど罵り騒きたれども其甲斐ぞ無き。戦地よりの注進城中よりの御使互に櫓の齒を引くが如く是より援兵を操出せば彼よりは手負を歸へし其混雜は名狀すべからず。六日に至れば淀の手も既に敗れて今は橋本にて防戦最中なりとの注進に接し砲聲さへ微かに風につれて聞ゆる様なる心地したり。然れども彼の薩長の兵隊いかに狂く戦ふとも思はざる勝利を得たりとも眞さかに大坂城を圍むが如き事は餘も有まじ此城にさへ籠りなば安泰なりと恃みて籠城説も漸く軍隊諸將校の間に行はれたるが如し其中に戦地よりの注進として(この注進は今の澁澤喜作氏と覺えたり)隊長の來りて事情を陳述して引返すと共に愈々前將軍家御出馬と云ひ觸らす聲の聞えしかども其御出馬は臆想に止まりしと見えて暮に及べども其御事も無かりき。然るに此時陸軍傳習教師佛人シヤノアンは山口駿河守と共に

に軍艦に乗りて江戸を發して恰も此日を以て大坂に着し黄昏過ぐる頃に登城して前將軍家に謁し程も無く引取つたり、但し此拜謁は陸軍にて諸事取扱ひ外國方に關係せざりしかば余輩は其御席には列らざりき

此日の(六日)晝過ぎより平山川勝の兩氏は頗に佛國公使の旅館に往復したりしかども例の機密連中の所爲なれば余輩は固より其何事たるを知らず。當時我役所に詰合せたる外國奉行は川勝近江守糟屋筑後守石川河内守にして山口駿河守も此夜來りて座に連なりしが十時頃に至れば奉行は一人も残らず其席には居らざりけり、又候ふ奉行衆が機密相談として御用部屋(内閣)に出られつるか此敗軍の最中に何の無益の相談を成さるゝぞと西も余も俱に冷笑して烟草を燻らせ果ては雑話にも倦みて毛布にくるまり居睡りして居たるに夜半に及び松平太郎(組頭)は戎服に容を改めて來り余輩一同が悠然として落付たるを見て余と西に向ひて君たちは何で落付て居るか(と親指を出して)モカ疾にお立退に成ましたぞ早く落る用意を仕たまへと告げたり、西は此語を聞て怪しめる色を爲したるに余は早く語を發して太郎殿そんな不吉な戯言は仰せられぬもので

御座ると一本やり込で見たれば松平はどつちか戯言だ嘘と思ふなら御用部屋へなり御座の間へなり往て見たまへ御老若方も奉行衆も皆お供で立退かれたせ僕は今遽に陸軍の歩兵頭に轉じて是から出陣する所だ君たちは早く立退たまへと云捨て急ぎ役所を出往たり。是にて満座一同も大に驚き騒立たるを西は制し止めて兎も角も太郎が詞の虚實を見證すべしとて余と共に役所を出で御用部屋の方へ赴き覗きて見たるに内閣は寂として一人の影も見えざりけり

◎第十八

大坂城立退き

内閣は寂として一個の人影だに無し扱こそ松平太郎が既に御立退と相成たりと報知せるは實説にてありけれいご去らば御錠口の邊まで推參して其虚實を楷めんご云ひたれば、西吉十郎(成度)は余を制して否々御錠口近く推參せんは其恐あり先づ御邊は詰所に戻りて一同立騒がぬ様に鎮め置たまへ僕は御目付部屋(監察局)へ罷越し實否を備さに承合せて參るべしと云ければ、余も實にもと其意に従ひ御用部屋(内閣)の外にて西

に別れ、外國方の詰所に立歸り、調役並定役同心書物方等が頻に騷擾せるを取鎮め居たるに、西は程なく戻り來りて一同に對ひ深き思召あらせられて上には當大坂城御立退となり御軍艦にて御東歸遊ばされたり尤も當城は尾張殿に預けられ御留守居役御目付其外とも役々夫々に仰付られたり此儀唯今御目付より儘に承り及びたり従つて外國方の儀は奉行衆已に御供して東歸の上は我々共一同は當城に残り止まるに及ばず是より東歸の都合を我々相談の上にて御達し申すべし其分に心得られよと嚴然と申達し、事實を陰蔽する事も無く、又毫も狼藉の狀なかりしは余が西の舉動に感服したる所なりき。是よりして西は余を招き、兩人にて奉行の詰所に入て見たれば、公用書類は取亂し誰が護身の爲にとて携へたりけん拳銃も其まゝ座隅に取殘してありけり（是は東歸後に聞けば奉行某の品なりしとの事ゆゑ原主に返し與へたり）猶笑止なりしは何やらん四角なる風呂敷包ありしを開いて見れば、鴨の切身に青菜と切餅とを夥しく入れたる雜煮の用意にてありけり扱は奉行の一人が今夜の料にとて旅店より取寄たる品にてあるべし好々我等賜はつて久振の御馳走に與からんと打笑ながら同心をして鍋を捜さ

せたるに、果して鍋も汁も用意して下部屋にありければ、一同寄集つて且つ煮かつ食ひたり。其の時西は余に向ひ御邊は是より如何せらる、所存なりやと問ひたれば、余はさればなり是より僕は紀州路に掛り陸路東歸の所存なりと答へたるに、西は否々それは上策に非ず今や陸軍の敗兵みな紀州に赴かんと必定なれば其混雜は想像するに餘あるべし幸なる哉柴田日向守は兵庫奉行として現に彼地にあり彼人は外國奉行兼帶なれば我等一同が進退も彼人の指揮に従はんと當然なり其上に兵庫は開港場なれば此内亂の今日に當りても自から中立の狀勢を占むべき歟此議は如何と申されたり。余は深く其言の理あるに服し何様責説その理あり速に同意すべしと答へたれば然らば其事に定むべしとて一同に口達して其處置に及びたり。先づ元締（會計役）を呼び外國方御用意金は現に何程ありやと尋ねたるに御勘定所へ還納すべき分とも合せて四百六十餘兩ありとの事なりければ、西を初め十一人の者が高下の別なく銘々貳拾五兩づつ、拜借の事に定め組頭宛の證書を認めて是を配當して肌付金を爲し、其餘の貳百餘兩は御用意金として元締に所持せしめ、夫よりして書類を盡く取出し斯る時に臨みて書付を取殘

し置くは第一の耻辱なりとて西は余と與に都て一々に檢閲し無用の書類は都て引裂て
 燒捨させ緊要の書類は是を葛籠文庫及び用箱に藏め同心三人に是を背負て従はしむる
 事となし、次に定役一人を入軒屋に遣はし急に川口まで降るべき傳馬船を一艘用意せ
 しめたるに、曉に及びて此船の支度は宜しき旨を告げたり。然らば各々當城を退出し
 て一旦銘々の旅宿に立歸り宿料其外等の仕拂を残り無く償却し明荷兩掛等の如き手荷
 物に至るまで残らず擔かせ九時までに入軒屋へ參着すべしと達して正月七日の朝六時
 半頃に打連れ蕭然として大坂城を出でたりき。此時敗兵は既に城内に歸り、御立關よ
 り御座敷に涉りては會桑および諸隊の幕兵みな屯集して更に秩序も無く、況て中の口
 (文武諸役人の昇降口)の如き雜人舁のもの草鞋の籠にて昇降なし其混雜は一方なら
 ず。櫻の御門を出たる時に陸軍の一隊は(何隊なりしや其隊名を忘れたり)是より紀
 州路に赴くべしとて敗餘の殘兵を整列して猶儼然その軍紀を紊さざりしは此際に於て
 尤も諸人の目を驚したる所なりき。大手を出る手前にて天滿なる東照宮の別當の僧が
 御神舁の御輿を舁かせ、自らは衣の袖に轡を掛け長刀を杖に突て御城内に入るに出會

ひたれば一同に下座して拜み奉つたりき(此御神體は其後如何なりしや蓋し九日の
 炎上に燒亡し玉ひしなるべし)斯て余は額川俊三を率て今橋町の旅宿に立戻りたるに
 市中には戦争の風聞こそ聞えられ敗軍の摸樣も前將軍家大坂御立退の事も未だ知れざ
 りしと見えて極めて穩にして平日の如くなりければ余等は旅宿にて心靜かに七草粥を
 喫し湯浴して後に荷物を取付け人足を命じて擔かせ九時前に入軒屋に赴き、一同傳馬
 船に打乗りて淀川を下り午後二時頃に川口に着したりき

海路東歸の事

此所にて兵庫へ急行の押送船を捜させたるに同心は直に一艘の船を約して連れ來れ
 り、此船頭は戦争中とて兵庫までの船賃拾五兩を需めたり。非常の高價を食るとは知
 つたれども外に詮すべなければ之を雇入ると定め、扱直に出船すべしと命じたるに
 其時西風烈しく吹たれば逆も出船叶ひ難き由を申す。依て一行の荷物を其船に移し定
 役同心三人に其船の番をなさしめ、其餘の者は其近所なる市兵衛新田の鴻池市兵衛の
 別荘に投じたり(此鴻池市は外國方及び御勘定方の用達なりき)此所にて食事を調理させ

て其夜は此に一宿したりけるに、夜に入りて遙に東南の方面に當り一道の火光を望み既に敵兵坂城に押寄て放火したる歎と思ひたるに後に聞けば伏見邊の火災なりと云へり。明れば正月八日この日も西風烈しくて船頭共は出帆なり難き由を申したれば終日この市兵衛新田に在りて風待をなしたり。余は西が諫め止むるを聞かず屬僚一人を従がへて大坂城内の状況如何と思ひ市中に打上つたるに、市中は左まで打騒げる様子は見えざりしかども敗兵の右往左往せるを時々見掛たり、内船場に入て見たれば漸々騒擾の色を益し大手前は敗兵の集散出入にて大に殺氣だちたれば屬官の止むるに任せて其所より引返し午後三時頃に再び市兵衛新田に立戻りにき。斯て夜に入り風少し静まりたれば船頭を促して川口を船出なし兵庫に向ひたれども海上は猶荒かりけり。翌九日の十時過に船は恙なく神戸の濱邊に着したり。一行は上陸して濱邊の旅店に就じ午餐を命じ休息したり。西は調役並を従がへて直に兵庫に赴きたりけるが暫くして歸り來り大嘆息して兵庫奉行所に至りて見たれば奉行組頭を初として諸役人一同が官軍の來襲を恐れ奉行所及び税關を米國領事に預け俄に英船を雇入れて唯今江戸へ逃歸

らんどの支度最中にて周章狼狽を極め我等が申條は誰一人として耳を傾けて聽ものも無し斯と知りたらば福地の説に従ひて大坂より陸路直に紀州路に赴くべかりしものを扱も江戸育の幕吏が打揃ての氣慨なさまと且は悔み且は憤りて語つたり。余は是を聽くよりも直に其座を立ちて此家を出で濱邊に赴き兵庫の御奉行様が御乗込の異船はどの船にてあるぞと其邊に繋きたる小船の水手等に問しめたるにそれを彼蒸汽船にて候へと答へて一隻の汽船を指し示したり。乃ち座に復り余等一行は既に東歸の便船を得たり愚存に任せられなば其策を建つべしと云ひたれば西も此場に臨みては兎角の異議は申さずとの答なり然らば疾々用意せられよ余が策は云々なりと發議し夫より荷物を盡く小船に積込ませて英國汽船の方へ漕附かせたり。此汽船は「オーサカ」と號せる螺機（スクリュー）の商船にして即ち兵庫奉行の一行が雇入たる船なれば余は船に上りて船長に面會し兵庫奉行の屬官が船中部屋割其他の用意の爲に先着したるなりと告げ手荷物を船中に入れさせ二三室を下して寢所と定め船中にて休息したりけるに、午後四時頃に至り兵庫奉行柴田日向守は組頭森山多吉郎調役竹中佐次兵衛及び其外の役々を引従へて乘

船したり(前島密氏も當時前島兼助とて其一行中なりき)余は柴田に對ひて私共御便船相願ひ奉ると簡單に挨拶して濟ませたり。斯くて船を揚る頃に至り(午後五時頃)大坂の方に當り黒煙大に立ちて火焰頗る熾なるを見て扱こそ大坂の御城は最早官軍の爲に一炬に附せられたりと思ひ首を俛れて望見するを得ざりき(此大坂城の放火は諸説紛々たり、官軍の方にては徳川兵が無慙にも自から火を放たりと云ひ又た舊幕人は先着の長州兵が放火したるなりと云ひ今日まで誰が爲したる悪業とも知れず、或は無賴の人足等が混雜に紛れて城中に入り窃盜を働き其痕跡を掩はんが爲に放火したるなりとも云へり、余は其孰か實なるやを知らず)斯て十二日に横濱に着港し夫より上陸して一行みな江戸に歸着したり。畢竟西氏が落附たる取計に由て余等は此危急の中に在りて安全を得たるなり

江戸城中の評議

前將軍家は十二日の夜御東歸ありて御濱御殿より御上陸にて御歸城あらせ玉へり。翌十三日より文武の諸士高下を問はず出仕して詰掛け、和戦の議論囂々たり。但し御

前評議は固より余が如き身分の者が推參し得べきに非らず、尤も諸閣老は交るゝ大廣間に出で諸士の意見を聞くべしとの事なれば余が知れる輩は此時なりと先を争ひて罷出て各々所存を申演たれども、余は既に大坂にて手懲りしたれば其無益なるを察して役所にのみ居て所存申演には一度も罷出ざりしなり。水野痴雲(筑後守)は當時隠居の身分なれども毎日登城して戦論を主張したりけるが十七日の黄昏に至り外國方の役所に來りて余を呼出し先づ天下は泰平と定まつたれば是より俱に退出して今夜は祝杯を擧んと思ふは如何にと申たり、此の方正嚴格の人が稀らしき事を申さるゝもの哉とは思ひたれども其意に任せ相伴ひて退出し、歸路神田佐久間町の中村屋と云へる割烹店に入りて晚餐を命じ、其座にて水野は今日の御前評議に於て愈々悔悟謝罪あらせ玉ふべしと仰出されたれば余は復出仕の要務なし。台慮已にかく定らせ玉へる上は徒らに戦論を主張し或は私に兵を集めて戦はんなど云ふは不策なるべし。故に余は近日采邑多摩川の邊に身を退くべし。但し御邊は戦なり和なり隨意に致されよと賭り打碁れて涙を流し刑を告られたり(痴雲は此後程も無く多摩川邊に隠遁し病に罹りて憤死

したりき) 是れ即ち幕議の非戦に決したるの當日にてありき

其後は幕府の事は恰も亂麻の如く主戦論者の議は行はれず成たりければ一變して諸隊脱走の事と成りにき、現に余が同僚朋友中にて江戸を走りたる壯士等も多く、既に余が如きも幾度か其中に加はるべかりしが、當時政務引渡に付き責て外交事務だけは外國に關係あるを以て整頓して以て新政府に交付すべしと云ふ局議にて其事に執掌したるが故に脱走に加はると能はざりしは今日より願れば余が幸にてありき

然れども余は初より主戦説の一人にてありければ引渡事務を擔當するを屑とせずして猶も同志の群衆と共に闘々たる中に、或は相率ゐて脱走する者もあり、或は勝安房守は降服論の主張者なれば暗殺すべしと叫ぶ者もありて人心益々昂激し、幾ど全幅の感情にのみ左右せられて道理は自他の耳に入らざる程の有様にてありき。其中に二月も央に及びたれば官軍東下の報頻に聞えたるに由り余は奉行の差圖に従ひ二月廿日頃に杉浦愛藏と共に横濱に赴き専ら外人の間の所説如何を聞きて日々之を江戸に報道し其爲に三月上旬まで同所に滞留したりき。此間とても猶主戦説を持して止まず或は近々

米國より廻航すべき我注文の軍艦を海上沖に待受て請取るべしと同志に語らはれては是を行はんと試み、或は佛國に款を通じて其調停の干渉を乞ひ其言聽かれざる時は佛國の兵力を借りて幕府に應接せしめん事を望み口に任せて説き廻りたりしが、今日より回顧すれば實に國家と云へる觀念は我等が胸中には徹塵も無く更に將來の利害禍福を察するに迫なかりしは悚然として我ながら身の毛も戰立つ程にてありき。幸に我輩の計書は着々實行せらるゝ事を得ずして皆書餅と成つたりければ余は三月十日と云ふに田邊太一と共に江戸に歸つたりき

◎第十九

主戦論者の妄念并に上野戦争

國家と云へる觀念も國體と云へる分別も實に余が胸中には無かりしなり其頃は既に聊か洋書も讀みて平生は萬國公法がどうで御座るの外國交際が斯様で御座るの國家は云々獨立は斯々など讀囃り聽囃りにて随分生利なる説を吐て人を驚かし以て自から喜びたりしや今や己れ自から身を其境界に置に際しては全く無學無識と成りて後患が如

何であらうが將來が何と成らうが更に貧着するに違なく只管徳川氏をして此幕府を失はしむるが残念なりと云ふの一點に心を奪れたり故に或は佛國に税關を抵當として外債を起し起て軍資に充て、搜兵を乞ふべしと云へば直に同意し米國より廻航の軍艦を海上にて欺きて受取るべしと云へば異議なく左祖し横濱の居留地を外國人に永代賣渡にして軍用金を調達すべしと云へば是以て名策なりと賛成したるが如き今日より回顧すれば何にして余は斯まで愚蒙にてありし乎と自から怪しまるゝ程にてありき。然れども是は敢て余一人のみに非ず當時幕府の爲に主戰説を唱たる輩は皆同様の考にて到底日暮れ途遠し倒行して逆施せざるを得ずと云へるが當時の決心たりしと争ふ可からざるの事實なり否々然らず我は云々の分別にてありしなど云ふ豈ありとも余は敢て之を信ずると能はざるなり。現に謝罪降伏説に心服せざるを以て前將軍家の御事をも惡ざまに怨み奉りて扱も悔悟謝罪恭順謹慎とは何事ぞ餘りに氣概なき御振舞か徳川家の社禮に對して實に不孝の汚名を取らせ玉ふ御方にては御座しますぞと評し參らせ是に従事したる勝大久保の人々をも國賊の如くに罵り彼奸物宜しく天誅を加ふべし

と迄に揚言し其謝罪狀を稿するに筆を執たる人までも同じく節義を失へる小人の如くに憎みたるは皆主戰論者一昧の説にして余の如きも則ち妄言を吐きたるに相違なしと雖ども是れ皆に感情に動かされて正義の道を踏外したるにはあらず父祖以來世傳の武士教育が即ち事に當りて此心を起さしめたる者なれば當時己れ自からは我こそ正道を履むの士なりと誰も彼も信じたりに外ならざるなり

斯る中に三月も過ぎて四月に至れば江戸城は官軍へ引渡と成り、前將軍家は更に上野を出させ玉ひて遠く水戸に渡らせられ、勇氣ある輩は傳習兵隊歩兵隊其外を率ゐて思ひくく東西及び近國に脱走して諸所に戦ひ、彰義隊は上野に籠りて何れも徳川家の命令を遵奉せず事々物々皆非にして江戸は恰も亂麻の如く見えたりけり。中にも上野の戦争は當時余が目撃したる所なれば其概畧を云はんに余は其前より下谷二長町の賜邸に住居したりけるに朝廷に歸順せざる幕臣の向は其邸宅を召上らるべき旨に聞えれば見すく彼の金裂きんれきに（金裂とは當時官軍が其標識の爲に各々戎服の肩に錦の小裂を附たるを以て江戸市中にては之を金裂と異名したり）我邸宅を奪ひ取られんは胸糞むねご

悪き限なりと思ひたれば之を他人に賣渡し四月下旬より更に池の端に借宅して居たりき。然かるに上野に屯集の諸隊は勇氣勃々として頗に敵愾の志を懷きたれども朝夕その所爲を傍觀せしに軍隊に紀律なく攻守に戦畧なきが如くに見受たれば、余は當時江湖新聞と題せる新聞を刊行して居たるに付き少しく其事を論したるに忽に彼隊の怒に觸れ脅かされて謝罪狀を書せられたるに至れり。是より沈黙して其所爲を見たりける中に官軍は愈々明日を以て上野を攻らるべしと云へる報知は五月十四日余か友人より來りて以て余に其亂を避けん事を勧められたり、然も余は多分彰義隊は防戦の非策を行はずして今夜の中に上野を退散すべし官軍も亦上野攻は其虚聲を張て彼輩を恐喝する者なるべしと臆測したるを以て立退の用意も爲さず平日の如くして居たりけるに五月十五日の朝に至り砲聲は余が一家の夢を驚したれば扱こそ愕き倉皇急に砲彈の間を潜り妻子を伴ひて危難を免れたりき。事平きての後に其夜歸宅して見たりければ四壁所々に鉛彈の痕を止めたり。然るに此僅に一日の戦争の爲に江戸の勢は依然一變して幕府の爲に復なすべきの地なきを示したりき。

幕臣が身を處したる結局

斯て其後徳川家には駿遠參にて七十萬石を賜はつて其血食を存せしめらるゝ事に成たれば幕臣の去就に關して實に言ふに忍びざる程の情なき状態を顯はしたり。是より先き幕府は命令を其旗本家人に出して云く幕府既に政權を返上の上は其の臣下にて朝廷の王臣たらんと望むものは願出よとて實に其王臣と成らん事を勧め諭したれば五畿東海中國等の如きに知行所を有せる輩は其所領を安堵せんが爲に王臣となつたる者も多かりけり然れども俸祿を廩米に仰ける輩および東國に領地ある輩には一人の王臣を願ひたる者も無かりき此れ全く各自が知行に就て専ら其去就を決したるが極意なれば王臣に成たればとて敢て徳川家に背きたるにもあらず又王臣たるを否めばとて敢て徳川家に無二の忠心を懷くと云ふに非ざりしかども當時世間にては此王臣と成つたる旗本を恰も敵國に降りたる失節の臣の如くに罵り其面に唾せんどの思を爲して之を摺斥したりければ彼の新王臣輩は江戸に居住するを面耻かしく思ひて或は采地に去るもあり又は京都に赴くもありて然らざるは江戸に在りても外へ出でずして其跡を屏めたる

は可笑かりき

扱徳川家は七十萬石の諸侯と成ては復從前の如く許多の旗本家人を扶持し得ざるを以て其事を豫示し彼臣下が暇を請ひて農工商に歸せん事を望みたり是に於てか彼輩は御暇を請ふて歸農歸商するか但しは駿河へ御供するか二者其一を擇ばざるの場合に迫つたり。若し後世よりして當時幕臣の進退を論ぜば此時に暇を請ふて臣籍を去たる輩は皆不忠者にて駿遠に御供したる輩は盡く忠臣の様に思ふべきが其實際を見れば是亦敢て然るに非ず。詰り性質伶俐にて所謂目先の早き輩は駿河に赴きたりどて糊口に足る程の祿を受る次第には至らざるべし愁ひに御供して主家に難澁を掛け我身も生活に苦まんよりは早く御暇を願ひて農工商に歸するに若かずと見切を附たるより御暇を願ひたるに外ならざるなり、然るに此御暇を願ひたる許多の幕臣中にて妻子を率て遠く舊采邑に赴くか或は田畑山林を買求めて以て歸農したるは千分の一に出でずして其他は都て江戸に現住しながら直に商人と化たる者ばかりなりき。是ぞ即ち士族商法の先鞭にて一として見るに足るべき者なく甚しきは我家の玄關を直ちに店と爲して所持の什

器を陳列し以て骨董道具商と成るものあり更に又甚しきは昨日までは殿様奥様と諸人に尊敬せられたる門閥の執持者流が世間に舐面あるを顧みずして或は料理屋と成り或は汁粉天浮羅茶漬の店に居宅を變じ妻子と共に客を迎へ叩首して以て賤商の姿態に倣ふ夫も朝夕の活計に差支るの故を以て一生懸命に従事せしならば情に於て尙恕すべき所もあれども其十中の三四は未だ夫程の困窮にも陥らず相應の資財を所持しながら面白半分に流行につれ是を以て快事の如くに思ひ揚々得意あるに至りては實に憎みても亦餘ありき。更に一層廉耻を知らざる輩に至りては或は狹斜に身を投じて遊女屋となり引手茶屋となれるもあり又は章臺の傍に家を移して藝者屋となれるもあり是實に沙汰の限幕臣の面汚とは此輩の事なりと少しく氣節ある者は切齒して之を怒つたりしなり、余が如きも其切齒連中なりけるが猶その實況を視察せんとて一日山の手より下谷に掛て朝より夕に至るまで足に任せて巡り見たるに其舐裁所業の奇々妙々なりしは腹が立つ中に可笑もありて果は怒氣消散して捧腹に堪へざるに畢りたりき

扱又駿河へ御供の連中は眞に君家の御先途を見届け奉らんと思ひ込たるは是亦十中の